

名古屋市障害者基本計画（第5次）
第7期名古屋市障害福祉計画
第3期名古屋市障害児福祉計画
（案）

令和5年12月
名古屋市

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 背景・趣旨	2
2 計画の位置付け	5
3 障害者の現状	6
4 計画期間	10
5 関連する計画との関わり	11
6 計画策定体制と市民意見の反映	11
第2章 計画の推進と進行管理	12
1 計画の推進体制	12
2 進捗状況の管理及び評価	12
3 計画の弾力的運用	12
第2部 障害者基本計画	13
第1章 目標とする地域社会	14
第2章 目標とする地域社会を実現するための施策展開における視点	16
第3章 重点的に取り組むべき施策	17
1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、権利擁護の推進を 図ります。	17
2 社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上及び意思疎通支援 の充実を図ります。	17

3	子どもの早期発達支援体制を拡充するなど障害児支援の強化を図るほか、インクルーシブ教育システムの構築を推進します。……	18
4	生涯を通じて安定した地域生活がおくれるよう、当事者主体の総合的な支援を進めます。……	18
5	雇用・就業に関する支援を拡充します。……	19
6	障害者を支援する人材の育成や確保を図ります。……	20
7	地域における防災・防犯等の対策を推進します。……	20
第4章	分野別施策の基本的方向……	22
第1	安全安心な生活環境の整備……	22
	現状課題……	22
	施策の基本的方向……	24
第2	情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実……	29
	現状課題……	29
	施策の基本的方向……	30
第3	差別の解消、虐待防止及び権利擁護の推進……	33
	現状課題……	33
	施策の基本的方向……	35
第4	自立した生活の支援・意思決定支援の推進……	39
	現状課題……	39
	施策の基本的方向……	42
第5	保健・医療の推進……	56
	現状課題……	56
	施策の基本的方向……	58
第6	雇用・就業の支援……	66
	現状課題……	66
	施策の基本的方向……	68

第 7 教育・発達支援の充実	72
現状課題	72
施策の基本的方向	73
第 8 防災・防犯などの推進	80
現状課題	80
施策の基本的方向	81
第 3 部 第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画	85
第 1 章 基本理念	87
1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	87
2 良質かつ適切なサービスの提供と障害種別を超えたサービスの充実	87
3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続への支援、就労支援等 の課題に対応したサービス提供体制の整備	88
4 地域共生社会の実現に向けた取組	89
5 障害児の健やかな育成のための発達支援	89
6 障害福祉人材の確保・定着	90
7 障害者の社会参加を支える取組	90
第 2 章 障害福祉サービス等の提供体制に関する基本的な考え方	91
1 必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障	91
2 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と 機能の充実	91
3 福祉施設から一般企業等への就労移行等の推進	91
4 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する 支援体制の充実	92
5 依存症対策の推進	92
6 相談支援の提供体制の充実・強化	92
7 重度化・高齢化への対応	93
8 発達障害児者に対する支援	93
9 協議会の活性化	93
10 地域生活支援の充実	93

第3章 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方	94
第4章 成果目標	95
第1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況	95
第2 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標	104
1 施設入所者の地域生活への移行	104
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	107
3 地域生活支援の充実	110
4 福祉施設から一般就労への移行等	113
5 障害児支援の提供体制の整備等	116
6 相談支援体制の充実・強化等	119
7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	121
8 障害者の日常生活・社会生活への更なる支援	122
第5章 活動指標等	124
第1 障害福祉サービス・相談支援	125
第2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	147
第3 障害児に対する支援	151
第4 発達障害児者に対する支援	164
第5 地域生活支援事業	170
第6 地域生活支援促進事業	203
第7 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施	210
巻末資料	214
第1 名古屋市障害者施策推進協議会等の設置・開催状況	214
第2 各調査の概要	220
第3 用語解説・参考資料	226

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

- 1 背景・趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 障害者の現状
- 4 計画期間
- 5 関連する計画との関わり
- 6 計画策定体制と市民意見の反映

第2章 計画の推進と進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 進捗状況の管理及び評価
- 3 計画の弾力的運用

第1章 計画策定にあたって

I 背景・趣旨

我が国では、平成19(2007)年に「障害者の権利及び尊厳を保護し促進するため、障害者の権利に関する条約(以下「条約」という。)」に署名し、それ以降同条約の締結に向けた国内法の整備を進めてきました。そして、平成26(2014)年1月に条約を締結したことにより、条約の効力が我が国において生じることとなりました。さらに、平成28(2016)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」が施行され、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として掲げられました。

こうした中で、本市では、平成30(2018)年12月に「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例(以下「障害者差別解消条例」という。)」を制定したほか、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、平成31(2019)年3月に令和5(2023)年度までを計画期間とする「名古屋市障害者基本計画(第4次)」を策定し、「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」を目標に掲げ、市民の皆様と協働して、「インクルーシブな社会※1」の実現をめざしてきました。

その後も、国においては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)」や「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「医療的ケア児支援法」という。)」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下「読書バリアフリー法」という。)」などが新たに制定されました。

また、地域共生社会の実現に向けて「社会福祉法」が改正されたほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。))」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。))」、「障害者差別解消法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。))」、「児童福祉法」、「災害対策基本法」などの改正も行われました。さらに、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs※2の推進や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを通じて共生社会の実現に向けた様々な取り組みが進められています。

本市においては、障害者が地域で安心して生活できるよう障害者総合支援法の趣旨※3に基づく障害福祉サービスや本市独自の様々な施策を展開するとともに、全ての障害者にとっての身近な相談窓口として、障害者基幹相談支援センターを設置し、支援が必要な方に必要なサービスが提供されるように努めてきました。

また、区役所・支所において障害福祉窓口一元化を実施し、障害の種別によらず分かりやすい福祉窓口としました。さらに、障害者差別解消法に基づき本市独自の障害者差別に関する相談体制を整備するとともに、本市の都市施設の整備にあたっての技術的な基準を定めた「福祉都市環境整備指針」を改定し、「人にやさしいまち名古屋」の実現に向けて取り組んできました。

こうした取り組みを進める一方で、新型コロナウイルス感染症対応をきっかけにデジタル化への迅速な対応が必要となり、社会全体のデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)※4が進む中、デジタル機器・サービスに不慣れな障害者に対する支援・配慮を行うなど、新たな社会的障壁※5とならないよう留意することが求められています。

障害福祉サービス等の利用者の多様化や事業者数が増加している状況を受け、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、事業者が提供する障害福祉サービス等の質の確保・向上を図ることが必要です。

また、全国的にも増加している一方で表面化しにくいと言われているヤングケアラーに対する支援なども課題となっています。

さらに、令和5(2023)年6月3日、名古屋城バリアフリーに関する市民討論会において、障害のある方に対して、他の参加者から差別発言があった際に本市職員が駆けつけましたが、発言の制止や注意喚起といった対応ができなかったという事案がおこるなど、引き続き、市職員をはじめ、障害者差別の解消に向けた取り組みを進めていく必要があります。

このほか、愛知・名古屋が令和8(2026)年の第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会の開催都市として決定されており、障害のある方の社会参加の促進や多様性を尊重し合う共生社会の実現に貢献することが期待されているとともに、令和9(2027)年にはリニア中央新幹線の東京～名古屋間の開業が予定されており、新たな整備が行われているところです。

こうした状況を踏まえ、これまで本市では、「障害者基本計画」と「障害福祉計画・障害児福祉計画」を別々の計画として策定してきましたが、今回、計画期間の終了時期が重なったことを契機に、より実効性の高い計画とするため、3つの計画を一体的に策定します。

引き続き、障害当事者やその家族をはじめ様々な方と議論を積み重ねながら、本市の障害者施策の総合的・計画的な推進を図り、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会の実現を目指していきます。

(表1:国と本市の動きの比較)

	国の動き	本市の動き
平成19(2007)年	「障害者の権利に関する条約」に署名	障害者基幹相談支援センター設置
平成26(2014)年	「障害者の権利に関する条約」を締結	
平成27(2015)年	SDGsの採択	
平成28(2016)年	「障害者差別解消法」施行	「障害者差別解消条例」制定
平成30(2018)年	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行	
平成31(2019)年	「読書バリアフリー法」制定	「障害者基本計画(第4次)」策定
令和元(2019)年		
令和2(2020)年		
令和3(2021)年	「電話リレーサービス法」施行	「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」策定
	「バリアフリー法」改正	
	「医療的ケア児支援法」が施行	
	「バリアフリー法」改正	
	「社会福祉法」改正	
令和4(2022)年	「災害対策基本法」改正	「障害窓口一元化」実施
	「障害者差別解消法」改正	
	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」制定	
	「障害者総合支援法」改正	
	「精神保健福祉法」改正	
令和5(2023)年	「児童福祉法」が改正	「名古屋市中核都市計画」策定
令和6(2024)年		

新型コロナウイルス感染症(第2類)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 計画の位置付け

本市の障害者に関する施策全般についての個別計画と位置付けています。

(表2:各計画の位置付け)

	【障害者基本計画】	【障害福祉計画】	【障害児福祉計画】
目的	「障害者基本計画(第4次)」の基本的な考え方を継承し、インクルーシブな社会の実現に向けてより一層の取り組みを進めるための考え方を盛り込み、本市における障害者施策の総合的で計画的な推進を図るもの。	障害のある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めるもの。 国の定める基本指針に即して策定する。	障害のある児童が身近な地域で支援を受けることができるよう、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めるもの。 国の定める基本指針に即して策定する。
対象者	身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。		
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)※6	障害者総合支援法 (第88条)※7	児童福祉法 (第33条の20)※8

3 障害者の現状

(1)身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移（単位 上段:人、下段:%）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成30 (2018)年	24,660 31.3	12,197 15.5	16,652 21.2	17,110 21.8	4,276 5.4	3,782 4.8	78,677 100.0
令和4 (2022)年	24,812 31.8	12,045 15.4	16,099 20.6	17,071 21.8	4,184 5.4	3,920 5.0	78,131 100.0
増 減	152	-152	-553	-39	-92	138	-546

* 各年度末現在

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移（単位 上段:人、下段:%）

	17歳以下	18～64歳	65歳以上	合計
平成30 (2018)年	1,562 2.0	22,879 29.1	54,236 68.9	78,677 100.0
令和4 (2022)年	1,533 2.0	23,353 29.9	53,245 68.1	78,131 100.0
増 減	-29	474	-991	-546

(2)知的障害者の状況

愛護手帳所持者数の推移（単位 上段:人、下段:%）

	1度	2度	3度	4度	合計
平成30 (2018)年	3,323 18.7	3,478 19.6	5,017 28.3	5,940 33.4	17,758 100.0
令和4 (2022)年	3,600 17.7	3,757 18.4	5,570 27.3	7,452 36.6	20,379 100.0
増 減	277	279	553	1,512	2,621

* 各年度末現在

年齢別愛護手帳所持者数の推移（単位 上段：人、下段：％）

	17歳以下	18～64歳	65歳以上	合計
平成30 (2018)年	5,271 29.7	11,269 63.5	1,218 6.8	17,758 100.0
令和4 (2022)年	6,326 31.0	12,638 62.0	1,415 7.0	20,379 100.0
増 減	1,055	1,369	197	2,621

(3)精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位 上段：人、下段：％）

	1級	2級	3級	合計
平成30 (2018)年	1,472 5.7	16,161 62.9	8,062 31.4	25,695 100.0
令和4 (2022)年	1,895 5.6	21,696 64.0	10,322 30.4	33,913 100.0
増 減	423	5,535	2,260	8,218

*各年度末現在

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位 上段：人、下段：％）

	17歳以下	18～64歳	65歳以上	合計
平成30 (2018)年	645 2.5	20,444 79.6	4,606 17.9	25,695 100.0
令和4 (2022)年	1,044 3.1	27,369 80.7	5,500 16.2	33,913 100.0
増 減	399	6,925	894	8,218

(4)発達障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者におけるICD区分別の推移（単位 上段:人、下段:%）

	心理的発達の障害 (F80-F89)	小児<児童>期及び青年期に 通常発症する行動及び情緒の障害 (F90-F98)	合計
平成30 (2018)年	2,049 85.1	359 14.9	2,408 100.0
令和4 (2022)年	4,849 83.2	978 16.8	5,827 100.0
増 減	2,800	619	3,419

* 各年度末現在

* ICDは、疾病及び関連保健問題の国際統計分類のことであり、区分はICD10コードを表記。

(5)重症心身障害児者の状況

重症心身障害児者の推移（単位 人）

平成30(2018)年	1,298
令和4(2022)年	1,301
増 減	3

* 各年度6月1日現在

(6)医療的ケア児の状況

医療的ケア児の人数（単位 人）

	推計値
令和元(2019)年	434

(7)難病の患者の状況

特定医療費受給者証所持者数の推移（単位 人）

	所持者数
平成30(2018)年	13,769
令和4(2022)年	16,361
増 減	2,592

* 各年度末現在

(8)障害福祉サービス支給決定状況

障害福祉サービス支給決定状況 (単位 人)

区分	障 害 支 援 区 分						区分なし	計
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
全障害	233	2,590	2,916	2,369	2,025	4,182	5,680	19,995
	165	3,184	3,794	3,000	2,344	5,209	8,146	25,842
身体	52	331	862	675	777	2,585	733	6,015
	29	278	880	755	825	3,070	934	6,771
	61	542	1,032	1,381	1,155	1,402	766	6,339
	49	610	1,119	1,565	1,254	1,708	900	7,205
	115	1,699	1,009	305	87	184	3,230	6,629
	87	2,272	1,777	667	250	385	4,967	10,405
	5	18	13	8	6	11	53	114
	0	24	18	13	15	46	79	195
							898	898
							1,266	1,266

* 上段は平成30(2018)年度末、下段は令和4(2022)年度末現在

(9)障害児福祉サービス支給決定状況

障害児福祉サービス支給決定状況 (単位 人)

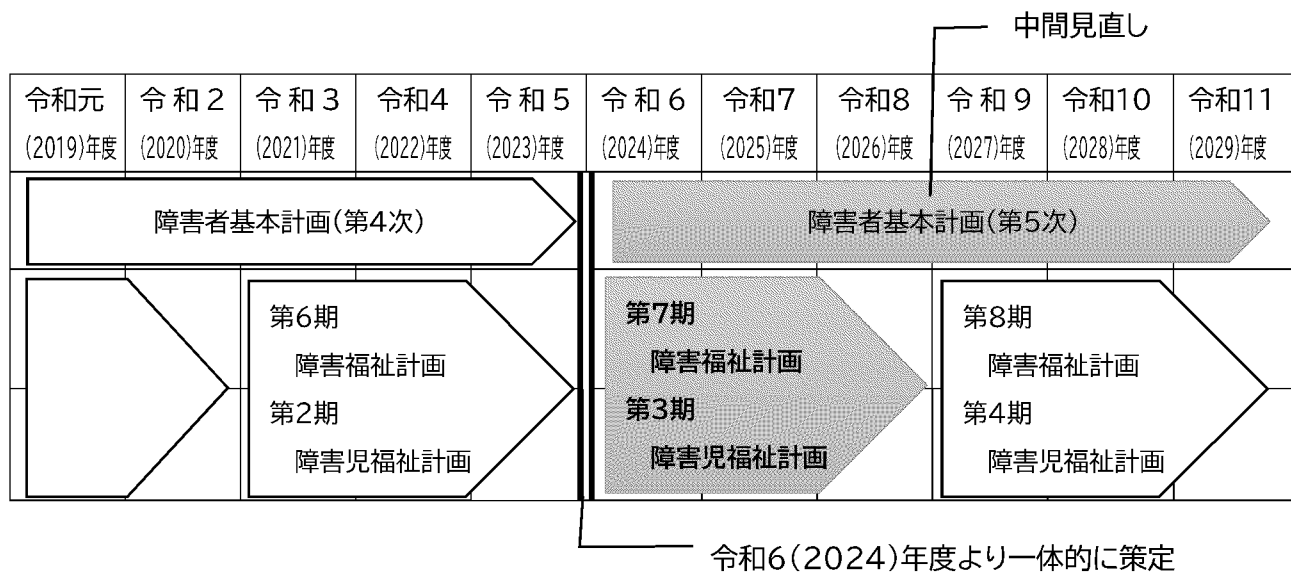
平成30(2018)年	5,588
令和4(2022)年	9,162
増 減	3,574

* 上段は平成30(2018)年度末、下段は令和4(2022)年度末現在

4 計画期間

障害者基本計画(第5次)は、令和6(2024)年度から11(2029)年度の6年間の計画とし、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間は、令和6(2024)年度から8(2026)年度までの3年間として一体的に策定します。障害者基本計画は3年を経過した時点で中間見直しを行います。

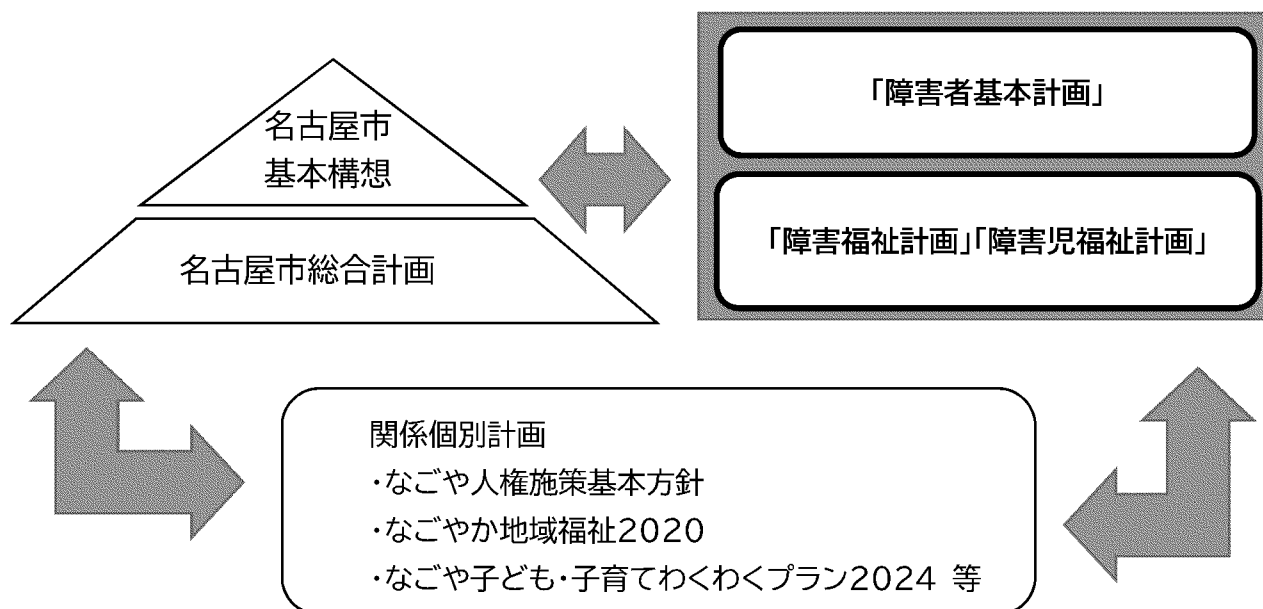
(図1:計画の期間)



5 関連する計画との関わり

名古屋市基本構想をもと、市政の基本的方向性を示した名古屋市総合計画との整合性を保ちながら策定しています。また、本市における各施策分野の個別計画ともお互いに密接に関わり連携して計画を実行していきます。

(図2:関連する計画との関わり)



6 計画策定体制と市民意見の反映

- 本市では計画策定に際して、名古屋市障害者施策推進協議会の下に専門部会を設け、計画の内容の検討を行いました。この専門部会には、身体障害(肢体不自由、視覚障害、聴覚障害)、知的障害、精神障害の障害当事者をはじめ、障害者団体・障害福祉施設・学識経験者・自立支援連絡会の方々等に参加していただき、障害当事者、その家族や支援者の声を反映するよう努めました。

また、計画の案の段階で、パブリックコメントにより市民の意見聴取を行いました。

- 障害者等のニーズを把握し、その実態を踏まえた上で計画を作成する必要があることから、「名古屋市障害者基礎調査」、「名古屋市障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査」及び「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」を実施しました。

第2章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

名古屋市の障害者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、行政内部における各局相互間の緊密な連携・協力を図ります。

また、障害者の自立と社会参加に関する取り組みを社会全体で進めるため、市民や障害者関係団体、企業などとの幅広い協働に努めます。特に、障害者団体などが行っている活動は、障害者の自立及び社会参加に大きく寄与していることから、これらの団体などの活動との連携をより一層図ります。

2 進捗状況の管理及び評価

障害当事者、その家族や支援者をはじめとする関係者の意見を参考にし、障害者施策推進協議会において、この計画の進捗状況の管理及び評価を実施することとします。

3 計画の弾力的運用

社会情勢の変化や国の障害者施策の動向などにより、この計画の変更の必要性が生じた場合は計画内容の見直しを行うなど、弾力的な運用を行うよう努めます。

第2部 障害者基本計画

第1章 目標とする地域社会

「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」

第2章 目標とする地域社会を実現するための施策展開における視点

- 1 地域での主体的な行動を促すための環境整備
- 2 インクルーシブな社会の推進
- 3 生涯を通じて切れ目のない支援の提供

第3章 重点的に取り組むべき施策

- 1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、権利擁護の推進を図ります。
- 2 社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実を図ります。
- 3 子どもの早期発達支援体制を拡充するなど障害児支援の強化を図るほか、インクルーシブ教育システムの構築を推進します。
- 4 生涯を通じて安定した地域生活がおくれるよう、当事者主体の総合的な支援を進めます。
- 5 雇用・就業に関する支援を拡充します。
- 6 障害者を支援する人材の育成や確保を図ります。
- 7 地域における防災・防犯等の対策を推進します。

第4章 分野別施策の基本的方向

- 1 安全・安心な生活環境の整備
- 2 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実
- 3 差別の解消、虐待防止及び権利擁護の推進
- 4 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 5 保健・医療の推進
- 6 雇用・就業の支援
- 7 教育・発達支援の充実
- 8 防災・防犯などの推進

第 1 章 目標とする地域社会

「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を
尊重し合いながら共に生きる地域社会」

- すべての障害者が社会の一員としてあらゆる活動に参加できる地域社会
- すべての障害者が希望する生活を選択できる地域社会
- すべての障害者がそれぞれの障害特性及び程度に応じた意思疎通手段を選択でき、情報の取得や利用手段を選択できる地域社会
- 社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がなされ、障害を理由とする差別のない地域社会

平成19(2007)年に我が国が署名した「障害者権利条約」では、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的とし、社会モデル※9や合理的配慮の概念を採用しています。この概念は、条約の批准に当たって整備された改正「障害者基本法」をはじめとする国内法において反映され、障害者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として、地域で共生することができる社会の実現に向けた取り組みが進められてきました。

一方で、障害や障害者に対する理解の普及啓発、障害者本人やその家族のこれまで経験したことのないような高齢化への対応、地域療育センターにおける初診待機期間の長期化、障害福祉サービス事業所などの質の向上などが課題となっています。一人ひとりの人権が尊重され、地域社会の中で、差別や偏見を受けることなく自分らしく生きることができるよう、常に直面する課題を把握し、障害者やその家族を始めとした関係者の意見を踏まえ、解決に向けた施策の展開に努めます。

また、「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」の実現は、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念とも軌を一にするものであり、社会を構成する全ての人がお互いを思いやる気持ちを持ち、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことによって達成されるものです。障害者が日常生活又は社会生活で受ける制限は、社会が作り出していることから、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという障害の社会モデルの考え方を踏まえ、本市が求められる公的役割を果たすとともに、引き続き市民の皆様と協働してインクルーシブな社会の実現をめざしていきます。

第2章 目標とする地域社会を実現するための施策展開における視点

1 地域での主体的な行動を促すための環境整備

障害者が地域で安心・安全に生活をおくるためには、障害者の社会参加を制約している社会的障壁の除去を進め、社会のバリアフリー化を推進するとともに社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ※10の向上を図ることが重要です。障害者に対する差別の禁止や虐待の防止をはじめとした権利擁護を推進するとともに、全ての市民に対して障害や障害者に関する正しい理解の促進を図り、障害者が誰一人取り残されることなく自立した生活を送り、自らの選択と決定に基づき地域社会の一員として共に暮らしていくための環境整備に努めます。

2 インクルーシブな社会の推進

本市の各分野における施策において、年齢、性別、国籍とともに障害の有無により分け隔てない取組を推進します。特に事業の企画などに当たっては、多様な主体を想定したものとなるよう、障害者や家族を始めとした関係者の意見を反映するよう努めます。

3 生涯を通じて切れ目のない支援の提供

年齢、性別、障害の種別及び程度、特性、生活の実態などを踏まえ、障害者の生活に関わる保健・医療・障害福祉・介護・教育・労働などの各分野の関係機関が連携を図りながら、生涯を通じて総合的かつ横断的な支援を提供します。

また、そのための体制づくりに必要となる障害者を支援する人材の確保と質の向上のための施策を進めます。

第3章 重点的に取り組むべき施策

1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、権利擁護の推進を図ります。

○「障害者差別解消法」や同法に基づく基本方針、「障害者差別解消推進条例」などを踏まえ、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人もない人も互いに尊重し、共に生きる地域社会づくりを進めます。

○障害者の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がなされるよう、必要な施策を推進します。

○障害者虐待について、市民に対する広報・啓発をより一層進めます。

また、虐待の防止や早期発見につながるよう障害特性の理解促進や関係機関との連携を図り、養護者に対する支援を進めるほか、障害福祉サービス事業所等に従事する職員を対象とした研修の充実及び事業者に対して適切な運営に係る指導に努めます。

2 社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実を図ります。

○「福祉都市環境整備指針」に基づく建築物や交通などのバリアフリーとともに、人的支援体制の整備などソフト面のバリアフリーを推進し、合理的配慮の的確な実施のための必要な環境の整備に努めます。

○障害者が自らの意思を自ら発信し、また、必要な情報を自ら望む手段で円滑に取得できるよう、意思疎通支援のための支援、情報アクセシビリティの向上を図ります。

3 子どもの早期発達支援体制を拡充するなど障害児支援の強化を図るほか、インクルーシブ教育システムの構築を推進します。

○子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成するため、可能な限り障害のある子どもとない子どもとの交流及び共同学習を進めるとともに、インクルーシブ教育システムの構築を推進します。

○障害児や発達に遅れなどのある子どもと家族が、身近な地域で早期に発達支援を受けることができるよう、地域療育センターを増設します。

○地域療育センターに地域支援・調整部門を設置することにより、早期子ども発達支援と子ども・子育て支援を一体的に実施し、インクルージョンの推進を図ります。

○日常生活を営むため医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）等が安心して日常生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉・教育・保育等に関する業務を行う各関係機関の連携を促進するほか、支援体制の充実に努めます。

4 生涯を通じて安定した地域生活がおくれるよう、当事者主体の総合的な支援を進めます。

○自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援に努めます。

○障害の重度化・障害者の高齢化（以下「障害者の重度化・高齢化」という。）や家族など養護者の高齢化に伴う必要な支援を実施するとともに、高齢障害者に対して、障害福祉サービスなどの障害者福祉施策及び介護保険制度などの高齢者施策との連携のもと、その障害特性や実態に応じた支援の実施に努めます。

- 全ての障害者を対象とした身近な相談窓口である障害者基幹相談支援センターの体制強化及び重層的支援体制整備事業や関係機関との連携を一層図ることにより、適切な支援に繋がるように努めます。
- 自立した生活の実現に向け、医療・心理・社会・教育・職業などの総合的なリハビリテーションの提供に努めます。
- 障害者に対する個別の支援を充実させ、本人の意向を尊重した上、入所施設から地域生活への移行を促進するとともに、精神科病院からの退院の促進や、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉等が連携して精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。
- 障害者が住み慣れた地域で安心して自らが望む生活を営めるよう住宅の環境整備に関する相談・支援を推進するとともに、グループホームの拡充など生活の場の確保や質の確保・向上を図ります。
- 障害者が安心して気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを行うため、新たな障害者スポーツセンターの整備を行うなど障害者スポーツの振興に努めるとともに、文化芸術活動なども含めて生涯学習の振興に努めます。

5 雇用・就業に関する支援を拡充します。

- 本市の障害者雇用について、全市において障害者の理解を進めつつ、重度障害者を含む計画的な雇用機会の拡大に努めます。
- 「障害者優先調達推進法」を踏まえ、障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げにつながる支援を推進します。
- 市内4か所に設置されている障害者就労などの相談支援機関を中心に就労やそれに伴う日常生活上の相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら就業の確保や就労定着支援を推進し、就労の安定を図ります。

6 障害者を支援する人材の育成や確保を図ります。

- 障害福祉サービスや保健・医療、教育、意思疎通支援など、様々な分野において、障害者支援に必要な人材の育成・確保に努めます。
- 障害者を支援する人材の資質向上を図るとともに、より働き甲斐のある職場環境と人材定着のための施策を推進します。

7 地域における防災・防犯等の対策を推進します。

- 避難行動に支援が必要な方の個別避難計画作成や地域における助け合いの取り組みを進めるとともに、要配慮者自身への防災啓発を図ります。
- 小学校などの指定避難所において要配慮者のための空間となる福祉避難スペースの確保を進めるとともに、一般の指定避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮者を対象とした福祉避難所についてか所数の増加を図ります。
- 犯罪及び消費者トラブルによる被害や火災による死傷者の発生などを防止するため、防犯や防火などに関する情報の周知・啓発活動に努めます。

図3:障害者基本計画における基本的な考え方

【目標とする地域社会】

障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会

施策展開の 3つの視点	○地域での主体的な行動を促すための環境整備 ○インクルーシブな社会の推進 ○生涯を通じて切れ目のない支援の提供
----------------	---

重点的に取り組むべき7つ施策

- 1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、権利擁護の推進
- 2 社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 3 子どもの早期発達支援体制を拡充するなど障害児支援の強化を図るほか、インクルーシブ教育システムの構築
- 4 生涯を通じて安定した地域生活がおくれるよう、当事者主体の総合的な支援
- 5 雇用・就業に関する支援を拡充
- 6 障害者を支援する人材の育成や確保
- 7 地域における防災・防犯等の対策を推進

8つの分野別施策

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1 安全・安心な生活環境の整備 | 2 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実 |
| 3 差別の解消、虐待防止及び権利擁護の推進 | 4 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 |
| 5 保健・医療の推進 | 6 雇用・就業の支援 |
| 7 教育・発達支援の充実 | 8 防災・防犯などの推進 |

第4章 分野別施策の基本的方向

第1 安全・安心な生活環境の整備

現状と課題

全ての人が安全、安心に、共に暮らしていくことができるまちづくりを進めるためには、生活を営む上でのそれぞれの方にとっての障壁（バリア）を取り除き、バリアフリー化を進めることが重要です。

本市では、誰もが安全で快適に都市施設を利用できるよう、「福祉都市環境整備指針」に基づき、公共的建築物はじめ公共交通機関、道路、公園などの都市環境のバリアフリー化を推進しています。

また、「バリアフリー法」に基づく本市の道路や公園の整備に関する条例や愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」及び国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」など、バリアフリーに関する法制度が整備され、生活環境におけるバリアフリー化も進んできています。さらに、「バリアフリー法」に基づき金山駅地区、名古屋駅地区、栄・久屋大通駅地区及び大曽根駅地区を「重点整備地区」とした基本構想を策定し、バリアフリー整備を順次進めてきました。

加えて、令和8(2026)年に開催される第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会のメイン会場である瑞穂公園陸上競技場の周辺地区を重点整備地区に選定し、令和4(2022)年11月に基本構想を策定して、バリアフリー整備を進めています。

しかしながら、建築物や道路などのハード面や、周囲の理解が得られていないことによるソフト面におけるバリアは依然として存在している現状があります。

国において、バリアフリー化を一層推進するために、「バリアフリー法」が改正されるなど更なる法整備が進んでいます。本市としても、障害者の社会参加の促進に伴う多様なニーズに対応するため、当事者が参加し、当事者の意見を活用して共に決めていく過程を経ながら、持続的・段階的・継続的にバリアフリー化を発展させていくことが必要です。

また、「障害者差別解消法」及び「障害者差別解消推進条例」の趣旨に基づき、ハード面だけでなく、人的支援体制の整備に向けた人材育成などのソフト面も含んだ環境整備を推進していく必要があります。

障害者が地域の中で希望する暮らしを自分で選び、安心した生活を営むためには、地域において生活ができる多様な暮らしの場の確保は極めて重要な課題です。

また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）」の趣旨に基づき、公的賃貸住宅だけでなく、民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネット機能の強化が求められる中、障害者が入所施設や精神科病院から地域生活への移行を進めていくため、民間賃貸住宅への入居に必要な調整などの支援を引き続き行うとともに、より円滑に入居できる仕組みづくりも必要です。

選挙は、民主主義の根幹を成すものであり、有権者が政治に参加することのできる最も重要かつ基本的な機会です。有権者は、候補者・政党などの政策や公約などを見極め、積極的に投票に参加し、自らの意思を政治に反映させることができます。

公職の選挙においては、有権者の方々の投票に資するため、「公職選挙法」に基づく選挙公報や政見放送の制度により、候補者・政党などに関する情報が提供されています。選挙公報については、市長選挙及び市議会議員選挙とも選挙公報全文を内容とした点字・音声による候補者情報を作成して希望者及び視覚障害者団体に配付しています。候補者の数が多い場合でも、できる限り早く配付できるよう努めていく必要があります。

さらに、他の障害者団体や障害者施設に対しても配付できるよう検討する必要があります。投票所においては、障害特性に配慮した投票環境の整備や人的介助を行っています。今後も、誰もが投票しやすい投票所となるよう努める必要があります。

施策の基本的方向

Ⅰ 福祉環境整備の促進

(1) 全ての人が利用しやすい都市環境整備の促進	
<u>ア 建築物・道路・公園などの福祉環境整備</u>	本市が整備及び設置する建築物・道路・公園などの整備にあたっては、福祉都市環境整備指針に基づいて、障害の特性などに配慮するとともに、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点で整備を進めます。 また、民間建築物などについても、指針の理念などについて周知啓発を図ります。
<u>イ 公共交通機関におけるバリアフリー化の推進</u>	地下鉄駅におけるエレベーターや可動式ホーム柵の設置、市バス車両(全車両ノンステップバス)の更新などを進めます。併せて、民間鉄道駅舎のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインタクシーの導入など、本市の「福祉都市環境整備指針」及び国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づいて、バリアフリー化を推進します。 また、市営交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示やトラブルや災害などの緊急時の情報提供の充実を図ります。
<u>ウ バリアフリーの理念の推進</u>	福祉都市環境整備指針の理念や技術的基準について、啓発を行うとともに、人にやさしいまちづくりへの市民、NPOなど各層の積極的な参加と協力を求め、バリアフリーの理念の啓発に努めます。

<u>エ 使いやすさ向上のための整備の推進</u>	様々な障害特性に応じた公共的建築物の施設・設備の使いやすさや、案内情報の分かりやすさの向上に向け、名古屋市歩行者案内サインマニュアルなどを参考に統一化された案内用図記号などの使用の普及や啓発に努めます。 また、名古屋市内の施設等のバリアフリー情報を発信する市ウェブサイトにおいて、障害者の利用に配慮された施設等を周知し、その内容の啓発に努めます。
(2) 人的支援によるバリアフリーの充実	
ハード整備だけでなく、人による援助の充実を図るため、障害者の多様なニーズ及び特性に応じた適切な対応がなされるよう、障害や障害者に対する理解を深めるための広報・啓発の実施や、人材の育成による人的支援体制づくりを推進します。 また、職員対応要領に基づく職員研修などを通じた人的支援体制づくりを進めることにより、本市が実施する事業などにおけるバリアフリー化を推進します。	
(3) 移動円滑化のための面的な整備の推進	
行政だけではなく、当事者や事業者なども共に参加し、地域全体における面的なバリアフリーを促進します。	
<u>ア バリアフリー基本構想重点整備地区のバリアフリーの推進</u>	関係事業者、高齢者、障害者、地元市民などと連携して策定したバリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区における面的なバリアフリーを促進します。
<u>イ バリアフリーのまちづくりに向けた取組強化</u>	「バリアフリー法」に基づき、市町村全体のバリアフリー化の方向性を示す移動等円滑化促進方針である「マスタープラン」及び地区単位での基本構想の検討を進めます。

<u>ウ 福祉施設など周辺の面的なバリアフリーの推進</u>	福祉施設や公共性の高い施設など周辺の一定地区内をユニバーサルゾーンとして設定し、施設関係者、地域住民、障害者、警察、事業者などが協議し、歩行者優先の発想による歩道空間であるセイフティライブロード事業の整備の推進や障害者福祉の啓発を重点的に実施することにより、面的なバリアフリーを推進します。
--------------------------------	---

2 住宅・住環境の整備の推進

(1)グループホームの充実	
障害者が、世話人の援助を受けながら、地域の中で安心して共同生活をおくるグループホームの充実を図るとともに、地域生活支援拠点等※11における機能の充実を図ります。	
(2)市営住宅における住宅の確保など	
市営住宅における住宅の確保や福祉環境整備の推進により、公的賃貸住宅における住まいや生活の場の確保を図ります。	
<u>ア 市営住宅における住宅の確保などの推進</u>	市営住宅の福祉向募集における障害者入居枠を確保します。さらに、車いす利用者向市営住宅の住戸内の仕様の一部を、入居予定者の障害の状況に応じた仕様で供給する方式を推進します。 また、市営住宅のグループホーム利用を引き続き図ります。
<u>イ 市営住宅における福祉環境整備の推進</u>	市営住宅の建替事業におけるバリアフリー化された住宅の供給や、既設市営住宅への手すり・スロープ・エレベーターなどの設置を推進します。

(3)民間賃貸住宅への入居支援

地域での自立した生活が可能となるためには、公的賃貸住宅のほか、民間賃貸住宅への入居も進めていく必要があり、「住宅セーフティネット法」の趣旨に基づき、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、不動産事業者や各種相談機関及び居住支援法人等との連絡調整や大家からの入居者に関する相談対応等を行います。

また、不動産団体や福祉団体、居住支援団体などが参加する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活動を通じて、障害者基幹相談支援センターや関係団体のネットワークづくりに取り組むことにより、これらの機関・団体による居住支援の促進などを図ります。

(4)住宅の環境整備の支援

住み慣れた住宅環境の改善により、日常生活の安全性の確保や利便性の向上を図るため、障害者の住宅の環境整備に関する相談・支援を実施します。

3 選挙における配慮

(1)候補者情報の充実

市長選挙及び市議会議員選挙の選挙公報全文を内容とした点字・音声による候補者情報をできる限り早く作成して希望者及び視覚障害者団体に配付するよう努めます。

また、他の障害者団体や障害者施設に対しても配付できるよう検討します。

(2)投票環境の向上

投票所の設備や代理投票など、障害者にも投票しやすい環境づくりに努めます。

<u>ア 円滑な投票の確保</u>	投票所内の掲示や備品を準備する際には、障害特性に配慮した設備の充実に努めます。 また、投票所を設置した施設の敷地の入口から投票を記載する場所までの間に段差がある場合は、スロープを設置するほか、設置が困難なときには、適切な人的介助を行い、円滑な投票の確保に努めます。
<u>イ 代理投票における対応</u>	障害などにより自ら投票用紙に記載できない場合における代理投票においては、選挙人の意思確認にあたっては選挙人の状況に応じて、きめ細かく適切に対応するよう努めます。
(3)障害(者)理解の向上	
投票所に従事する職員の理解と意識を高め、障害特性に応じた適切な対応ができるよう努めます。	

第2 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

現状と課題

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援は非常に重要です。

令和4(2022)年度に施行された、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」においては、障害者が、障害特性に合った適切な方法で、障害者でない者が取得する情報と同一内容を同一時点に取得することができるようにすることなどが理念として掲げられました。このような状況のなか、パソコンや携帯情報端末などの情報通信機器やインターネット、スマートフォンアプリなどによる情報伝達技術の進歩により、あらゆる障害特性に応じた情報の収集や意思疎通の手段は多様化し、障害者の社会参加の促進に大きく寄与しています。

このように多様化するICTを取り巻く状況において、情報通信機器のマッチングや利用方法の習得などに関する支援が重要となる一方、情報通信機器の利用が難しい障害特性がある人達のためには、人の手による意思疎通支援が不可欠であり、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進も重要です。

また、例えば、視覚障害者のために点字資料やテキストデータなどが用意されていないことや、知的障害者などにとって難しい語句が使われていることがあるなど、情報の受け手側への配慮が十分とは言えない場合が依然としてあり、情報の取得を困難にしています。

こうした課題を解消するためにも、今後は情報を提供する側を始め、情報の伝達や意思疎通に携わる全ての人たちの意識を高めるなど、一人ひとりの障害特性に配慮したよりきめ細かい情報環境の整備が必要です。

施策の基本的方向

Ⅰ 情報のバリアフリー化の推進

(1) 市政情報のバリアフリーの推進

市政に関する情報について、障害の有無にかかわらず取得できるよう、ウェブアクセシビリティの推進をはじめとした情報バリアフリーを推進します。

ア ウェブアクセシビリティの推進

市公式ウェブサイトやウェルネットなごやなどで提供する情報のアクセシビリティを推進することにより、ウェブサイトで提供される情報の取得や福祉サービスの利用について、障害特性に配慮するよう努めます。

イ 広報誌などの情報バリアフリーの推進

市が発行するパンフレットなどの紙による広報媒体について印刷物ガイドラインに基づき、点字版や録音版の発行のほか、分かりやすい表現に心がけ、漢字へのふりがな表記や問い合わせ方法の複数表記、音声コードを付けるなど障害特性に配慮するよう努めます。

広報なごやでは、点字版・点字データ・声の広報なごや(デイジー版・音楽CD版)の配布を行うとともに、点字データを市公式ウェブサイト上にて提供します。

ウ 人的支援による情報バリアフリーの推進

窓口などにおいて障害特性に配慮した対応がなされ、必要な情報が取得できるよう、職員への研修などを通じた人的支援体制づくりを進めます。

(2) ICT※12機器利用の促進

情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付を行います。併せて、ICT機器の操作支援や、地域で活躍するICTボランティアの養成を行うICTサポート推進事業を実施します。さらに、障害者のICT機器の利用機会の拡大やあらゆる障害特性に対応したICT機器を活用したコミュニケーション支援の推進を図ります。

2 情報・意思疎通の支援の充実

(1)意思疎通支援に関する支援者の養成や活用の推進

意思疎通に関して、障害特性に応じた適切な支援ができるよう、従来の手話通訳者や要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員等の養成・派遣に加えて、知的障害者や発達障害者など意思疎通支援を必要とする障害者への支援について検討します。

<u>ア 意思疎通支援に関する支援者派遣の推進</u>	障害者の日常生活や社会生活を支援するため、意思疎通支援に関する支援者の派遣及び事業の広報啓発に努めます。
<u>イ 意思疎通支援に関する支援者の養成等の推進</u>	手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員をはじめとした障害者の意思疎通を支援する人材の養成を実施します。 また、失語症者向け意思疎通支援者の資質の向上に資する取組を実施します。
<u>ウ 知的障害者・発達障害者などへの意思疎通支援</u>	知的障害者や発達障害者など意思疎通支援を必要とする障害者に対して、医療機関におけるコミュニケーション支援事業を実施するとともに、支援者の育成・確保を進めます。

(2)情報・意思疎通に関する理解の促進

情報の取得や意思疎通が困難な障害者に対する理解の促進に努めます。

<u>ア 情報・意思疎通に関する啓発の実施</u>	点字・手話・要約筆記などの各分野で実施されている講習会を支援します。併せて、市民や民間事業者に対して、知的障害者や発達障害者など意思疎通支援を必要とする障害者理解を深めるための啓発を実施します。
---------------------------	--

イ <u>本市における理解の促進</u>	区役所など窓口での円滑なコミュニケーションを可能とするためのタブレット端末を設置します。 また、本市職員に対し手話等の研修を実施するなど資質向上を図り、よりきめ細かい意思疎通支援や「意識のバリアフリー行動宣言」の働きかけを行うことにより、情報バリアフリーの推進を図ります。
(3)意思疎通が困難な障害者への支援	
緊急時や災害時などに周囲からの支援や配慮を得ることができるようヘルプカード※13の普及を図ります。	

第3 差別の解消、虐待防止及び権利擁護の推進

現状と課題

障害者が地域で安心して自立した日常生活を営むためには、障害を理由とする差別の解消や、障害者虐待の防止などの取組が大変重要です。

本市では、「障害者差別解消法」及び「障害者差別解消推進条例」に基づき、障害者差別相談センターを中心とした相談体制の整備とともに、本市職員が同法の趣旨を理解し、適切に対応するための職員対応要領の策定、市民への広報・啓発など、障害者差別の解消に向けた取組を進めてきました。

一方で、今なお、障害や障害者に対する誤解や偏見が存在し、周囲の理解が不十分なことにより、障害者の自立や社会参加が妨げられているという現状があります。

令和5(2023)年6月3日には、本市主催の名古屋城バリアフリーに関する市民討論会において、一部の参加者から、障害のある方がエレベーターの設置を求める意見を述べたことに対し、「そちらの車いすの方」と障害のある方とない方とを分け隔てた上で「わがまま。図々しい。我慢せい。」といった障害者差別発言が行われました。

その際、本市職員が駆けつけましたが、発言を制止できず、不適切な発言は控えるよう注意喚起をしなかったり、また、発言を受けた方等への謝罪を行わなかったという事態が発生しました。本市として、このことを大変重く受け止め、再発防止に向けて取り組んでいく必要があります。

その他にも、事業者による合理的配慮の提供※14の義務化などを内容とする「障害者差別解消法」の改正法が令和6(2024)年4月に施行されること、「障害者差別解消推進条例」の施行から3年以上が経過することなども踏まえ、障害者差別解消推進条例を改正します。併せて、本市職員が適切に対応するための「職員対応要領」も改正し、それらの趣旨を踏まえ、本市職員一人ひとりが差別のない社会の実現にむけた責務を担うという意識を持ち、率先して差別の解消に取り組めます。さらに、対話によりお互いの理解を深めながら、市・事業者・市民が一体となって、障害者差別の解消に向けた取組をより一層発展させていくことが必要です。

また、引き続き障害者虐待相談センターの運営などを通じて、障害者虐待の防止に努めるとともに、障害者の権利擁護のための取組についても推進する必要があります。

さらに、「障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会」の実現を図るためには、障害や障害者に対する理解を深めるための広報・啓発活動の推進が大変重要です。

これまで、「障害者基本法」に定める障害者週間(毎年12月3日～9日)に開催する「障害者週間記念のつどい」などの機会をとらえて各種講演会やシンポジウムなどを開催するとともに、発達障害啓発週間(毎年4月2日～8日)にあわせた映画上映会の開催やポスターの掲出などにより、市民、ボランティア団体などに対する啓発に努めており、今後もその内容の充実を図るなどさらに促進させていく必要があります。

施策の基本的方向

Ⅰ 障害を理由とする差別の解消の推進

(1)障害者差別の相談・紛争解決の取組の推進

相談・紛争解決の仕組みを活用することで、障害者差別の解消を図ります。

ア 相談体制の充実

障害者差別に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、関係者間の調整などを行い事案の解決を図る専門機関として障害者差別相談センターを運営するとともに、障害者差別に関する相談に従事する人材の育成を図ります。

イ 紛争の解決

障害者差別に関する相談の解決に、一層の実効性をもたせるため、相談及び調整によっても解決しない悪質な事案に対しては、助言、あっせん、勧告、公表による紛争解決を図ります。

(2)職員などの理解促進

「職員対応要領」に基づく職員研修を徹底するとともに、「意識のバリアフリー行動宣言」の働きかけ、全庁的な庁内会議などを定期的に行い、本市職員の理解と意識を高めます。

また、市民利用施設の職員や受託事業者に対しても「職員対応要領」の趣旨について周知徹底を図ります。

(3)事業者及び市民の理解促進

ア 事業者の理解促進

事業者による合理的配慮の提供の義務化にあたり、事業者における障害者差別解消のための自発的な取組が促されるよう、障害者差別相談センターによる出前講座などによる研修機会の確保や、理解促進に向けた広報啓発を進めます。

イ 市民の理解促進

市民向け講演会の実施など幅広い広報啓発活動を通じて、市民の理解促進を図ります。

(4)地域における障害者差別解消の推進

障害者差別解消の推進のための地域ネットワークとして、障害当事者や障害者団体、地域の関係機関から構成する障害者差別解消支援会議を設置し、情報共有や意見交換などを行いながら、障害者差別解消に向けた取組を進めます。

2 障害者虐待の防止

障害者虐待相談センターの運営や24時間365日の相談体制を確保するため休日・夜間相談窓口を設置し、障害者虐待の防止や早期発見を図ります。

また、緊急一時保護の居室を確保するとともに、相談対応や助言により、必要な障害福祉サービスの利用促進を図るなどの支援に取り組めます。

さらに、障害者差別の解消と一体的に障害特性に対する理解促進や障害者の人権に対する啓発などに取り組むことにより、障害者虐待の防止に努めます。

(1)養護者による虐待の対応

相談対応や助言等を障害者やその家族等に行うことにより障害者虐待防止に努めます。さらに、障害福祉サービスの利用促進を図るなど養護者支援に取り組めます。

(2)施設従事者等による虐待の対応

施設従事者等に対して、障害特性に対する理解促進や障害者の人権に対する啓発などに取り組むとともに、職員が働きやすい環境を整備することにより、障害者虐待の防止に努めます。

3 権利擁護の推進

(1)障害者・高齢者権利擁護センターの運営支援

知的障害者など判断能力が十分でない人が、地域で適切なサービスを受けられるよう、権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどの日常生活自立支援事業を行う障害者・高齢者権利擁護センターについて、引き続き運営を支援します。

(2)成年後見制度の利用促進

施設入所や在宅サービスの利用などにおいて、契約締結など法律行為が困難な場合には、成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求並びに、審判請求に要した費用及び後見人などの報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進します。併せて、市民後見人を引き続き養成するとともに、成年後見あんしんセンターによる支援・監督の下、市民後見人の活動の定着化を図ります。

また、法人後見を担う団体がスムーズに後見の受任が進むように支援し、交流会の開催や後見活動を行う支援者向けの研修の実施など法人活動を支援します。さらに、名古屋市成年後見制度利用促進計画に基づき、必要な方が適切に成年後見制度を利用できるよう、成年後見あんしんセンターによる制度の周知や利用者のニーズに合った候補者推薦、後見人等への支援などを行います。

4 広報・啓発活動の推進

障害を理由とする差別の解消をはじめ、障害者施策を社会全体で推進し、インクルーシブな社会を実現するためには、市民に対して障害や障害者に関する正しい理解を促進することが重要であるため、障害者団体などとの連携による幅広い広報・啓発活動を推進します。

ア 障害者週間など における当事者 参加による啓発

障害者週間に開催する「障害者週間記念のつどい」など障害者が地域社会の一員であることの理解が深まるよう障害のある人もない人も共に参加し楽しみながら活動する機会の確保を図ります。

<u>イ 人権週間や発達障害啓発週間などにおける啓発</u>	人権週間(毎年12月4日～10日)や世界自閉症啓発デー(毎年4月2日)を含む発達障害啓発週間に開催する啓発行事における講演会やシンポジウムなどによる幅広い広報・啓発に努めます。
<u>ウ 障害特性に応じたきめ細やかな啓発</u>	ヘルプマーク※15の普及促進により、内部障害や難病をはじめ、外見からは分からない障害についての理解促進を図るなど、様々な障害特性の理解が進むような啓発に努めます。
<u>エ 広報媒体を通じた啓発</u>	広報なごや、市公式ウェブサイトやウェルネットなごやなどを活用し、障害の特性やその障害のある人が困っていることなどを紹介する動画「フミダスドーガ」を提供すること等により、障害や障害者に対する理解促進をより一層図ります。
<u>オ 講師の派遣による啓発</u>	市民・事業者などの集まりに対し、障害者団体等とも連携の上、障害のある人を含む講師を派遣する「障害者理解に関する講師派遣事業」等を通じ、講演や実体験を通じた学びの機会を提供することで、障害や障害者に対する理解促進をより一層図ります。
<u>カ 「障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」の活用</u>	「障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック(こんなときどうする?)」の活用を図り、障害や障害者に対する理解と意識を高めます。
<u>キ 地域に根差した啓発活動</u>	区役所や各区の自立支援連絡協議会を中心とした啓発活動などにより地域での障害や障害者に対する理解促進を一層図ります。

第4 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

現状と課題

平成18(2006)年4月の「障害者自立支援法」の施行により三障害一元化が示され、身体障害者・知的障害者・精神障害者の区別なく必要とするサービスが利用できる仕組みとなりました。

また、平成22(2010)年12月の法改正により、発達障害者が対象に含まれることが明文化されるとともに、平成24(2012)年6月には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、平成25(2013)年4月からはサービス利用の対象者に難病患者などが追加されました。

平成30(2018)年4月から施行された「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正においては、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用の促進、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備などの方向性が示されています。

本市では、全ての障害者を対象とした身近な相談窓口である障害者基幹相談支援センターを平成26(2014)年4月に設置し、障害者のサービスの選択と自己決定を支援してきました。今後、多様なニーズに対応できるよう様々な関係機関との連携を一層図る中、適切な支援に繋げることが必要です。さらに、相談支援の質の向上を図るための体制確保が課題となります。

また、障害福祉サービス事業にNPOや営利法人などの参入が進んできましたが、サービス利用希望者も増えていることから、引き続きサービス基盤を充実するとともに、サービスの提供を希望する障害者が、必要な障害福祉サービスを継続的に受けられるよう、事業者やその他の関係者との連携を深めながら、事業所の安定的な運営とサービスの質の向上を図っていく必要があります。

さらに、必要なサービス提供にかかる人材の確保・定着も必要とされています。

障害者の自立と社会参加の実現を図るためには、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら、障害者が自らその居住する場所を選択できることが大切です。

本人の意向を尊重した上で施設入所者や退院可能な精神障害者の生活の場を、地域生活へと移行していくことが求められています。移行を進める上では、地域における相談支援体制の充実とともに、住宅やグループホーム、地域生活支援拠点事業所など生活の場の確保と一層の質の向上が課題となります。

このように障害者が地域において日常生活を営むためには、本人の意思や意向が十分尊重されることが重要であり、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者への意思決定支援を進めていく必要があります。

障害者の重度化・高齢化に伴う支援の在り方や支援する家族などの高齢化による障害者の家庭からの自立など、重度化・高齢化を踏まえた課題への対応とともに、生涯を通じ切れ目のない身近な地域での支援の充実を図ることが必要です。さらに、ひきこもり状態にある方の長期化や高齢化への対応が課題となっており、ひきこもりに関係する支援機関や団体などとの連携を一層進めていく必要があります。

重度障害児者への支援においては、在宅の重度障害児者の地域生活を支援するための日中活動の場の確保が引き続き課題となっています。

また、地域生活の継続が困難な医療的ケアを要する重症心身障害児者への支援も課題となっている中、本市の重症心身障害児者施設の運営を中心に、引き続き支援の充実を図る必要があります。

強度行動障害を有する者の障害特性に応じた支援について、平成29(2017)年度より専門支援員の養成、平成30(2018)年度より専門支援員の派遣から相談・研修に至るまでの総合的な事業として強度行動障害を有する者への支援事業を開始しました。今後も継続した支援を行うとともに、支援内容をさらに充実させていく必要があります。

医療技術の進歩などを背景として、NICUなどに長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な医療的ケア児が増えてきています。このような医療的ケア児が在宅生活を継続していくことを目的として、平成28(2016)年6月に「児童福祉法」が改正され、医療的ケア児の支援に関わる関係機関の連携の一層の推進を図るよう努めることとされました。

さらに、令和3(2021)年9月には「医療的ケア児支援法」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する基本理念等が定められました。

本市では、これまで医療的ケア児の支援に関わる関係機関の連携を進めるための協議の場を設置・運営してきたほか、医療的ケア児とその家族の方が利用できる支援・サービスの情報を集約したウェブサイトを公開するなど、様々な取組を行ってきました。今後さらに、医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けられるよう、職員の理解促進や市民への周知啓発をより一層進めていく必要があります。

平成28(2016)年8月には「発達障害者支援法」が改正され、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援を行うことが重要であると規定されました。

本市が運営する発達障害者支援センターでは、発達障害者や家族、関係機関からの相談を受けて、本人や家族が安心して地域生活をおくれるように支援のコーディネートを行っています。近年では新型コロナウイルス感染症の影響のため相談件数が減少傾向にあります。相談件数全体のうち6割程度は19歳以上の相談者となっています。

また、相談内容が複雑化しており、職員の専門性の向上や支援体制の充実が求められています。

障害者の自立と社会参加を促進するためには、障害者の生活を豊かにする支援が重要です。スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動を含む生涯学習を振興することにより、体力の増進、地域交流、余暇の充実を図る必要があります。

また、こうした多様な生涯学習に関する取組を各部局が情報共有を図りながら連携し、推進することが求められています。

障害者スポーツの分野においては、令和6(2024)年に神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会、令和7(2025)年に第25回夏季デフリンピック競技大会(東京)や令和8(2026)年に第5回アジアパラ競技大会(愛知・名古屋)の開催が予定される等、障害者スポーツへの関心はますます高まっており、より一層の機運の醸成を図るとともに、盛り上がりが一過的にならないよう、スポーツを『する』『みる』『ささえる』という観点で、障害者スポーツの振興を図っていく必要があります。

また、文化芸術活動の分野においては、平成30(2018)年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進することが求められています。

施策の基本的方向

Ⅰ 相談支援体制の充実

(1) 地域における相談支援体制の充実

障害者が住み慣れた地域の中で希望する暮らしを自分で選び、安心して暮らし続けるためには、日常生活上生じる課題について、身近なところで相談や支援できる体制が必要です。そのため、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務などを行う障害者基幹相談支援センターの体制強化及び重層的支援体制整備事業や関係機関との連携強化を図るとともに、特定及び一般相談支援事業の促進に努めます。

<u>ア 障害者基幹相談 支援センターの 体制強化及び関係 機関との連携強化</u>	地域における相談支援体制の充実を図るため、障害者基幹相談支援センターの体制を強化し、区役所・保健センターと連携しながら各区の自立支援連絡協議会の運営を一層充実させるとともに、市の自立支援連絡会において、相談支援従事者の確保などの課題を共有する中で、地域の実情に応じた相談支援体制の連携強化を図ります。併せて、重層的支援体制整備事業とも連携しつつ、複合的な課題等を抱えている人や世帯を支える包括的な相談支援を推進します。
<u>イ 特定及び一般 相談支援事業の 充実</u>	障害者などが地域の身近なところで相談や支援が受けられるよう、特定及び一般相談支援事業の体制や質の充実を図ります。
<u>ウ 多様な障害への 専門的な対応</u>	発達障害児者や家族に対する相談支援機能の充実とともに、関係者による発達障害者支援地域協議会で市内の課題などを協議し、発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。 また、総合リハビリテーションセンターなどの相談支援機関において高次脳機能障害への専門的支援を地域と連携・協力し実施するほか、各区の保健センターにおいて難病患者や家族の相談に応じるなど療養生活の支援を実施します。

<u>エ 医療的ケア児及びその家族に対する支援体制の充実</u>	医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるよう、医療・保健・福祉・教育・保育などの関係機関が連携を図ることを目的とした名古屋市医療的ケア児支援ネットワーク会議を開催します。 また、医療的ケア児及びその家族が安心して地域生活をおくることができるよう、医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成・配置します。併せて、医療的ケア児等コーディネーターに対して助言などを行う医療的ケア児スーパーバイザーを配置します。 さらに、医療的ケア児とその家族が安心して区役所・支所や保健センターの窓口で相談することができるよう、継続的に職員向けの研修を実施するなど職員への理解促進を図るとともに、医療的ケア児について、様々な手法を用いながら市民に対する広報及び周知啓発を推進します。
(2)様々な相談活動への支援の拡充	
障害者がより相談しやすい環境づくりを進めるため、当事者が相談に応じる相談活動、障害者・家族などの自助グループ、ボランティア団体などの諸活動などに対する育成・支援を実施します。	

2 地域生活を支援するサービスの量的・質的充実

(1)在宅サービスの拡充	
障害者が住み慣れた地域で生活し、社会、経済、文化などの様々な分野でいきいきと活動できるようにするため、自立生活を支援する在宅サービスを拡充します。 また、常時介護を必要とする障害者への医療的ケアを含む在宅における適切な支援の在り方を検討します。	

ア <u>訪問系サービスの拡充</u>	訪問系サービスの量的拡大とともに障害特性に配慮し、必要な人へ必要なサービスが提供できるよう体制を確保します。
イ <u>短期入所サービスの拡充</u>	短期入所の定員数の拡大を図るとともに、介護者の急な不在などへの対応として、緊急短期入所空床確保事業を継続して実施し、地域生活支援拠点事業所での緊急時の受け入れの促進にも努めます。 また、施設や医療機関などにおいて日中一時受入事業を継続して実施します。
ウ <u>配食サービスの実施</u>	障害者が健康で自立した生活を営めるよう支援をするとともに、利用者の安否確認を行う配食サービスを実施します。
(2)外出支援策の推進	
障害者の社会参加をより円滑にするために、外出支援策を推進します。	
ア <u>移動支援事業の充実</u>	希望する時間に利用ができるよう、ガイドヘルパーの確保と養成に努めるとともに、資質向上を図ります。
イ <u>身体障害者補助犬の利用支援</u>	身体障害者補助犬の飼育費の助成や総合リハビリテーションセンターにおける補助犬の認定・相談事業などを実施し、障害者の自立支援や社会参加を支援します。
ウ <u>福祉特別乗車券の交付</u>	障害者が市営交通機関などを利用する機会を確保し、社会参加を促進するため、福祉特別乗車券の交付を実施します。
エ <u>タクシー料金の助成など</u>	公共交通機関が利用できない障害者のために、タクシー料金の助成やリフトカー運行事業などを実施します。

(3)日中活動の場の充実

地域でいきいきとした自立生活をおくることができ、社会参加や社会活動を促進するため、様々な日中活動の場の充実を図ります。

ア <u>生活介護事業の充実</u>	主に昼間に、日常生活の介護を行うとともに創作活動や生産活動の場を提供する生活介護事業の充実を図ります。
イ <u>精神障害者地域活動支援事業の充実</u>	精神障害者に対して、社会との交流の促進を図り、レクリエーションや生産活動の機会などを提供するとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整などを行う精神障害者地域活動支援事業を充実します。
ウ <u>デイサービス型地域活動支援事業の充実</u>	障害児者の日中活動の場として、機能訓練、レクリエーションなどを提供するデイサービス型地域活動支援事業を充実します。 また、運営実態やニーズの把握に努め、必要な施策の充実について検討します。
エ <u>作業所型地域活動支援事業などの充実</u>	地域における作業の場や生活訓練の場としての作業所型地域活動支援事業を充実するとともに、訓練・レクリエーションの場としての重症心身障害児小規模通所援護事業の活動を支援します。

(4)福祉的就労の場などの充実

一般就労と並び、自立した生活に必要な経済的基盤を確保するとともに働くことが生きがいにつながるよう、福祉的就労の場などの充実を図ります。

ア <u>働く場の充実</u>	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業の充実を図ります。併せて、誰もが安心して働くことのできる場となるよう、質の向上に努めます。
-----------------	---

<u>イ 一般就労に 向けた訓練の場の 充実</u>	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業の充実を図ります。併せて、質の向上に努めます。
(5)地域生活の場の確保	
障害者が住み慣れた地域で自立した生活をおくることができる住まいや生活の場の確保を図ります。	
<u>ア グループホームの 充実</u>	障害者が、日常生活上の援助を受けながら、地域の中で共同生活をおくるグループホームについて、重度障害者等の受け入れを進めるなど、充実を図ります。 また、市営住宅のグループホーム利用を引き続き図ります。
<u>イ 地域生活支援 拠点事業所の充実</u>	障害者が希望する地域生活を実現し、重度化・高齢化によるニーズの変化や「親亡き後」でも安心して生活を継続できるよう、地域全体で障害者の生活を支える体制を構築するため、障害者基幹相談支援センターのコーディネート機能を充実させ、「相談」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を担います。併せて、「緊急時の受け入れ・対応」及び「体験の機会・場」の強化を目的とし、地域生活支援拠点事業所の整備を進めるとともに、これと障害者基幹相談支援センターをはじめ、地域の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等が連携する体制を確保することにより面的整備を推進し、障害者の地域生活を支援します。

<u>ウ 福祉ホームの 確保</u>	住居を求めている障害者が、自立した日常生活や社会生活を営むために利用するとともに、日常生活に必要な支援を提供する福祉ホームを確保します。
(6)自立訓練(機能訓練、生活訓練)の充実	
視覚障害や高次脳機能障害などへの対応として、総合リハビリテーションセンターにおいて専門性の高い支援の実施を継続します。	
(7)福祉用具などの研究開発・普及促進と利用支援	
障害者の自立した日常生活を支援するため、福祉用具などの研究開発・普及促進と利用支援を図ります。	
<u>ア 福祉用具の研究 開発の推進</u>	総合リハビリテーションセンター及び福祉用具プラザが、大学などの研究機関と協同し、国の施策との連携を図りながら、福祉用具などの研究開発を推進します。
<u>イ 福祉用具などの 普及促進と利用 支援の推進</u>	自助具や介護用ロボット、ユニバーサルデザインの製品などを含めた福祉用具などの普及促進と利用支援の推進を図るため、なごや福祉用具プラザにおいて、福祉用具などの展示、相談及び講習会の開催や福祉用具などの製作・改造を行うほか、介護用ロボットの普及支援及び在宅重度障害者への訪問相談支援の強化を検討します。 また、福祉用具などの相談などに従事する専門職員の資質向上を図ります。
(8)経済的施策の充実	
地域生活が安定的におくれるよう、各種手当の支給や医療費の助成などを実施します。	

ア 各種手当の支給	障害者の経済的負担を軽減するため、特別障害者手当をはじめとした各種手当を支給するとともに、各種手当制度の給付水準の確保に努めます。
イ 障害者医療費 助成の実施	現行の医療費助成制度を引き続き実施します。

3 地域生活への移行支援

施設入所者や精神科病院に長期入院している精神障害者などが、本人の希望に基づいて、円滑に地域生活へと移行できるようグループホームなどの社会資源の整備を進めるとともに、地域移行支援、地域定着支援などを推進します。

ア 地域移行支援・ 地域定着支援など の拡充	入所施設や精神科病院などから地域生活に移行するための支援を行う地域移行支援及び常時の連絡体制を確保し緊急時の相談に応じるなどの地域定着支援の実施を拡充します。 また、地域での自立生活の継続を支援するため、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院などから地域での一人暮らしに移行した障害者の生活への不安に対して、定期的な居宅訪問などにより状況把握を行い、必要な助言や関係機関との連絡調整を行う自立生活援助を実施します。
イ 地域生活体験事業 などの実施	地域での自立生活を容易に受け入れられるよう、グループホームなどの生活に向けた地域生活体験事業を継続して実施するとともに、地域生活支援拠点事業所での地域生活体験利用の促進にも努めます。

4 重度障害者への対応

(1) 重度障害者への支援の充実

重度障害者の生活の場を整備するとともに、在宅の重度障害者の日中活動の場を確保するため、通所施設での重症心身障害者等受入補助などの在宅支援策を実施します。

また、本市重症心身障害児者施設における短期入所などの在宅支援機能の強化を検討するなど、常時介護を必要とする障害者への医療的ケアを含む在宅における適切な支援に努めます。

<u>ア 重症心身障害児者施設の運営</u>	重症心身障害児者施設において、入所者の生活の場を確保するとともに、短期入所や相談などを通じて、市内の在宅の重症心身障害者やその家族、支援を行う事業者などを支援します。
<u>イ 在宅重症心身障害者への訪問指導</u>	在宅の重症心身障害者を支援するため、発達支援における指導や相談などの訪問支援を実施します。
<u>ウ 重症心身障害児小規模通所援護事業の実施</u>	地域において、5人以上の重症心身障害者などに訓練やレクリエーションなどを実施する通所援護事業を支援します。
<u>エ 日中活動の場への受け入れの確保</u>	障害者入所施設での重症心身障害者受入施設補助や、生活介護事業所及びデイサービス型地域活動支援事業所への重症心身障害者等受入補助を実施することにより、重症心身障害者の日中活動の場を確保します。
<u>オ 地域での居住の場の確保</u>	重度障害者が住み慣れた地域で生活できるよう、住宅改造に関する相談や補助を実施します。併せて、グループホームの改修費用や整備費用を補助し、居住の場を確保します。

(2)強度行動障害を有する者への支援

強度行動障害を有する者への支援として、生活介護事業所に対して適切な支援を行うのに必要な職員加配を行い、円滑な受け入れと行動障害の軽減を図る強度行動障害者受入補助を引き続き実施します。

また、障害特性に応じた支援を強化する観点から、平成29(2017)年度より専門支援員の養成を開始し、平成30(2018)年度より専門支援員の派遣から相談・研修に至るまでの総合的な事業として強度行動障害者支援事業を実施しています。さらに、令和2(2020)年度より、専門支援員の意見を踏まえ、受入に必要な環境整備を行うための補助を実施しています。

今後も、支援ニーズの把握を行い、居宅内における支援促進の検討も含め、家族支援の視点を踏まえて、支援内容の充実を図ります。加えて、強度行動障害等を有する発達障害者の困難事例に関わる障害福祉サービス事業所などに対し、訪問支援や地域支援向上のための研修等を行う発達障害者地域支援マネジャーを発達障害者支援センターに配置します。

(3)重度障害者の生活の場としての施設の確保

常時医療的ケアが必要な障害者や重度の強度行動障害を有する者など、地域生活の継続が困難な重度の障害者の意向を尊重した上で、生活の場としての入所施設について、現行の施設数を維持します。

また、障害児入所施設に入所している児童が、18歳以降、障害福祉サービス等を利用しつつ自立した生活又は社会生活への移行ができるよう各関係機関との移行調整を図るための協議の場を設置します。

5 サービスの質の向上と多様なサービス提供体制の充実

(1) サービスの質の向上

障害者や家族が事業者やサービス内容を適切に選ぶことができるよう、障害福祉サービス等情報公表制度などを活用し、引き続きわかりやすい情報提供に努めます。

また、障害者が個々のニーズに応じた良質なサービス提供を受けられるよう、障害特性や制度の理解を深める研修などの実施、法令などの規定に基づいた事業者指定と事業者への指導・監査、事業者に対する苦情解決、及び第三者評価の実施の促進などによりサービスの質の向上を図ります。

(2) 多様なサービス提供体制の充実

多様なサービスの提供体制を確保するために、障害福祉サービスの担い手の養成事業や必要な専門研修を実施するなど、事業所の人材確保や人材育成に向けた取組を推進します。

<u>ア 従事者の育成と 研修の充実</u>	障害者の特性や個別性を十分に理解した上で、サービスが提供できるよう、ホームヘルパーや施設職員の現任研修を充実します。
<u>イ 福祉人材育成に おける支援の実施</u>	事業所が行う人材育成や職員定着を支援するため、福祉人材育成支援助成事業を引き続き実施します。
<u>ウ 福祉人材の確保</u>	障害者福祉の仕事への理解に向けた様々な広報媒体による情報発信とイメージアップに努めるほか、就労関係機関と連携して、高年齢者の能力活用、潜在的有資格者の掘り起しの方策を検討します。 また、移動支援事業従事者養成事業などを実施し、従事者の確保を図ります。

6 障害者の重度化・高齢化などに対する施策の実施

障害者の重度化・高齢化に伴う生活上のしづらさや、支援する家族の高齢化に伴う障害者の家庭からの自立などに対応するため、必要に応じて自立生活援助の活用を検討するなど、生活支援策の充実を図ります。

また、高齢障害者が、個々の障害特性に応じた適切な支援を受けるとともに、共生型サービスを含め、高齢障害者が、介護保険サービスなど必要なサービスを円滑に利用することができるよう、関係機関などとの連携を進めます。

7 スポーツ、文化芸術活動を含む生涯学習の充実

障害者が社会で自立して生活する力を養い生活を豊かにできるよう、生涯にわたる自己実現の場として、様々なスポーツ、文化芸術活動を含む生涯学習の活動機会の充実を図ることにより、障害者の社会参加を促進します。

また、スポーツ交流、文化芸術活動を通じた、地域間交流や国際交流を支援します。

(1)レクリエーション施設などのバリアフリーの促進

レクリエーション施設や文化施設、スポーツ施設、生涯学習センターなどのバリアフリーを促進するとともに、市立施設における文化芸術活動の公演・展示について、字幕や音声案内サービスの提供など、障害者のニーズに応じた工夫・配慮がなされるよう努めます。

(2)障害者スポーツの推進

<u>ア 障害者がスポーツに親しめる環境の整備</u>	障害者スポーツセンターにおいて、スポーツのきっかけづくりとなるような教室を実施するほか、種目ごとに身近な場所で練習が可能な場を設け、障害者のスポーツ実施機会を提供します。 また、市内の各スポーツセンターにおいて、ニーズに応じたスポーツ実施機会を提供し、障害者の利用を促進します。 さらに、障害者が安心して気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを行うため、新たな障害者スポーツセンターの整備を進めます。
<u>イ 障害者スポーツの普及振興</u>	市障害者スポーツ大会などの各種大会を開催し、成果発表の機会を提供するとともに、国内外で開催される大規模な障害者スポーツの競技大会を契機とし、障害者スポーツの普及振興を図ります。 また、スポーツ団体、当事者団体及び民間事業者などと連携・協働し、障害者スポーツに関する取組を支援します。 さらに、障害者がスポーツに取り組む際の経済的な負担を軽減させるため、障害者スポーツ競技用補装具等の購入費を補助します。
<u>ウ 障害者スポーツを支える人材の育成・確保</u>	障害者スポーツセンターにおいて、パラスポーツ指導員を養成し、障害者スポーツの振興を担う人材を育成します。 また、障害者スポーツへのボランティア活動を促進します。

(3)文化芸術活動の推進	
障害者にも気軽にオーケストラの演奏など一流の文化芸術を楽しんでもらえる鑑賞機会の提供に努めます。 また、障害者団体と連携して障害者の作品などの発表の機会を提供することにより、障害者が様々な文化芸術活動に親しむことができるよう支援するとともに、国や県との連携によりその充実を図ります。	
(4)スポーツや文化芸術活動を通じた交流の促進	
スポーツや文化芸術活動などを通じ、交流が促進されるよう必要な支援に努めます。	
(5)共に学べる生涯学習の機会の拡充	
障害者のニーズに応じて、生涯を通じて学習できる機会を拡充します。	
<u>ア 学習プログラムなどの内容充実</u>	障害者が学習しやすいよう学習プログラムや資料の内容の充実を図ります。
<u>イ 生涯学習を支えるボランティアの育成</u>	障害者が共に学ぶことができるよう、障害の特性に対応した個別の支援ができるボランティアの育成を図ります。

8 意思決定支援の普及啓発

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの普及などにより、自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行います。

また、成年後見制度の利用促進に取り組むとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークによる支援を促進することにより、支援者による本人の意思決定が適切に行われることを推進します。

第5 保健・医療の推進

現状と課題

障害や発達遅れなどをできる限り早期に見出し、適切な支援につなげていくためには、健康診断の実施や気軽に相談でき、早期発達支援を受けられる体制が必要です。本市では、各区の保健センターにおいて乳幼児健康診断などを行うとともに、市内に5か所ある地域療育センターにおいて発達相談に取り組んでいます。

近年の発達障害の認知の高まりなどを受けて地域療育センターにおける初診待機期間が長期化するなど、診療体制の充実が課題となっています。

また、医療的ケア児の増加に伴い、支援に関わる関係機関の連携強化が求められています。

20歳以上での障害の原因としては、交通事故などによる怪我のほか、生活習慣病が起因となるものも多いため、本市では、生活習慣病の発症及び重症化の予防や健康寿命の延伸を図ることなどを目的として策定した健康なごやプラン21(第2次)により、市民の健康づくりを支援しています。

がんや脳卒中など5疾病の一つである精神疾患の患者数は、全国で約615万人(令和2(2020)年患者調査)であり、この数値から推計する本市の精神疾患の患者数は約113,000人となっています。

また、全国の発達障害の患者数も587,000人(令和2(2020)年患者調査)となっています。これらを背景に精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加も顕著であることから、精神保健・医療施策のさらなる充実が必要です。

本市においては、精神障害者の地域生活を支援し、自立と社会参加の促進を図る障害者基幹相談支援センターをはじめとする相談支援事業者などや、緊急に医療が必要となったときに相談・診察を受けられる精神科救急情報センターや精神科救急医療施設が整備されています。

一方、精神科に入院している約3,600人の方のうち、1年以上入院している方の割合は6割となっています。長期入院している方の地域への移行を促進するとともに、合わせて地域の一員として、安心して誰もが自分らしく暮らせるよう、一層の地域定着の推進に向けて保健医療福祉の関係者が一体となって、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めていく必要があります。

また、地域における精神保健福祉活動として、各区の保健センターが精神保健福祉相談や訪問指導、精神障害者家族教室などを開催しているほか、精神保健福祉センターがその中核機関として、普及啓発や複雑・困難な事例への対応、技術援助などの業務及び、地域の課題である依存症対策を行っています。精神障害者の増加傾向は著しく、また、ひきこもり状態にある方や未治療、治療中断など医療・福祉サービスにつながない方へのアプローチに加え、患者本人や家族の高齢化、アルコール健康障害・薬物・ギャンブルなどの依存症対策※16、複数の障害を有する方への支援など、地域精神保健福祉業務についても一層の機能強化が求められています。

難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図ることなどを目的に、平成27(2015)年に「難病法」が施行されました。「難病法」に基づく医療費助成制度の対象となる指定難病※17は段階的に拡大されており、令和6(2024)年4月からは341疾病となります。

また、同法改正により令和6(2024)年4月より、各種療養生活支援の円滑な利用等のため「登録者証」が創設されます。

難病患者数は少なく、その多様性のために他者からの理解が得にくいほか、療養が長期に及ぶことなどから、患者にとって心理的にも経済的にも大きな負担となります。難病患者が長期にわたり療養生活を送りながらも社会参加への機会が確保され、尊厳を持って安心して暮らしを続けていくことができるよう、難病の特性に応じた総合的な支援が求められます。

医療との連携を基本としつつ福祉サービスの充実や難病の患者の支援体制の整備、ピアサポート※18に係る人材育成の支援に努めるとともに、レスパイトケアをはじめとするニーズに合った保健医療サービスや福祉サービスなどを円滑に利用できるよう、難病患者を多方面から支えるネットワークの構築が必要です。

総合リハビリテーションセンターは、障害者の相談から医療・訓練指導を経て社会復帰にいたるまでの一貫したリハビリテーションサービスを提供しています。附属病院については、令和7(2025)年4月からの市立大学病院化を予定していますが、総合リハビリテーションセンター内にて行ってきた医療から福祉への切れ目のない支援を地域に拡大できるよう、市立大学はもちろんのこと地域の医療機関等とも連携し、これまで支援に繋がっていなかった方への支援を強化することが求められています。

また、行動上の障害や意思疎通の困難さ、障害の重複などにより適切な医療を受けられない状況が生じないように、治療体制の整備が求められています。

施策の基本的方向

Ⅰ 障害の原因となる疾病等の予防及び早期発見

(1)乳幼児に対する障害の原因となる疾病等の予防及び早期発見

小児・周産期医療体制を充実することにより、障害の原因となる疾病等の予防及び早期発見を図るとともに、乳幼児健康診査などによる障害の早期発見体制を充実します。

また、成長発達段階における遅れの気づきや、育児にかかる不安や負担などを軽減するため、子育て世代包括支援センターにおいて相談に応じ、必要な場合には、療育機関や医療機関など関係機関につなげます。

(2)健康づくりの推進

健康づくり、特に生活習慣の改善による生活習慣病の発症予防及び重症化予防などのため、健康教育・健康診査などを実施し、障害の発生予防及び早期発見に努めます。

2 精神保健・医療施策の推進※19

(1)精神障害に対する正しい理解の促進とこころの健康づくりの推進

精神疾患は、生涯を通じて4人に1人がかかるといわれるように、誰にも身近な疾患であり、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であるという認識を広めることは、増加する精神疾患の患者が早期に適切な治療に結びつくために重要であると同時に、精神障害に対する正しい理解を促進するためにも重要です。講演会の開催や刊行物の発行などの広報を通して、引き続き普及啓発に努めるとともに、精神保健の課題のある方を地域において身近で支える人材の育成を推進します。

また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、市民への普及啓発のほか、精神科以外の医療機関関係者への研修や精神科医療機関と他の医療機関との連携を推進します。

(2)精神科病院における適正な医療の確保

<u>ア 人権に配慮した 適正な医療の確保</u>	人権に配慮した適正な医療を確保するため、引き続き、精神科病院に対する実地指導、実地審査を厳正に行うとともに、精神医療審査会では入院の可否や入院患者の処遇の適否の審査を適正に行います。
<u>イ 精神科病院に おける虐待防止の 推進</u>	精神科病院の業務従事者による虐待を発見した場合における通報窓口を整備するとともに、精神科病院の虐待防止等に向けた組織風土の醸成を推進するための研修や普及啓発等の取組について検討を進めます。

(3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

<u>ア 保健・医療・福祉 関係者などによる ネットワークの構築</u>	保健・医療・福祉関係者・当事者・家族会などによる顔の見える協議の場を通じて、関係者間の相互理解の促進や強化に取り組み、精神障害者の地域生活を支援する方策を重層的に協議します。
---	--

<u>イ 地域で生活する 精神障害者の病状 の重篤化を防ぐ 体制の整備</u>	急激に精神症状が悪化した精神障害者に対する方策として、精神科救急情報センターと精神科救急施設からなる精神科救急医療システムを運営し、さらにその充実に向け関係機関と協議を進めます。 また、入院までは必要ないが夜間や休日に緊急に受診を希望される患者への対応体制や、身体合併症への対応、未治療者や医療中断者に対するアウトリーチによる支援体制の構築と充実を目指します。併せて、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、精神障害者を身近で支える人材を育成するための研修を継続的に実施するとともに、障害者基幹相談支援センターをはじめとする相談支援事業者、ボランティアグループなどによる日常的な関わりなど、関係機関と連携した支援体制の構築を推進します。
(4)精神障害者の地域への円滑な移行や一層の定着の推進	
<u>ア 住まいの確保 支援に向けた検討</u>	精神科病院からの地域移行における住まいの確保に向けて、居住支援関係者と連携し、居住支援に係る制度を活用するとともに、地域生活の定着を図るため賃貸住宅等に入居する精神障害者や居住支援関係者の安心を確保できるよう、入居後も含めた支援体制のあり方について検討を進めます。
<u>イ ピアサポートの 活用</u>	ピアサポーターの養成・活用等を通じ、行政機関及び地域関係者も含めて入院患者の退院の動機づけ支援を行うとともに、一層の地域定着に向け当事者や家族を含めたピアサポートの活用を図り、障害や病気に対する正しい理解の普及を推進します。

<u>ウ 地域生活支援に係る質の向上</u>	地域移行や一層の地域定着を推進するため、精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施されるよう、地域生活支援関係者の支援の質の向上に取り組みます。
(5)依存症対策	
<u>ア 依存症相談拠点</u>	依存症に関連した問題で困っている本人、家族が相談につながるよう、精神保健福祉センターに依存症相談窓口を開設し、相談機能を強化するとともに、アルコール、薬物、ギャンブルなど依存症の対策を推進します。
<u>イ 依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定</u>	地域で適切な医療を受けられるよう、市内の依存症に関する治療を行っている精神科病院などを依存症の専門医療機関や治療拠点機関として選定し、依存症に関する正しい知識の普及や、市内の医療機関へ依存症に関する研修を実施します。
<u>ウ 依存症問題に取り組む自助団体への支援</u>	行政や医療機関以外のいわゆる自助団体の取組は重要であり、自助団体ならではの支援方法もあることから、幅広く支援するため、団体の補助事業を行います。

3 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実

(1)医療施策の充実

障害者が、身近な場所で生涯を通じて、いつでも必要かつ適切な医療の提供が受けられるよう医療施策の充実を図ります。

<u>ア 適切な医療の提供</u>	障害者が気兼ねなく安心して医療が受けられるよう、意思疎通支援の充実やインフォームド・コンセント※20の徹底を図り、医療従事者の障害者に対する理解促進や、医療機関における受診環境の充実を進め、障害者に対する適切な医療を提供します。特に行動上の障害や意思疎通の困難さ、障害の重複などにより救急医療や専門的医療が受けられない状況が生まれることがないように体制整備について、関係機関と連携して検討します。
<u>イ 障害者医療費助成の実施</u>	現行の医療費助成制度を引き続き実施します。
<u>ウ 歯科医療の充実</u>	歯科医師会が開設している歯科保健医療センターにおいて、地域で診療が困難な障害児者を対象に口腔衛生相談・指導及び治療を行い、障害児者に対する歯科治療の機会を確保するとともに、高度な治療への対応を実施していることから、安定的な運営のための支援を引き続き行います。 また、定期的に歯科健康診査を受けることが困難と考えられる居宅の寝たきりの方が適切な健康管理を図れるよう、訪問での歯科健康診査を引き続き実施するとともに、障害の状況(加齢を含む)に応じた知識や技術を有する歯科専門職及び障害者支援施設等従事者を育成するための取組を促進します。

(2)リハビリテーションの充実

職場復帰や社会復帰、自立した地域生活に向け、適切なリハビリテーションの提供体制の充実を図るとともに、医療・心理・社会・教育・職業などの総合的なリハビリテーションの提供に努めます。

また、小児リハビリテーションにおいては、リハビリテーションを提供できる専門医師を養成し、リハビリテーション医療の提供の実施を図ります。

<u>ア 総合リハビリテーションセンターの運営</u>	本市におけるリハビリテーションの中核施設として、社会の中で利用できるサービスを自ら活用して社会参加していくための社会的リハビリテーションや、仕事への復職のための職業的リハビリテーションを実施します。 さらに、専門性の向上を図るとともに、知識・技術の普及啓発をはじめとした地域支援体制の整備やリハビリテーション情報の提供などリハビリテーションを実施する他の医療機関など関係機関との連携強化を図ります。 併せて、高次脳機能障害者に対しては、この分野における中核施設としての役割を発揮し、障害者基幹相談支援センターなどと協働し、地域支援体制の整備や関係機関との連携強化を図ります。
<u>イ 高次脳機能障害者への支援の充実</u>	総合リハビリテーションセンターにおいて、相談、訓練指導、社会復帰などの支援を行うとともに、専門性の向上、知識・技術の普及啓発や児童の就学支援、失語症者の専門相談支援などを関係機関と連携して取り組みます。
<u>ウ 視覚障害者への支援の充実</u>	眼科医療機関をはじめとした関係機関と連携し、診断後も相談、訓練指導、社会復帰などの支援が提供できる体制づくりを図ります。

4 障害者の健康づくりの推進

健康で心豊かに生活ができる持続可能な社会を目指し、生活習慣の改善による生活習慣病予防や、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るとともに、健やかに暮らせる環境づくりを推進していきます。

5 難病対策の推進

(1) 特定医療費助成制度等の実施

現行の医療費助成制度を引き続き実施します。併せて、「登録者証」の発行により難病の患者の障害福祉サービス等の円滑な利用を図ります。

(2) 難病相談支援事業の実施

難病患者や家族が抱える様々な療養生活上の相談に応じるため、各区の保健センターにおいて難病訪問・相談支援事業を実施するほか、医療に関する相談、難病に関する知識の普及啓発、患者・家族同士の交流の促進などを図るため難病患者医療生活相談事業を実施します。

また、愛知県医師会の難病相談室が実施する専門医による医療相談や、ソーシャルワーカーによる療養相談・生活相談などの難病相談事業を支援するとともに、相談機関をはじめとする難病の患者の支援に関わる関係機関などのネットワークの構築のため、難病対策地域支援ネットワーク会議を開催します。

幼少期から慢性疾病に罹患しているため、長期にわたり療養が必要な児童などと家族に対しては、各区の保健センターにおいて疾病の治療と療養生活の相談、子どもの成長・発達に応じた支援などの相談支援事業を実施します。

また、慢性疾病児童などに対して、医療、福祉、教育、雇用支援に関連する支援を行っている関係機関や地域の患者会などの意見を取り入れながら、社会生活への自立促進を図る取組を行います。

6 保健・医療・福祉の連携強化

保健・医療・福祉の各方面のサポートを要する方が安心して生活を送ることができるよう、関係機関の連携強化を図り、生涯を通じたサービスが提供できるよう努めます。

また、地域療育センターにおける医師の確保策について検討するほか、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターや支援に従事する人材の育成に努めます。

第6 雇用・就業の支援

現状と課題

雇用や就業への支援は、地域で自立した生活を営むための経済的な基盤としての所得の確保や、働くことによる生きがいにつながるなど、障害者にとって非常に重要な施策と考えています。

障害の特性や状態などに応じた雇用・就業に対する支援が求められているなか、障害者の就労希望は高いものの、就職状況については厳しいものとなっています。

名古屋市を含む愛知県内の民間企業の実雇用率は2.19%(令和4(2022)年6月1日現在、法定雇用率は2.3%)と、依然として法定雇用率を達成していない状況です。

一方、本市では、令和4(2022)年6月1日現在、市長部局、市会事務局、教育委員会、上下水道局及び交通局のいずれにおいても法定雇用率(国及び地方公共団体における法定雇用率は2.6%、教育委員会の法定雇用率は2.5%)を達成しています。

さらに、令和6(2024)年4月以降、段階的に法定雇用率の引き上げられることから、引き続き法定雇用率の引き上げを見据えた取組がより一層必要となってきています。

令和6(2024)年4月以降の法定雇用率は次のとおりです。

	令和6(2024)年4月	令和8(2026)年7月
民間企業	2.5%	2.7%
国及び地方公共団体	2.8%	3.0%
教育委員会	2.7%	2.9%

こうした中、就職後についても、厳しい雇用環境により離職を余儀なくされる障害者や職場環境への適応が困難な障害者に対し、再就職に向けた支援や雇用を継続するための支援も必要です。

国において、障害者の雇用対策についても積極的な取組が進められてきている中、本市においては、障害者の就労支援に関するネットワークの構築や企業を対象としたセミナーや企業見学会の開催による障害者雇用の啓発、企業及び障害者施設に対する相談支援を一体的に実施する窓口の運営など、一般就労への移行が一層促進されるよう施策を推進しています。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労後の職場定着の取組がますます必要となっています。

さらに、安定して就労し続けるために就労と日常生活の両面についての相談・支援体制に対する障害者のニーズが多様化する中、それに応えるため、障害者就労などの相談支援機関として市内4か所の拠点を設け、就労及びこれに伴う日常生活上の相談・支援を一体的に行っています。

身体障害者、知的障害者、精神障害者だけでなく、発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者への就労支援についても、障害や症状の特性を踏まえたきめ細かい支援が必要です。

また、中途障害者についても、それぞれの状況に合わせた支援が必要となります。

さらに、「障害者雇用促進法」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、職場における差別の禁止や虐待の防止、合理的配慮の提供の確保にも取り組んでいく必要があります。

障害者雇用を進めている企業に対しては、障害者雇用促進企業として認定し優遇措置を設けるとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」の趣旨も踏まえ、市内の障害者就労施設などの製品登録制度を実施するとともに、障害者のより一層の雇用促進につながる施策を引き続き実施する必要があります。

また、福祉的就労においては、利用者の賃金や工賃を向上し質の高い働き方が実現できるようにするための指導や支援が必要となります。加えて、一般就労と並び、福祉的就労として障害福祉サービスにおける訓練等事業や障害者就労施設などの充実をより一層図る必要があります。

施策の基本的方向

Ⅰ 就労の推進

(1)関係機関との連携強化	
福祉施策と労働施策の一体的展開の観点から、国や県の雇用促進事業との連携をより一層図り、雇用を促進するための啓発活動などを進めます。	
ア <u>本市における 推進体制の強化</u>	国や県をはじめ、本市の関係機関などへの働きかけをさらに推進していくため、障害者就労支援推進会議の実施など、本市における障害者の就労支援体系をより充実させ、雇用促進策の推進体制の強化を図ります。
イ <u>経済団体や 事業主、就労支援 機関などとの 連携強化</u>	経済団体や事業主、就労支援機関などとの連携をさらに強化することにより、障害者雇用の拡大を図ります。
ウ <u>啓発活動の推進</u>	国や県と連携し、障害者雇用についての啓発活動などをさらに推進することにより、市民や企業の理解をより一層深めます。
(2)本市の障害者雇用の推進	
本市における障害者雇用に対する理解を一層深めるとともに、民間企業の先頭に立ち模範を示して障害者雇用の推進を図ります。	

<u>ア 計画的な職員採用</u>	本市における障害者雇用の現状や課題などを説明することにより、職員の障害者雇用に対する理解を一層深めます。 また、障害者を採用するための準備や職場定着支援を行い、引き続き、計画的な職員採用の拡大に努めます。
<u>イ 重度障害者の採用</u>	重度障害者の採用についても、引き続き率先して行い、重度障害者の採用の拡大に努めます。
(3)障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げ	
障害者の雇用・就労機会を拡充し、また、賃金や福祉的就労における工賃水準の引き上げにつながるよう、全市的に「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえつつ、引き続き、市内における障害者雇用を推進している企業への支援や障害者就労施設などの製品の販売等の支援の一層の促進を図ります。	
<u>ア 障害者雇用促進 企業の優先発注 などの推進</u>	本市における物品購入や役務の発注に際しては、法定雇用率を超えて積極的に障害者を雇用している障害者雇用促進企業などへの優先発注や優先指名などを、引き続き推進します。
<u>イ 障害者就労施設 などの製品の販売 支援などの促進</u>	障害者の経済的自立につなげるため、市内の障害者就労施設などの製品の優先発注を引き続き実施するとともに、販路拡大や販売促進に係る施策を検討します。
(4)福祉的就労の場などの充実(再掲)	
一般就労と並び、自立した生活に必要な経済的基盤を確保するとともに働くことが生きがいにつながるよう、福祉的就労の場などの充実を図ります。	
<u>ア 働く場の充実</u>	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業の充実を図ります。併せて、誰もが安心して働くことのできる場となるよう、質の向上に努めます。

<u>イ 一般就労に 向けた訓練の場の 充実</u>	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業の充実を図ります。併せて、質の向上に努めます。
(5)多様な就労形態への支援	
障害の特性や状態に即した多様な就労形態が求められていることに対し、障害者や企業への支援を行います。 また、生活困窮者支援を始めとした他の就労施策との連携を図るとともに、多様な新しい働き方の場の提供について、国の動向を注視しながら、推進すべき施策の方向性などを検討します。 併せて、国から新たに示された就労選択支援事業や一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用への取組についても、国の動向を注視しながら、関係機関等と連携し、推進すべき施策の方向性などを検討します。	
<u>ア 求められる多様な就労形態に対応した企業開拓などの推進</u>	障害の特性や状態に即した多様な委託訓練や見学・実習の受け入れに向けた企業開拓を行うとともに、企業に対して障害者雇用を促進するための支援をします。 また、障害者雇用が可能な企業についての情報提供を、就労移行支援事業所などに対して行います。
<u>イ 就労定着の推進</u>	就労定着支援事業への参入について事業者働きかけるとともに、サービスの利用促進等を行い、職場定着率の向上を図っていきます。 また、特別支援学校卒業生など就労定着支援事業を利用できない方に対しては、市内4か所に設置されている障害者就労などの相談支援機関において、職場定着の支援を行います。

(6)就業の確保、就労定着支援、生活支援を含めた就労の安定を図るための総合的な相談支援体制の推進

就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の利用者などの就業を促進するため、相談機能のより一層の充実を図ります。

<u>ア 障害者就労などの支援機関による支援</u>	市内4か所に設置されている障害者就労などの相談支援機関を中心に、様々な相談に応じ、就労やこれに伴う日常生活上の相談・支援の希望について、一体的な対応を推進します。
<u>イ 障害者の能力や適性に応じた職業リハビリテーションの実施</u>	総合リハビリテーションセンターにおいて、身体障害者や高次脳機能障害者などに対して、高い専門性を有したリハビリテーションを実施し、障害者の能力や適性に応じた職業能力を開発し、就業の促進を図ります。

(7)特別支援学校高等部における就労支援

特別支援学校高等部における就労支援の充実を図ります。

<u>ア 特別支援学校高等部における就労支援</u>	知的障害者を対象としている市立特別支援学校において、関係機関との情報共有を密にした職業教育の充実を図るとともに、守山特別支援学校産業科への就労支援コーディネーターや職業指導講師の派遣など、特別支援学校高等部の就労支援の充実を図ります。
<u>イ 企業などへの就労支援のための教育・福祉・企業などの連携</u>	企業などへの就労支援のため、教育・福祉・企業などの有識者で構成する職業自立推進運営委員会を設置し、就労支援策の検討及び関係機関のネットワークの強化を図ります。

第7 教育・発達支援の充実

現状と課題

本市では、障害の早期発見、早期発達支援を目的として障害児や発達に遅れのある子どもとその保護者に対し、相談、発達支援、医療及びリハビリテーションを総合的に行う地域療育センターを地域の中核療育施設として位置づけています。平成26(2014)年に東部地域療育センターが開設され市内5か所体制となったところですが、近年の発達障害の認知の高まりなどを受けて地域療育センターにおける初診待機期間が長期化するなど、診療体制の充実が課題となっています。

また、「児童福祉法」に基づく児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数は年々増加しており、身近な地域で支援を受けることができるようになってきた一方、支援の質の向上を図っていく必要があります。

なお、保育所などへの障害児の入所希望も年々増加しているため、幼児期・学齢期における障害児の受け入れをすすめ、障害のある子もない子も、共に育ち、共に遊ぶ機会を拡充する必要があります。

さらに、平成30(2018)年4月には「児童福祉法」が改正され、居宅訪問型児童発達支援の創設や保育所等訪問支援の対象が拡充され、ニーズに応じた支援体制の充実が必要となっています。

このほか、親子遊びなどを通じた早期発達支援の場である障害児いこいの家事業は、発達に遅れや不安のある子どもを育てる保護者が気軽に立ち寄り、子どもの発達について相談し、同じ悩みを抱える保護者同士の交流の場として活用されています。本市ではより身近な地域で支援を受けることができるよう拡充に努めており、令和4(2022)年4月現在、16か所にて実施しています。

また、令和6年(2024)年4月に施行される「児童福祉法」の改正において児童発達支援センターを、地域の障害児の健全な発達における中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援事業所やその他関係機関と密接な連携等を図り、重層的な支援体制を整備する方針が示されています。

さらに本市では、市立特別支援学校、障害の種別に応じた特別支援学級や通級指導教室の整備にも努めています。

通常の学級では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、インクルーシブ教育システムの理念のもと、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた教育を推進するため、全校体制で担任をサポートし、児童生徒の指導・支援を行うよう努めます。

一方、特別支援学校の過大化による教室不足が課題になっており、引き続き解消に向けて取り組んでいく必要があります。

市立特別支援学校高等部を卒業した後、多くの卒業生が、一般就労や就労移行支援事業所に進むなどしています。特別支援学校高等部での就労後の定着支援を含めた職業教育の充実、労働、福祉の関係機関との連携をすすめるとともに、本人のニーズにあった進路指導を充実させる必要があります。

施策の基本的方向

Ⅰ 相談・支援体制の拡充

学齢前、学齢期、卒業後など生涯を通じて一貫した相談支援体制の充実と連携の強化を図ります。

<u>ア 各相談支援機関 の連携強化</u>	地域療育センター、障害者基幹相談支援センター、ハートフレンドなごやなどの各相談支援機関の連携を図り、障害児者一人ひとりへの切れ目のない相談支援ができるよう連携強化を図ります。
<u>イ 障害児相談支援 事業の充実</u>	障害児通所支援又は障害福祉サービス等を利用する全ての障害児を対象として、地域の身近なところで相談や支援が受けられるよう、障害児相談支援事業の体制や質の充実を図ります。

<u>ウ 発達支援・教育の連携</u>	幼稚園、保育所などや家庭における子どもの様子や支援の方法を、切れ目なく小学校に引き継ぐ「なごやっ子サポートリレーシート」を引き続き実施し、発達支援・教育の連携を図ります。
<u>エ 発達障害者に対する支援の充実</u>	発達障害者が、生涯を通じて、必要な時期に必要な支援を受けられる支援体制を整えるため、公立大学法人名古屋市立大学と連携し、発達障害者に対する支援の充実を図ります。 また、自閉症を始め発達障害を有する者に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターを設置し、相談支援、生涯を通じて当事者及びその家族、関係機関等を支援するネットワークづくりや必要な情報発信、支援者研修等の事業を行います。
<u>オ 子どもの発達が気になる段階からの支援</u>	障害児いこいの家事業について、市内16か所で実施するほか、ペアレントメンター※21による相談の実施など支援の充実を図ります。 また、発達に遅れや不安のある子どもの保護者に対しては、早い段階からの支援が重要であることから、地域の子育て支援施策との連携を図ります。
<u>カ 学校と公共職業安定所などとの連携強化</u>	特別支援学校を含む学校の卒業生の多様な進路の確保を図るため、公共職業安定所や市内4か所に設置されている障害者就労などの相談支援機関などと学校の連携強化を進めます。 また、障害福祉サービスを利用した福祉事業所を進路として選択する生徒に対して、教育と福祉との連携強化を図り、対応します。

2 発達支援体制の充実

(1) 早期発達支援体制の整備

より身近な地域で障害の早期発見、早期発達支援が可能となるよう早期発達支援体制の充実を図り、障害児や家族に対する支援を推進します。

<u>ア 地域療育 センターの充実</u>	障害児や発達に遅れなどがある子どもと保護者が、身近な地域で早期に発達支援を受けることができるよう、地域療育センターを増設します。
<u>イ 児童発達支援 事業の充実</u>	未就学児が、地域の身近なところで集団生活への適応訓練などを受けられる場として、児童発達支援事業を推進するとともに、事業者に対する指導を徹底するなど、サービスの質の確保に努めます。
<u>ウ 地域における 発達支援体制の 整備</u>	障害児の発達支援については、早期に身近な地域において、支援を受けることができる体制を整えるため、障害児等療育支援事業や療育グループ事業を引き続き実施します。併せて、地域療育センターに地域支援・調整部門を設置し、幼稚園、保育所等のバックアップを行うことにより、早期子ども発達支援と子ども・子育て支援を一体的に実施します。
<u>エ 子ども発達支援 に関する体系的 研修の実施</u>	子ども発達支援に携わる職員の知識習得や支援スキル等の向上を目的とした、体系的な研修を実施します。
<u>オ 家族に対する 支援</u>	乳幼児期を含め早期から保護者等に十分な情報を提供し、子どもの特性について正しく理解を促し、適切な子育てを行えるよう育児不安の段階から支援を実施します。

(2) 多様化する発達支援ニーズへの対応

学齢期における発達支援や個々の児童の状況に応じたきめ細かいサービスの提供を推進します。

<u>ア 放課後等 デイサービス事業 の充実</u>	小学生・中学生・高校生が授業の終了後又は休業日に地域の身近なところで生活能力の向上のために必要な訓練などを受けられる場として、放課後等デイサービス事業を推進するとともに、一人ひとりの成長発達において必要な支援を受けられるよう、サービスの質の確保に努めます。
<u>イ 保育所等訪問 支援等の実施</u>	地域療育センターに地域支援・調整部門を設置することにより、幼稚園、保育所等に通う子どもの発達支援を進めるとともに、希望する全ての子どもが保育所等訪問支援を利用できるよう体制を整えます。
<u>ウ 居宅訪問型 児童発達支援の 実施</u>	障害児通所支援を利用するために外出することが困難な重度の障害児などに対し、支援を行う居宅訪問型児童発達支援について、ニーズの把握に努めるとともに、希望する全ての子どもが居宅訪問型児童発達支援を利用できるよう体制を整えます。
(3)サービスの質の向上	
障害児の保護者が事業者やサービス内容を適切に選ぶことができるよう、名古屋市子ども発達支援ウェブサイトなどを活用し、わかりやすい情報提供に引き続き努めます。 また、障害児が個々の特性に応じた良質なサービス提供を受けられるよう、障害特性や制度理解を深める研修などを実施します。 また、法令などの規定に基づいた事業者指定と事業者への指導・監査、事業者に対する苦情解決及び第三者評価の実施の促進などによりサービスの質の向上を図ります。	

3 学校教育の充実

(1) 教育的ニーズに応じた教育の推進

教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず互いの個性を尊重し合いながら学んでいくことができるよう、インクルーシブ教育システムの理念を取り入れるとともに、障害の状態や特性に応じた多様な学びの場の整備に努めます。

ア 就学時、進学時における適切な就学先決定の実施

障害のある児童生徒の就学先決定に当たっては、本人・保護者に対する十分な情報提供のもと、本人・保護者の意見を最大限に尊重しつつ、本人・保護者と教育委員会、学校などが、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とするとともに、発達の程度や適応の状況などに応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、引き続き関係者への周知を行います。

イ 障害のある児童生徒に対する適切な教育的支援の実施

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるため、障害の状況や教育の場に応じた指導方法や学習形態の工夫改善、拡大教科書、デジタル教材、ICT機器、補聴援助システムの活用など、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行います。

(2) 特別支援学校の過大化による教室不足の解消

特別支援学校の児童生徒数の増加に伴って、特別支援学校全体が狭くゆとりが少なくなっている状況を解消するため、天白特別支援学校の増築を行います。併せて、県に対して、設置義務のある特別支援学校の新設を要望します。

(3) 学校における医療的ケアの実施

学校において医療的ケアを提供する看護介助員を配置するなど幼児児童生徒への支援体制の充実に努めます。

(4)適切な指導の推進

特別支援教育を推進する上で、関係機関との連携に努めるとともに、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の全てにおいて教職員への研修の充実を図ります。

ア 適切な指導のための関係機関との連携強化

障害のある児童生徒一人ひとりへの適切な指導を進めるため、就学前から学校卒業後までの教育に関する相談機関である教育センターはじめ教育機関と、福祉、医療、労働など関係機関との連携強化を図ります。

また、県立高等学校にかかわる適切な指導を進めるため、愛知県教育委員会と連携を図ります。

イ 個別の教育支援計画の策定と活用の推進

障害児が就学前から卒業後まで切れ目のない支援を受けられることができるように、保護者の参画のもと、医療、保健、福祉、労働などの関係機関と連携し、個別の教育支援計画の策定を進めるとともに、学校間などでの引き継ぎなどでの活用を推進します。

また、名古屋市立高等学校においても、必要な生徒に個別の教育支援計画の策定と活用を推進します。

ウ 障害に対する理解や交流及び共同学習の推進

障害のある児童生徒と、障害のない児童生徒が互いに理解し、人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指し、ともに学ぶことができる交流及び共同学習を推進します。

エ 全ての教職員に対する障害理解と特別支援教育の推進

「障害者権利条約」など法制度を含む最新の知見を踏まえながら、全ての教職員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める研修を推進します。

(5)学校におけるバリアフリーの充実	
ア <u>学校施設のバリアフリー化の推進</u>	国から示された「公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標」を踏まえ、障害のある児童生徒の教育環境改善のため、車椅子使用者用トイレの整備やスロープ等による段差解消を実施するとともに、要配慮児童生徒在籍校等へエレベーターを整備します。
イ <u>介助者などの配置</u>	発達障害者対応支援員、発達障害者対応支援講師や主に身体障害のある幼児児童生徒に対して、学校生活介助アシスタントを配置します。 また、医療的ケアが必要な幼児児童生徒に、看護介助員を配置します。
(6)特別支援学校高等部における職業教育の充実	
特別支援学校高等部産業科において、就労支援コーディネーターや職業指導講師などを配置し、進路指導及び就労支援の充実に努めます。	

4 幼児期・学齢期における共に育つ場・機会の拡充

幼児期・学齢期において、共に育つ場の機会を拡充するため、幼稚園・保育所などにおける障害児の受け入れなどを推進します。

ア <u>幼稚園・保育所における障害児の受け入れの推進</u>	教育委員会と子ども青少年局などの関係機関が連携し、幼稚園・保育所における障害児の受け入れを推進します。
イ <u>放課後事業での障害児の受け入れ促進</u>	障害児が地域で共に豊かな放課後などを過ごすことができるよう、留守家庭児童健全育成事業、トワイライトスクール及びトワイライトルームでの障害児の受け入れを促進します。
ウ <u>共に学ぶ交流機会の創出</u>	共生社会の実現を目指し、共に学ぶ交流機会の創出を図ります。

第8 防災・防犯などの推進

現状と課題

平成23(2011)年3月の東日本大震災では、非常に多くの命が失われ、その中でも、65歳以上の高齢者の死亡率の割合が約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍との調査結果もあります。さらに、平成28(2016)年4月の熊本地震では、指定避難所などでの生活環境が確保されず、要配慮者※22への支援が十分に行われなかったと報告されています。南海トラフ地震の発生確率が今後30年間で70～80%(40年間で90%程度)と切迫度を増し、本市では発生した場合の地震動、津波により大きな被害を想定しており、対策が必要とされています。

一方、風水害についても平成30(2018)年7月豪雨や令和元(2019)年東日本台風、令和2(2020)年7月豪雨など、記録的な大雨による甚大かつ広域的な被害が全国各地で多発しています。そのような災害に対応するため、平成27(2015)年に「水防法」が改正されたことを受け、本市も想定し得る最大規模の洪水・内水氾濫・高潮などの浸水想定区域を踏まえた、新しいハザードマップを令和4(2022)年3月から順次公表しました。

こうした状況の中、本市においては、「名古屋市防災条例」により、「自助」「共助」「公助」の基本的な理念を定めるとともに、地域防災計画にて災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、計画的かつ効率的な防災行政の推進を図ってまいりました。今後も、安否確認、避難支援などの仕組みや緊急時における情報伝達の方法、発災時における障害者等要配慮者の安全確保、災害後の支援策などについて、有効な方策を検討していくほか、施設などにおいては、災害時に地域との協力体制が築けるよう日頃から地域との結びつきを図っていく必要があります。

また、障害者支援施設などを利用する障害者が安心して生活できるよう、防犯に係る安全確保のための環境整備や職員の対応に関する点検などの取組を促進するとともに、関係機関や地域住民などと連携し、安全確保体制を構築し、地域と一体となった開かれた施設になることを推進する必要があります。

さらに、障害者が地域において安心して生活ができるよう、防犯に関する取組や消費者トラブルの防止をより一層充実させる必要があります。

施策の基本的方向

Ⅰ 防災対策の推進

(1)災害時の避難・救助体制などの充実	
発生が危惧されている南海トラフ地震などの大規模災害に備え、障害者等要配慮者を支援するとともに、緊急時に円滑に救助できるよう取組を進めます。	
ア 個別避難計画 作成の推進等	避難行動に支援が必要な方の個別避難計画の作成について、地域住民や福祉事業者をはじめ様々な関係者と連携しながら取組を進めるとともに、地域における要配慮者の安否確認や避難支援など助け合いの取組が推進されるよう支援します。さらに、要配慮者自身に対しても、自助に取り組むことができるよう啓発します。
イ 避難支援訓練の 実施	障害者の地域生活を支援していく各区の自立支援連絡協議会と行政の一層の連携を図り、避難誘導、指定避難所での支援などに関する訓練などを関係機関や障害者などの要配慮者本人の参加を得ながら実施し、要配慮者自身の災害対応力の向上を図るとともに、障害特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるよう努めます。

<u>ウ 災害時の医療体制の検討</u>	大規模災害時における医療体制の在り方について、名古屋市医師会や災害医療コーディネーター等で構成する名古屋医療圏地域災害医療部会を開催し、関係機関との連携体制などについて検討を継続します。
<u>エ 福祉避難所などの拡充</u>	通常の避難所生活に困難をきたす要配慮者などを対象に開設する福祉避難所について、福祉施設などへの働きかけを行い、指定福祉避難所への備蓄物資の補助、マンパワーの確保など、避難生活の支援を行い、さらなる福祉避難所のか所数の増加を図ります。 また、小学校などの指定避難所における要配慮者に配慮された空間である福祉避難スペースの確保を進めます。
<u>オ 福祉仮設住宅の供給</u>	災害時における応急仮設住宅の建設にあたっては、関係部局などの間で調整を進め、障害者などに配慮した福祉仮設住宅の供給に努めます。
<u>カ 災害時のこころのケア体制</u>	本市域で大規模災害が発生した際は、DPAT※23の派遣要請などを行い、こころのケア活動を実施します。 また、災害時のこころの健康についての研修や普及啓発を行います。
<u>キ 避難確保計画の作成等促進</u>	想定し得る最大規模の洪水等を前提とした浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、利用者の安全な避難確保に係る計画等の作成を支援するとともに、避難訓練実施報告書の提出を促進します。

ク <u>耐災害性強化 対策の促進</u>	地震や水害の発生時における建物の倒壊、破損等での人的被害の防止、円滑な避難の確保及び停電・断水時の施設機能の維持のため、障害者支援施設の施設整備等を促進します。
ケ <u>グループホームの スプリンクラー設備 の整備補助</u>	防災の観点から、今後入居者の重度化に伴ってスプリンクラー設備の設置義務が生じる可能性の高い既存のグループホームに対して整備補助を行うことにより、安全な住環境の確保に繋がっていきます。
コ <u>聴覚障害者及び 音声又は言語機能 障害者の緊急通報 対応</u>	火災や救急事案の発生時に、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者からの緊急通報をファックスや電子メール、さらにはスマートフォンなどを活用した音声によらない緊急通報システムにて受け付けることにより、緊急通報への円滑な対応を図ります。さらに、救急搬送時に依頼に応じて曜日・時間帯を問わず、手話通訳者や要約筆記者を医療機関へ派遣します。
(2)災害時の情報伝達手段についての検討	
災害時においてテレビ、ラジオ、電子メール、SNS、ウェブサイト、防災スピーカー、広報車など様々な障害特性に応じた多様な手段による情報伝達を実施するとともに、迅速性・多様性の観点から継続的に情報伝達手段について検討します。	

2 防犯対策の推進

(1)障害者支援施設などにおける安全体制の構築

地域に開かれた社会福祉施設などの防犯・安全確保に関するハンドブックなど、防犯に関する情報を提供することにより、障害者支援施設などにおける安全体制の構築に向けた普及啓発を実施します。併せて、不審者などの緊急情報を、関係機関が共有する連絡・通報体制の整備や、周辺環境や利用者の状態などに応じた施設の設備面における安全対策など、障害者支援施設などにおける安全体制の構築を推進します。

(2)防犯教室などによる啓発活動の実施

地域安全指導員の行う防犯市民講座などを通じ、街頭犯罪などの犯罪被害にあわないよう、普及啓発活動を実施します。

3 消費者トラブルの防止

(1)消費者教育の推進

高齢者や障害者を含めた全ての消費者が自立し、自主的かつ合理的に行動できるよう消費者教育を推進し、消費者トラブルの防止に努めます。

(2)関係機関との連携

名古屋市消費者安全確保連絡会議において、会議開催や情報提供等を通じて連携を図り、消費者被害防止に努めます。

第3部 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第1章 基本理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 良質かつ適切なサービスの提供と障害種別を超えたサービスの充実
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続への支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組

第2章 障害福祉サービス等の提供体制に関する基本的な考え方

- 1 必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障
- 2 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 3 福祉施設から一般企業等への就労移行等の推進
- 4 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- 5 依存症対策の推進
- 6 相談支援の提供体制の充実・強化
- 7 重度化・高齢化への対応
- 8 発達障害児者に対する支援
- 9 協議会の活性化
- 10 地域生活支援の充実

第3章 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

第4章 成果目標

第1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況

第2 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標

- 1 施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
- 8 障害者の日常生活・社会生活への更なる支援

第5章 活動指標等

第1 障害福祉サービス・相談支援

第2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第3 障害児に対する支援

第4 発達障害児者に対する支援

第5 地域生活支援事業

第6 地域生活支援促進事業

第7 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施

第1章 基本理念

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者基本法にある「全ての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念の下、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、合理的配慮の提供等により、その意思決定を支援するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を総合的に受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2 良質かつ適切なサービスの提供と障害種別を超えたサービスの充実

常にサービスを受ける方の立場に立った、良質かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者指導や研修等を通じて、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

また、障害者総合支援法第4条に定める障害者等（身体障害・知的障害・精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）・一定範囲の難病）を対象とした、障害の種別によらない、多様なニーズに対応する障害福祉サービスの充実を図ります。さらに、難病患者の方々に対しても、必要な情報提供を行う等の取組を進め、障害福祉サービスの活用が促されるよう努めます。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続への支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等が希望する生活を選択できるよう、福祉施設への入所又は精神科病院への入院(以下「入所等」という。)から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域で支えるシステムを実現するため、様々な関係機関との連携強化を図り、地域生活を支援するための拠点づくり、NPO等によるボランティアなど法律や制度に基づかない形で提供されるサービスであるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めるとともに、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備します。

また、障害者の重度化・高齢化やその家族の高齢化を見据え、医療的ケアが必要な方への支援を含め、地域生活を支援する体制として、地域生活支援拠点等の一層の充実を図ります。さらに、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるために、住民の協力を得ながら、地域の保健医療福祉の一体的な取組と差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組の推進を図ります。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、支え手と受け手という関係を超えて、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る地域共生社会の実現に向け、障害や高齢といった制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等の取組を進めるとともに、様々な福祉相談を断らず、重層的支援体制整備事業とも連携しつつ、複合的な課題等を抱えている人や世帯を支える包括的な相談支援を推進します。

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、「なごや子どもの権利条例」における「子どもの権利は一人一人の発達段階に応じて保障されるものである。」という考え方にに基づき、障害児本人の最善の方法は何かを考えながら、乳幼児期からの健やかな育成を支援する必要があります。障害の疑いがある段階から、身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実と地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児が子どもから大人へと成長する生涯を通して、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

加えて、医療的ケア児がその心身の状況に応じて適切に関連分野の支援が受けられるよう保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携について一層の推進を図ります。

6 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中において、障害福祉サービス等や様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制と併せてそれを担う人材の確保・定着に努めていく必要があるため、研修、多職種間の連携、魅力的な職場であることの積極的な周知広報等を行うとともに、障害福祉現場における働きやすい職場環境の整備や、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に協力して取り組みます。

7 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するため、外出支援策を推進するとともに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「読書バリアフリー法」及び「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づいて支援体制の整備を図るなど、障害者の多様なニーズを踏まえながら支援を進めます。

第2章 障害福祉サービス等の提供体制に関する基本的な考え方

1 必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障

訪問系サービスの充実を図り、支援を必要とする障害者等に必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障します。

2 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

障害者が希望する一人暮らし等を実現するために、これらのサービスと居住支援法人との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図ります。なお、重度化・高齢化した障害者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障害者であっても、地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、支援ニーズを適切に把握するよう努めます。

また、地域生活への移行の支援等の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等において、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関との連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより、その機能の充実を図ります。

3 福祉施設から一般企業等への就労移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般企業等への就労移行を進めるとともに、一般就労した障害者に対する就労定着に向けた継続した支援の充実を図っていきます。

また、就労支援を担う事業所の質の向上や企業開拓を進め、雇用の場の拡大を図っていきます。

4 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実

障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、個々の障害特性に応じた支援ニーズの把握等により、地域における課題を整理するとともに、関係機関との連携等を図りつつ、支援体制の充実に努めます。

5 依存症対策の推進

依存症に関する住民への普及啓発、関係職員の研修、相談、集団指導及び依存症専門医療機関の整備を進めるとともに、相談機関や医療機関と当事者の自助グループ等の民間支援団体との連携を図り、依存症のある方及びその家族等の回復支援に取り組めます。

6 相談支援の提供体制の充実・強化

障害福祉サービス等支給決定者の中には、希望に沿わずセルフプランを利用している方が一定数いる現状があります。希望する方が計画相談支援を受けることができるよう、事業所数及び相談支援専門員数の増加を図るとともに、障害者基幹相談支援センターなどによる相談、助言、指導等の支援を通じ、計画相談支援の質の向上を図ります。

また、基本相談支援及び地域移行支援についても、一層の促進に向けて相談支援事業所の充実に努めていきます。

7 重度化・高齢化への対応

今後の障害者の重度化・高齢化や障害者の家族の高齢化、また、それに伴って発生する様々な課題へ対応するため、障害者基幹相談支援センターをはじめとした障害福祉に係わる社会資源が介護サービス事業所、いきいき支援センター、医療機関等の関係機関と連携することで、高齢化や障害の重度化が進んだ方であっても地域での継続した生活が可能となるように、地域における支援体制の更なる強化を図っていきます。

8 発達障害児者に対する支援

発達障害児又は発達障害者（以下「発達障害児者」という。）が、各ライフステージにおいて、可能な限り、身近な場所において、必要な時期に、必要な支援を受けられるように努めます。

9 協議会の活性化

16区に設置している自立支援連絡協議会では、個別事例の検討を通じて抽出される課題を踏まえた地域の支援体制の整備に取り組み、4つのブロック連絡会並びに市自立支援連絡会においても必要な協議を実施します。

また、発達障害者支援地域協議会において発達障害児者の課題について情報共有を図るとともに市内の支援体制の整備状況等について検証し、地域の実情に応じた体制の整備を計画的に行っていきます。

10 地域生活支援の充実

障害のある方が、障害のない方と等しく、自らの意思に基づき自立した生活を営み、地域で共生していけるよう、必要なサービス提供基盤を充実するとともに、障害のある方の特性に応じた分かりやすい情報提供や、意思疎通のための手段の確保などの合理的な配慮が図られるよう努めていきます。

第3章 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

こども基本法に定める「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図れることその他の福祉に係る権利が等しく保障される」との基本理念及び子ども・子育て支援法に定める「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念の下、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、成長発達に即した支援、乳幼児期から学校卒業まで一貫した切れ目のない支援を身近な場所で提供する体制の整備に努めるとともに、障害児通所支援等の質の向上及び安全の確保、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進を図ります。

また、成人された後も必要な支援が途切れることがないよう、教育機関等の関係機関と連携をとりながら子どもから大人への成長に合わせてサービスの移行が円滑に進むための継続的な支援体制を整えていきます。さらに、児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援事業所その他関係機関と緊密な連携等を図り、重層的な支援体制を整えていきます。加えて、重症心身障害児及び医療的ケア児等の特別な支援が必要な障害児とその家族に対する支援体制の整備を図ります。

第4章 成果目標

本市では、第1期から第3期にわたる計画において、地域での生活へ移行していくことや、一般企業等での就労に向けた支援を行うことを取り組むべき課題とし、取り組んできました。第4期計画では、地域生活を支援するための拠点の整備を新たな目標として定め、第5期計画においては、児童福祉法の改正により障害児福祉計画を定めるものとされたことから、障害児支援の提供体制の整備等を新たな目標として決めました。第6期計画では、相談支援体制の充実・強化等及び障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築を新たな目標として設定しました。

第7期計画では、国の基本方針の見直しを受け、これまでの8つの成果目標について、地域生活支援拠点等の機能や強度行動障害を有する者への支援体制の充実、障害児入所施設からの円滑な移行調整といった項目を新たに加え、6期にわたり取り組んだ方策を継承、発展させていきます。

第1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況

1 施設入所者の地域生活への移行

令和元(2019)年度末時点の施設入所者数1,088人のうち、令和5(2023)年度末までに地域移行する目標数46人に対して、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度末までの地域移行者数は25人(進捗率:54.3%)となっており、目標を下回っています。

この間、入所施設職員を構成員とする「地域生活移行に係る懇談会」を開催し、また、「地域生活移行支援パンフレット」を作成し、当事者及びその家族が地域での生活を具体的にイメージできるような働きかけをするなど、地域生活移行の推進に取り組んでまいりましたが、障害者の重度化・高齢化やヘルパーを始めとした地域で支える人材の不足等により、なかなか地域生活への移行が進んでいない状況となっています。

地域生活への移行状況(単位:人)

区分	自宅	グループホーム(*1)	福祉ホーム	アパート等	計
第1期計画	28	57	33	9	127
第2期計画	13	33	12	6	64
第3期計画	8	31	2	3	44
第4期計画	4	19	0	1	24
第5期計画	5	18	2	1	26
(令和2(2020)年度)	(2)	(7)	(0)	(0)	(9)
第6期計画(*2)	1	12	1	2	16
(令和3(2021)年度)	(0)	(5)	(1)	(2)	(8)
(令和4(2022)年度)	(1)	(7)	(0)	(0)	(8)
合計	59	170	50	22	301

*1 平成26(2014)年4月からケアホームをグループホームに一元化

*2 第6期計画は、令和3(2021)・4(2022)年度の実績

施設入所者の減少については、目標とする令和5(2023)年度末の施設入所者数1,071人に対して、令和4(2022)年度末の施設入所者数は1,013人となっており、目標達成に向けて順調に推移しています。

施設入所者数(単位:人)

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	計
令和2(2020)年度	317	733	15	0	1,065
令和3(2021)年度	301	727	17	0	1,045
令和4(2022)年度	292	706	15	0	1,013

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇を目標とするのに対して、令和2(2020)年度実績(平成29(2017)年数値)は、324.5日、令和3(2021)年度実績(平成30(2018)年数値)は、325.2日、令和4(2022)年度実績(令和元(2019)年数値)は326.1日となっており、県全体としては上昇しているものの直近の市域実績値が示されていないことから、目標の達成状況を判断することは難しい状況です。

また、令和5(2023)年度末の精神病床における1年以上長期入院者数を1,536人(65歳以上738人、65歳未満798人)とする目標については、令和3(2021)年6月末時点で2,368人(65歳以上1,290人、65歳未満1,078人)、令和4(2022)年6月末時点で2,233人(65歳以上1,219人、65歳未満1,014人)となっており、目標に対して、68.7%(65歳以上60.5%、65歳未満78.6%)の進捗となっています。入院期間が1年を超える精神障害者に対する地域生活支援の取組は目標に向かって進み始めていますが、そのうち65歳以上の方については一層の取組が必要な状況です。

令和5(2023)年度における入院後3か月経過時点の退院率を69%以上、入院後6か月経過時点の退院率を86%以上、入院後1年経過時点の退院率を92%以上という目標に対して、令和4(2022)年度では、入院後3か月経過時点の退院率は68.5%、入院後6か月経過時点の退院率は84.6%、入院後1年経過時点の退院率は91.1%となっていますが、国からの直近の市域実績値が示されていないことから、目標の達成状況を判断することは難しい状況です。

なお、平成18(2006)年度から令和4(2022)年度にかけて、自立支援医療(精神通院医療)受給者数が約2.4倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数が約3.7倍に伸びており、本市における精神疾患がある方は増加しています。

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数（単位：日）

区分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
精神障害者の精神病床から 退院後1年以内の地域での 平均生活日数上昇	324.5 *1	325.2 *2	326.1 *3

*1 令和2(2020)年度実績は平成29(2017)年のNDBデーターを用いた、愛知県全体の数

*2 令和3(2021)年度実績は平成30(2018)年のNDBデーターを用いた、愛知県全体の数

*3 令和4(2022)年度実績は令和元(2019)年のNDBデーターを用いた、愛知県全体の数

精神病床における1年以上長期入院者数(単位：人)

区分	計	65歳 以上	65歳 未満	目標値との差		
				計	65歳 以上	65歳 未満
目標値	1,536	738	798	-	-	-
令和2 (2020)年度	2,342	1,226	1,116	806	488	318
令和3 (2021)年度	2,368	1,290	1,078	832	552	280
令和4 (2022)年度	2,233	1,219	1,014	697	481	216

* 各年度6月末時点

* 長期入院患者数については、精神保健福祉資料630調査を用いています。

精神病床における早期退院率(単位：%)

区分		入院後3か月 経過時点の 退院率	入院後6か月 経過時点の 退院率	入院後1年 経過時点の 退院率
第 6 期 計 画	令和2(2020)年度 (*1)	66.4	85.1	91.2
	令和3(2021)年度 (*2)	69.4	85.0	91.3
	令和4(2022)年度 (*3)	68.5	84.6	91.1

*1 令和2(2020)年度実績は平成29(2017)年のNDBデーターを用いた、愛知県全体の数

*2 令和3(2021)年度実績は平成30(2018)年のNDBデーターを用いた、愛知県全体の数

*3 令和4(2022)年度実績は令和元(2019)年のNDBデーターを用いた、愛知県全体の数

○参考

自立支援医療(精神通院医療)受給者、精神障害者保健福祉手帳所持者数

区分	平成 18 (2006)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度
自立支援医療 (精神通院医療) 受給者数(人)	21,358	48,320	48,485	51,345
精神障害者 保健福祉手帳 所持者数(人)	8,978	29,120	31,368	33,913

* 各年度末時点

3 地域生活支援拠点等における機能の充実

国の示す地域生活支援拠点等の5つの機能※24のうち、「緊急時の受け入れ・対応」及び「体験の機会・場」の強化のため、短期入所にグループホームを組み合わせた地域生活支援拠点事業所を、令和5(2023)年度末までの目標数16か所に対し、令和4(2022)年度末までに10か所で実施しました。

令和5(2023)年度末においては、引き続き10か所での実施を予定していますが、目標を下回る見込みとなっています。障害者等の地域生活支援の充実のため、引き続き、整備を進める必要があります。

地域生活支援拠点事業所の機能充実のための運用状況の評価については、毎年度行いました。

地域生活支援拠点事業における機能の充実 (単位:か所) (累計)

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (予定)
地域生活支援 拠点事業所	8	10	10
運営状況の評価 年 1 回 以上	実施	実施	実施

<年度別実施状況>

区分	地域生活支援拠点 事業所設置区	地域生活支援拠点 事業対象区
令和3 (2021)年度	千種、北、西、中村、 南、守山(2)、緑	8区 千種、東、北、西、中村、 南、守山、緑
令和4 (2022)年度	千種、北、西、中村、 中川、南(2)、守山(2)、緑	9区 千種、東、北、西、中村、 中川、南、守山、緑

4 福祉施設から一般就労への移行等

令和5(2023)年度の1年間で福祉施設から一般企業等へ就労移行する者を605人とする目標に対して、令和3(2021)年度の移行者は541人、令和4(2022)年度の移行者は612人となっており、目標達成に向けて概ね順調に推移しています。

また、就労定着支援事業所のうち、令和5(2023)年度の就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする目標に対して、令和3(2021)年度は75.0%、令和4(2022)年度は72.7%であり、こちらも目標達成に向けて概ね順調に推移しています。

令和4(2022)年度の移行者の状況(単位:人)

区分	就労前の状況				計
	就労移行 支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	その他	
身体障害者	30	10	3	4	47
知的障害者	91	9	5	0	105
精神障害者	300	74	28	55	457
難病患者	3	0	0	0	3
合 計	424	93	36	59	612

令和4(2022)年度の職場定着率状況

就労定着支援事業所数	定着率 8 割以上の事業所数	割合
44 か所*	32 か所	72.7%

* 過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数が 0 人の事業所を除いた数

5 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについては令和5(2023)年度の時点で10か所を継続して設置し、補助体制を維持していますが、2歳以上の希望するすべての子どもを受け入れることはできていないのが現状です。

保育所等訪問支援体制については、令和2(2020)年3月に策定した「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」において、地域療育センターに地域支援・調整部門を設置し、保育所、幼稚園に通いながら発達支援を受けられる体制を構築する方針を掲げ、令和2(2020)年度に1か所設置し、令和5(2023)年度に2か所目を設置しました。

重症心身障害児支援体制の構築については、令和5(2023)年度では主に重症心身障害児を受け入れられる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が38か所設置されています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については医療・保健関係者、障害福祉関係者、児童福祉関係者、教育関係者からなる名古屋市医療的ケア児支援ネットワーク会議を令和元(2019)年度に設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを養成する研修を実施しました。

6 相談支援体制の充実・強化等

16区全ての障害者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員が配置されています。

市自立支援連絡会における相談支援専門員の資質向上の取組である初任者研修、中堅者研修、共通全体研修を実施しています。

各区自立支援連絡協議会や個別支援会議を通した高齢者や生活困窮など専門的な関係機関と連携した取組を実施しています。

7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするため、平成30(2018)年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。障害福祉サービス事業者に対し、障害福祉サービスの内容等について、年1回の報告や新規指定時の公表を徹底するよう周知・指導に努めました。

また、高齢・障害福祉職員研修等の事業所等職員向け研修や福祉人材育成支援事業による資格取得支援を継続して実施をしています。

事業者指導については、令和4(2022)年度に147件の実地指導を実施したほか、令和4(2022)年3月にオンラインによる集団指導を実施しました。

8 地域生活支援の充実

居宅介護等の訪問系サービスについては、令和4(2022)年度の見込量436,700時間に対して、実績は424,456時間となっており、見込量を下回っています。

日中活動系サービスのうち、令和4(2022)年度の生活介護の延利用人日の実績は見込量を下回り、利用者数の実績はおおむね見込どおりに推移しています。就労継続支援の延利用人日、利用者数については実績が見込量を大幅に上回っています。

居住系サービスのうち、グループホームの利用者は、令和4(2022)年度の見込量2,935人に対して、実績は3,368人、市内住居数は、令和4(2022)年度の見込量715か所に対して、実績は794か所となっており、いずれも見込量を上回っています。

相談支援事業のうち、障害者の計画相談支援の実績は見込量を上回っている一方で、障害児相談支援の実績は見込量を下回っており、共に、希望に沿わずセルフプランを利用している方が一定数いる現状があります。

また、地域定着支援の実績は、ほぼ見込どおりに推移していますが、地域移行支援の実績は見込量を下回っており、地域移行に向けて一層の取組が必要な状況です。

その他、障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保、新型コロナウイルス感染症への対応、災害に対する備え、強度行動障害を有する者への支援、障害を理由とする差別の解消や意思疎通支援の充実に向けた取組を継続して実施しています。

依存症に関する取組については、依存症治療拠点機関選定の実績は見込どおりとなっていますが、依存症専門医療機関選定の実績は見込量を下回っています。

また、依存症問題の改善に取り組む民間団体の活動経費に対する補助を行っています。

親子遊びなどを通じた早期発達支援の場である「いこいの家事業」については、市内にバランス良く配置することを目指し、令和4(2022)年度において市内16か所に配置しています。

第2 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標

I 施設入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的な生活から、障害者が自ら選択し決定できる地域生活への移行を促進します。

(1)目標

■令和8(2026)年度末までに、令和4(2022)年度末時点の施設入所者数1,013人のうち、53人が地域生活へ移行するものとします。

■令和8(2026)年度末時点の施設入所者数を、令和4(2022)年度末時点の施設入所者数1,013人から51人減の962人とします。

【参考】国の基本指針

- ・令和8(2026)年度末までに、令和4(2022)年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和8(2026)年度末時点の施設入所者を、令和4(2022)年度末時点から5%以上削減することを基本とする。

(2)目標設定にあたっての考え方

○施設入所者の地域生活移行については、以下の2点を踏まえて達成すべき目標人数を設定します。

- ・愛知県と合同で実施した「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」の結果に基づき、将来、地域での生活を希望している入所者数を基礎とします。
- ・令和4(2022)年度までの近年の移行実績を勘案して、今後の第7期計画期間における目標は現状からの設定とします。

【参考】福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査(結果概要)

(調査対象925人)

(a)本人の意思表示の可否:可能…269人

(b)本人の意思確認可能な(a)のうち、本人の意向

:違うところで生活していきたい…54人

(c)(b)のうち、将来的な生活の場に関する本人の意向

:入所施設等を除く、自宅・アパート・公営住宅・グループホーム等への移行を希望している…47人

この47人に、新規入所希望者への入所に際しての働きかけによる効果として6人(本市支給決定者の過去3か年の新規入所実績平均30人の6%相当(2人)の3か年分)を追加して見込む

地域生活移行に係る本市の目標人数:47人+6人=53人

令和4(2022)年度末時点の施設入所者数に占める割合:

$53人 \div 1,013人 \div 5.2\%$

〔 国の基本指針に基づいて算出した場合

・令和4(2022)年度末時点の施設入所者数1,013人 $\times 6\% = 61人$ 〕

○施設入所者数の減少については、引き続き入所希望者(待機者)が多い状況も踏まえて、国の基本指針に即した目標設定とします。

(3)目標を達成するための対応

○地域生活移行を進める際には、施設入所者に対し、適切に意思決定支援を行い、地域生活移行に関する意向を確認し、地域生活支援拠点等の関係機関と緊密な連携を図っていきます。

○『地域生活移行支援パンフレット』等を活用し、本人の地域生活移行に向けた意思継続を目指すとともに、その家族に対し、地域生活を具体的にイメージできるような働きかけを行います。また、今後新規の入所希望者に対しても、本人の意向・希望を十分に把握した上で、入所施設を終の棲家でなく将来の多様な生活像の一つとして捉えられるように支援する等、入所に際しての働きかけも行っていきます。

- 障害者基幹相談支援センターにおいて、施設入所者に対する地域生活への移行に向けた普及啓発を行うとともに、一般相談支援事業所に対して地域相談支援に係る適切な助言等を行います。
- 障害者(施設入所者)地域生活移行訓練事業を活用し、入所者とその家族の地域生活移行に対する理解の促進を図ります。
- 身体障害者自立生活体験事業等、施設入所している障害者が実際に地域生活を体験することや、そのための訓練を行うことができる事業を引き続き実施します。
- 地域生活の支援強化を図るため、「緊急時の受け入れ・対応」と「体験の機会・場」の機能を併せ持つ地域生活支援拠点等の設置増により、安心して地域生活を継続しやすい環境の整備に努めます。
- 地域移行される方が地域でご本人に合わせた生活ができるよう、サービス提供体制の確保に努めます。併せて、ご本人の障害特性を理解し、継続的にかかわることのできる人材の確保方策のあり方について、関係団体等の皆様のご意見を踏まえながら、見守りを含めた24時間ケア体制の整備に向けた検討を行っていきます。
- 施設入所者の地域移行の受け皿のひとつであるグループホームについて、国庫補助及び民間助成の活用、市の運営費等補助制度の実施により、運営の安定を図るとともに、障害者の重度化・高齢化に対応できるよう支援を行います。なお、障害者の重度化・高齢化に対応できる日中サービス支援型グループホームについては、地域に開かれたサービスとなるよう、継続的な評価や指導を実施した上で、サービス提供体制の確保に努めます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があります。このような地域づくりを進めるにあたっては、自治体を中心とした地域保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があることから、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。

(1)目標

■令和8(2026)年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数を2,269人とします。(65歳以上1,273人、65歳未満996人)

■令和8(2026)年度における精神病床における早期退院率を次のとおりとします。

入院後3か月時点:68.9%以上

入院後6か月時点:84.5%以上

入院後1年時点 :91.0%以上

【参考】国の基本指針

・令和8(2026)年度末の精神病床における1年以上の長期入院者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。

・精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。

(2)目標設定にあたっての考え方

○第6期において指標とした「精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数」の指標については、国から都道府県に対して設定するよう示された指標であり、市域実績値が示されないことから第7期では数値目標を設定しないこととします。

- 長期入院患者数について、国が提示した推計式の大幅な変更に伴い、第7期の数値目標も変更していますが、今後も引き続き、保健、医療、地域移行支援を始めとする福祉に高齢者支援及び居住支援等を加えた連携体制を図ることにより、長期入院患者数全体の減少を目指します。
- 「精神病床における早期退院率」について、今後も国から各市町村の実績データが示されない場合は、本市で抽出可能な医療保護入院患者の退院率にて評価します。
- 「精神病床における早期退院率」の上昇のためには、引き続き早期受診を促進する精神疾患に対する理解の普及や早期の適時適切な受療の支援といった入院前からの取組により、より重篤となる前に通院又は入院できるようになることが必要と考えます。
- また、措置入院となった方の他、障害が中度・重度の方や住居の確保などの社会環境の調整が必要な方を含めて、早い段階から医療、保健、地域移行支援を始めとする福祉又は高齢者支援及び居住支援等を加えた連携体制による退院後の包括的な支援の計画を策定することで、退院率の上昇を目指します。
- 退院した後も安定した居宅生活を送ることができるよう、地域生活の定着のための支援が必要と考えます。
- 令和6(2024)年度から開始する第8次医療計画※25と連動するように整合性を図り目標設定します。

(3)目標を達成するための対応

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を拡大して、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、本市における障害保健福祉部門、保健センター等に、高齢者支援関係者、居住支援関係者等を加えた関係者間の相互理解の促進や連携の強化に取り組みます。
- 保健センターによる取組として、住民やボランティアなどに対し精神疾患等に関する知識や正しい理解の普及啓発に取り組み、早期受診を促進します。

- 未治療の精神障害の疑いのある方や治療を中断した精神障害のある方に対して医療と連携したアウトリーチ支援の拡充に取り組みます。
- 精神科医療を必要とする方が適時適切な医療を受けることができるよう移送を含む精神科救急医療体制の拡充に取り組みます。
- 多様な精神疾患等※26のある方が適時適切な医療を受けることができるよう医療体制の拡充に取り組みます。
- 措置入院者以外の方も対象とした医療、保健、福祉、高齢者支援、居住支援等が連携した包括的な退院後支援に取り組みます。
- 障害者基幹相談支援センターによる取組として、各区保健センター等関係機関と連携し、精神科病院からの地域への移行に向けた普及啓発を行うとともに、一般相談支援事業所に対して地域相談支援に係る適切な助言等を行うほか、相談支援事業補助制度を活用することにより、一般相談支援事業所の充実を図ります。
- 本市独自で作成した「地域移行支援ガイドブック」及び本市独自事業「精神障害者社会資源見学事業」を活用し入院患者の地域生活支援を行うとともに、「精神障害者ピアサポート活用事業」による長期入院者への退院の動機づけや、地域移行を担う人材の育成に取り組みます。
- グループホームの活用を図り、地域生活の体験や暮らしの場の確保を行います。
- 当事者や家族によるピアサポートの活用を図るため、ピアサポート養成研修を開催するとともに、地域住民等の精神障害者に対する正しい理解の普及啓発に取り組みます。
- 退院した精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域生活の定着を支援する人材の育成に取り組みます。
- メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、精神保健の課題のある人を身近で支援ができる人材として、心のサポーター養成に取り組みます。

3 地域生活支援の充実

障害者が希望する地域生活を実現し、重度化・高齢化によるニーズの変化や「親亡き後」でも安心して生活を継続できるよう、地域全体で障害者の生活を支える体制を構築するため、障害者基幹相談支援センターのコーディネート機能を充実させ、「相談」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を担います。併せて、「緊急時の受け入れ・対応」及び「体験の機会・場」の強化を目的とし、地域生活支援拠点事業所の整備を進めるとともに、これと障害者基幹相談支援センターをはじめ、地域の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等が連携する体制を確保することにより面的整備を推進し、障害者の地域生活を支援します。

また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握を行い、そのニーズに基づく支援体制の拡充を図ります。

(1)目標	
■令和8(2026)年度末までに地域生活支援拠点事業を全市域において実施するものとします。	【参考】国の基本指針 ・障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8(2026)年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備を含む。)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ・強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8(2026)年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
■地域生活支援拠点事業の充実のため、年1回以上運用状況の評価を行います。その結果に基づき、次年度以降の施策に反映することとします。	
■強度行動障害を有する者の支援体制の確保のため、「強度行動障害者受入補助金」、「強度行動障害者受入環境整備補助金」及び「強度行動障害者支援事業」を引き続き実施するものとします。また、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の拡充を図ります。	

(2)目標設定にあたっての考え方

○国が定める地域生活支援拠点等の5つの機能※24を全市域で進めるため、コーディネーターを配置します。

○「緊急時の受け入れ・対応」及び「体験の機会・場」を確保するため、国庫補助を活用した地域生活支援拠点事業所の整備を継続するほか、地域の障害福祉サービス事業所の連携強化を図ります。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域生活支援 拠点事業	全市域で実施	全市域で実施	全市域で実施

○強度行動障害を有する者が地域で生活していくためには、受け入れを行う障害福祉サービス事業所等を充実させていく必要があります。

(3)目標を達成するための対応

○コーディネーターを配置し、関係機関の連携を推進します。

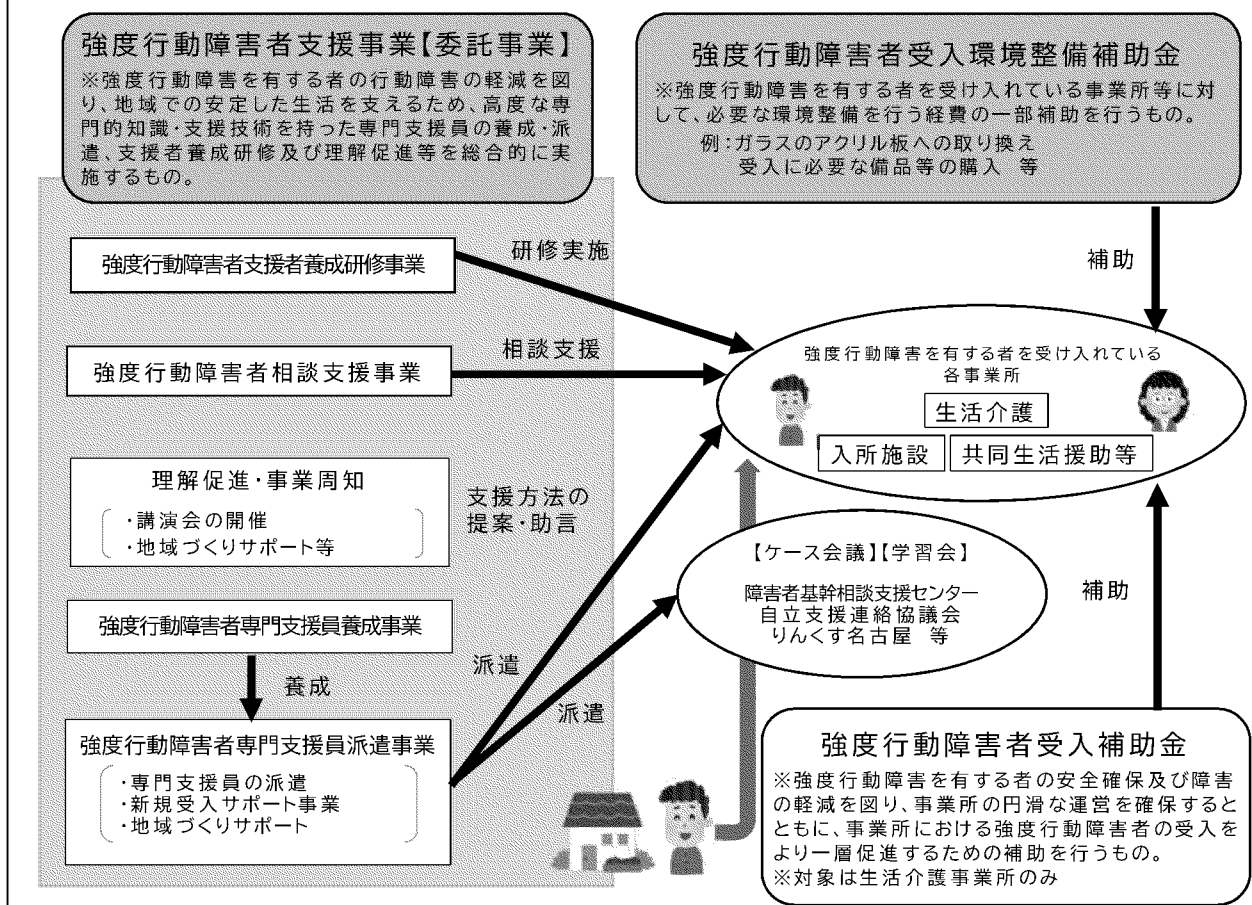
○地域生活支援拠点事業所以外でも「緊急時の受け入れ・対応」及び「体験の機会・場」を担う地域の障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点事業所に準ずる事業所(地域生活支援推進事業所)として位置づけ、体制の充実を図っていきます。

○国庫補助を活用した地域生活支援拠点事業所の新規整備を地域における必要性を考慮しつつ推進します。その際、意向を持つ事業者に対し、過去の拠点事業所の整備事例を基に整備に向けたノウハウを提供していきます。

○外部評価委員による、地域生活支援拠点事業の運営状況の評価を行い、機能充実を図っていきます。

- グループホームについては、国庫補助及び民間助成の活用により、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者が利用可能なグループホームの設置促進を図ります。また、市営住宅における福祉向募集の推進等、住まいの確保を図ります。
- 強度行動障害を有する者への支援として、専門支援員の養成・派遣によるコンサルティング、事業所での新規受入サポート、理解促進等を行う「強度行動障害者支援事業」を引き続き実施します。また、支援ニーズの把握及び関係団体等の皆様のご意見をいただきながら、状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方を検討するなど、拡充策の検討を行います。
- 支援ニーズの把握・分析を行い、その結果に基づき、「強度行動障害者受入補助金」、「強度行動障害者受入環境整備補助金」及び「強度行動障害者支援事業」の各事業を充実させ、強度行動障害を有する者の受入先が増え、適切な支援が提供される等、支援体制の拡充を図ります。

【参考】本市における強度行動障害を有する者への支援体制(イメージ)



4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般企業等への就労移行を進めます。

(1)目標	
■令和8(2026)年度の1年間で695人が一般企業等へ就労移行するものとします。 (内訳) 就労移行支援事業:495人以上 【参考】 就労継続支援A型事業:92人以上 就労継続支援B型事業:52人以上	【参考】国の基本指針 ・令和8(2026)年度中に一般就労へ移行する者が、令和3(2021)年度の実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 ・令和8(2026)年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。 ・令和8(2026)年度中に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の概ね1.29倍以上とすることを目指す。 ・令和8(2026)年度中に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の概ね1.28倍以上とすることを目指す。 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率(過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいう。)が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
■就労移行支援事業所のうち、令和8(2026)年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。	
■就労定着支援事業所のうち、令和8(2026)年度の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。	

(2)目標設定にあたっての考え方

- 令和3(2021)年度までの就労移行実績を踏まえ、国の基本指針に即し、令和3(2021)年度の一般就労への移行実績541人の1.28倍を上回り、かつ第6期障害福祉計画の目標を下回らない人数が就労移行するものとします。
- その内訳として、就労移行支援については令和3(2021)年度実績376人の1.31倍以上とします。また、就労継続支援については、その事業目的等を踏まえて目標の目安となる人数を設定することとし、就労継続支援A型については令和3(2021)年度実績71人の1.29倍以上、就労継続支援B型については令和3(2021)年度実績40人の1.28倍以上とします。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とするものとします。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とするものとします。

(3)目標を達成するための対応

- 特別支援学校の保護者・生徒・福祉施設利用者等に対する一般就労に向けた説明会の開催や、企業における職場見学・実習の実施等により、障害者等と企業双方の不安感の解消や相互理解の促進を図ります。
- 就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所等を対象に、先行する事業所の取組事例や成功事例を共有する場を設けながら、事業所間のネットワークの強化や事業所全体の質の向上を図るとともに、個別の事業所が抱える課題等を把握して、関係機関のネットワークを活用する中で就労支援の理念の共有と課題解決を促し、障害者等の就労の質の向上や事業所のレベルアップを図ります。
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえ、障害者雇用を推進している企業への支援を図るとともに、企業における障害者雇用の好事例を紹介・共有する場を設けることにより、障害者雇用の啓発に努めます。
- 「重度障害者等就労支援事業」の実施により、重度障害者等の就労の促進を図ります。
- 市内4か所に設置されている障害者就労等の相談支援機関を中心に、障害者等の就労支援に関するネットワークの強化を図るとともに、障害者等の一般就労に向けた相談支援や定着支援を実施します。
- また、国から新たに示された就労選択支援事業や一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用への取組について関係機関等と連携し、検討を行った上で取組を進めます。
- 市内1か所に設置されている障害者就労支援窓口において、企業を対象にした障害者雇用に関する相談支援、セミナーや企業見学会の開催、定着支援の実施等により、障害者雇用の促進を図ります。

5 障害児支援の提供体制の整備等

Ⅰ 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターを中核とした子ども発達支援の体制を維持します。

支援を必要とする子どもが幼稚園・保育所等に通いながら支援を受けられる体制を整えます。

(1)目標	
■令和8(2026)年度の時点で10か所の児童発達支援センターを継続して設置します。	【参考】国の基本指針 ・令和8(2026)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ・令和8(2026)年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
■児童発達支援センターが地域のインクルージョン推進の中核としての機能を担い、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。	
(2)目標設定にあたっての考え方	
○児童発達支援センターを就学前の発達の支援が必要な子どもが定期的・継続的に通園する通園型施設、児童発達支援事業所を子どもや保護者の状況に応じて利用する施設と位置づけ、児童発達支援センターには所管地域を設定し、2歳以上の希望する子どもは全て通園できるよう受入体制を整えます。	
○地域療育センターに地域支援・調整部門を設けることにより、保育所等に通う子どもの支援を強化するとともに、発達支援に携わる職員の知識の習得や支援スキル等の向上を図ります。	
(3)目標を達成するための対応	
○「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」に基づき、地域療育センターに初診前サポート事業や保育所等訪問支援を行う地域支援・調整部門を設置するなど計画的に推進します。また、子ども発達支援に携わる職員の知識の習得や支援スキル等の向上を目的とした研修を実施します。	

- 児童発達支援センターの安定的運営に必要な補助体制を維持します。
- 児童発達支援センターは入園を希望する2歳以上の子どもをできる限り多く受け入れることができるよう、安全な施設運営が見込まれる範囲で定員を柔軟に変更できるようにします。

2 重症心身障害児・医療的ケア児への支援

重症心身障害児及び医療的ケア児が身近な地域で必要な発達支援を受けられる体制を整えます。

(1)目標	
■主に重症心身障害児を受け入れられる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各区1か所以上設置します。	【参考】国の基本指針 ・令和8(2026)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ・令和8(2026)年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。
■医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各関係機関の連携を図るとともに医療的ケア児等コーディネーターを養成します。	
(2)目標設定にあたっての考え方	
○重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で適切な発達支援を受けられるよう主に重症心身障害児を受け入れられる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の充実を図ります。	
○医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう各関係機関の連携を促進するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを養成する研修を実施します。	

(3)目標を達成するための対応

- 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に対する重症心身障害児受入のノウハウや医療的ケアについての知識等を学ぶ研修等を実施することにより、引き続きその設置促進を図るとともに、支援の質の向上を図ります。
- 「名古屋市医療的ケア児支援ネットワーク会議」を定期的を開催し、情報共有や連携を進めるとともに、協議の必要性に応じて随時開催します。
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を定期的、継続的に実施するほか、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者を対象とした現任研修を実施します。

3 障害児入所施設に入所する児童の移行調整の協議の場の設置

障害児入所施設に入所する児童が、障害福祉サービス等を利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができる体制づくりを進めます。

(1)目標

■令和8(2026)年度末までに、障害児入所施設に入所している児童が、18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設けます。

【参考】国の基本指針

・令和8(2026)年度末までに、各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

(2)目標設定にあたっての考え方

- 令和8(2026)年度末までに、障害児入所施設に入所している児童が、18歳以降、障害福祉サービス等を利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする必要があります。

(3)目標を達成するための対応

- 移行調整に係る協議の場の設置を進めるため、各関係機関と連携及び調整を図ります。

6 相談支援体制の充実・強化等

障害者基幹相談支援センターを相談支援体制の中核と位置づけ、その充実・強化等に努めます。

(1)目標

■令和8(2026)年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保します。

【参考】国の基本指針

・令和8(2026)年度末までに、基幹相談支援センターが、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
・地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うための実施体制を確保することを基本とする。

(2)目標設定にあたっての考え方

- 平成26(2014)年に設置した障害者基幹相談支援センターを、引き続き相談支援体制の中核と位置づけ、各区において総合的・専門的な相談支援の実施に取り組みます。
- 地域療育センターに地域支援・調整部門を設けることにより、障害児に対する相談機能の強化を図ります。
- 各区の自立支援連絡協議会を引き続き活用し、指定相談支援事業者等とのネットワークを構築して、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言や人材育成の支援を行います。
- 各区自立支援連絡協議会では、個別事例の検討を通じて抽出される課題を踏まえた地域の支援体制の整備に取り組み、ブロック連絡会並びに市自立支援連絡会においても必要な協議を行います。

(3)目標を達成するための対応

- 事業所や地域において指導的な役割を担い、相談支援の仕組みの中核的な役割を果たす主任相談支援専門員を、引き続き全区の障害者基幹相談支援センターに配置します。
- 「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」に基づき、地域療育センターに地域支援・調整部門を設置し、複数の相談支援専門員を配置します。
- 市関係部署や各区自立支援連絡協議会を4つのブロックに分けたブロック連絡会の代表から構成される市自立支援連絡会において、各区で明らかになった、市域レベルで取り組むべき課題を集約し、相談支援専門員の目指すべき方向性を定める等、相談支援専門員の資質向上の取組を促進します。
- 複合的な課題を抱えた世帯にも対応していくため、高齢者や生活困窮など専門的な関係機関との緊密な連携を一層図り、相談支援体制の充実を目指します。
- 区関係部署、障害者基幹相談支援センター等から構成される各区の自立支援連絡協議会において、相談支援事業所の参画による個別事例の検討を通じて、地域におけるサービス基盤の開発や改善に向けた取組を促進するとともに、ブロック連絡会並びに市自立支援連絡会においても必要な協議を進めます。

7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供に努める取組を実施します。

(1)目標

■令和8(2026)年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

【参考】国の基本指針

・令和8(2026)年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

(2)目標設定にあたっての考え方

○多様となっている障害福祉サービス等が円滑に実施され、利用者が真に必要なとするサービスが提供されるよう、情報把握に努めるとともに、各種研修や事業者指導等を通じて、引き続き障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に努めます。

(3)目標を達成するための対応

- 障害福祉サービス等情報公表制度の活用を通じて、利用者個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上を図ります。
- 高齢・障害福祉職員研修等の事業所等職員向け研修の実施や、福祉人材育成支援事業による資格取得支援、また、県等が実施している各種研修の受講促進を通じて、職員の資質の向上を図ります。
- 事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施するほか、実地指導においては、現地で管理者等に対して運営に関するきめ細やかなヒアリングを実施することにより、指導と支援の観点からサービスの質の向上を図ります。
- 市職員としても、障害当事者の方や支援者の方たちの声を含めた、現場の状況や実態をよく把握するとともに、研修等を通じて障害福祉に関する理解を深めます。

8 障害者の日常生活・社会生活への更なる支援

障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に地域で暮らしていけるよう、必要なサービス提供基盤などの充実を図ります。

(1)目標

■年齢、性別、障害の状態、生活の実態等に応じた切れ目のない支援の充実に努めます。

■障害のある方が、障害のない方と等しく、自らの意思に基づき自立した生活を営み、地域で共生していけるよう、必要なサービス提供基盤を充実するとともに、障害のある方の特性に応じた分かりやすい情報提供や、意思疎通のための手段の確保等の合理的な配慮が図られるよう努めていきます。

(2)目標を達成するための対応

ア 切れ目のない支援の充実

○障害や高齢といった制度の縦割りを超えた、切れ目のない柔軟なサービスの確保等の取組を進めるため、相談支援機関や関係機関の相互において緊密な連携を図ります。

○地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援を推進するため、重層的支援体制整備事業との連携を図ります。

○発達障害児者が、生涯を通して、必要な時期に、必要な支援を受けられる支援体制を整えるため、公立大学法人名古屋市立大学と連携し、発達障害児者への支援の充実を図ります。

イ サービス提供基盤の充実

○障害者の重度化・高齢化が進む中、障害福祉サービス等を始め様々な障害福祉に関する事業を実施するためには、サービス提供基盤の充実やそれを担う人材の確保が必要であるため、待遇の向上やイメージアップ、人材の育成、定着を図ります。

- 新型コロナウイルス感染症について、障害者の安全を十分に考慮し、障害者への必要不可欠なサービス提供を維持できるよう、関係機関と連携しながら対応に努めます。
- 災害に対する備えとして、障害福祉サービス等事業所において食糧や飲料水等の備蓄について条例で定めているほか、非常災害対策の計画の策定や訓練の実施を行い、利用者が安心してサービスの利用ができるよう、引き続き事業者指導に努めます。
- 依存症のある方やその周囲の方への支援として、精神保健福祉センターこころばを依存症相談拠点として、相談、集団指導、普及啓発、相談機関等に対する研修及び関係機関との連携に引き続き取り組むとともに、依存症専門医療機関を増やすために医療機関向け研修等を依存症治療拠点機関において引き続き実施します。また、依存症問題の改善に取り組む民間団体に対する支援も継続し、依存症に関する相談、医療、回復支援の充実を図ります。
- 障害を理由とする差別の解消について、市民の関心と理解を深めるとともに、虐待防止や成年後見制度の利用促進等、障害者等の権利擁護の取組を進めます。また、地域で障害者等が安心して過ごせるよう、障害特性に配慮した意思疎通支援の充実にも努めるとともに、市民への啓発活動を通じて障害や障害者等に対する正しい理解の促進を図ります。
- 親子遊びなどを通じた早期発達支援の場を提供する「いこいの家事業」を子どもの発達に不安を感じる保護者への支援の場と位置づけ、市内16か所で実施します。

第5章 活動指標等

第4章に定める成果目標の達成に向けて、各サービスの必要な量の見込みである活動指標及びその確保のための方策を定め、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の計画的な整備を図ります。

また、障害福祉サービスについては、サービスの提供体制が見込みを上回っているサービスがある状況を踏まえ、サービスの質の確保を一層図るとともに、当事者の意見も取り入れながら、適切なサービス供給量のあり方について検討を進めます。

(注意事項)

- ・「月間」と表記があるものは、各年度の月間平均(各年度の実績又は見込量を12で割った数値)となっています。
- ・「人日」と表記があるものは、「月間の利用人員」に「一人一月当たりの平均利用日数」をかけた数値となっています。
- ・事業所数は、各年度末時点の実績又は見込量となっています。

第Ⅰ 障害福祉サービス・相談支援

Ⅰ 訪問系サービス

訪問系サービスとは、以下の5つのサービスを総称したものです。

居 宅 介 護	居宅での、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。ホームヘルプサービスと呼ばれています。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であっていつも介護を必要とする人に、居宅での、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の介護等を総合的に行うとともに入院中の意思疎通支援等を行うサービスです。
同 行 援 護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護を行うサービスです。
行 動 援 護	知的・精神障害のために行動上著しい困難があり、いつも介護を必要とする人の、行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行うサービスです。
重度障害者等 包 括 支 援	いつも介護が必要で、その必要性が著しく高い人に、居宅介護 その他障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延利用 時間数 (時間)	見込量	409,100	436,700	466,700
	実績	408,061	424,456	
	居宅介護	204,300	213,758	
	重度訪問介護	170,102	175,754	
	同行援護	13,471	13,610	
	行動援護	20,188	21,334	
利用者数 (人)	見込量	9,060	9,530	10,070
	実績	8,983	9,332	
	居宅介護	6,860	7,150	
	重度訪問介護	1,071	1,086	
	同行援護	602	615	
	行動援護	450	481	

* 重度障害者等包括支援については、他のサービスと比較して著しく利用者が少ないこと、また、サービス支給量の考え方が時間数のみではないことから、上記には含めない。

イ 現状(実績)

○訪問系サービスの実績は、延利用時間数、利用者数ともに見込量を下回っています。

○事業所数は確実に増加しており、サービス提供基盤の充実が図られていますが、事業者においては、早朝・夕方の時間帯を中心にヘルパーの確保に苦慮している状況があります。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
延 利 用 見 込 時 間 数 (時 間)	見込量	459,700	478,800	498,700
	居 宅 介 護	234,800	246,600	259,300
	重度訪問介護	187,200	193,000	198,800
	同 行 援 護	14,000	14,300	14,500
	行 動 援 護	23,700	24,900	26,100
利 用 見 込 者 数 (人)	見込量	10,090	10,510	10,940
	居 宅 介 護	7,780	8,130	8,490
	重度訪問介護	1,120	1,140	1,150
	同 行 援 護	640	650	670
	行 動 援 護	550	590	630

* 重度障害者等包括支援については、他のサービスと比較して著しく利用者が少ないこと、また、サービス支給量の考え方が時間数のみではないことから、上記には含めない

イ 見込量算定にあたっての考え方

○令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度の実績に基づき、身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者・障害児ごとに居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護のサービスごとの月間利用量の伸びを勘案し、各年度各月の月間利用量を算出した上で各年度の平均月間利用量を見込みます。

ウ 確保方策

- ヘルパー確保のための取組として、介護職のイメージアップを継続して実施するほか、就労関係機関や高齢者福祉関係部門と連携し、障害福祉の仕事フェア等の人材の掘り起こしやヘルパー研修の充実など資質の向上に向けた方策を実施します。
- 福祉人材育成支援事業、外国人技能実習生(介護職種)受入支援事業、令和5(2023)年度より新たに開始した介護・障害福祉職員奨学金返済支援事業等を引き続き実施することにより、事業所の人材確保・職員定着を図ります。
- 必要なサービスが利用できるよう、相談支援事業の充実に努めます。
- 事業者指定において、事業者が円滑に参入できるよう懇切丁寧な指定相談を行います。事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施するほか、実地指導においては、現地で管理者等に対して運営に関するきめ細やかなヒアリングを実施することにより、指導と支援の観点からサービスの質の向上を図ります。

2 日中活動系サービス等

日中活動系サービスとは、通所・入所施設の昼のサービスである、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等をいいます。

(1)生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・療養介護

生活介護	いつも介護を必要とする障害者に、主に昼間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行い、併せて、サービス提供機関との連絡調整等の支援を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供するものです。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な障害者や、一定の年齢に達している障害者に一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。雇用契約は結びません。
療養介護	医療といつも介護を必要とする障害者に、主に昼間において病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。療養介護のうち、医療に係るものは、療養介護医療として給付されます。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

◆生活介護

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延 利 用 人 日 (人 日)	見込量	97,090	100,320	103,550
	実 績	94,178	95,566	
利 用 者 数 (人)	見込量	5,110	5,280	5,450
	実 績	5,041	5,191	
市内事業所数(か所)	見込量	198	210	222
	実 績	198	209	

◆自立訓練(機能訓練)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延 利 用 人 日 (人 日)	見込量	850	950	1,050
	実 績	518	624	
利 用 者 数 (人)	見込量	85	95	105
	実 績	51	66	
市内事業所数(か所)	見込量	1	1	1
	実 績	1	1	

◆自立訓練(生活訓練)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延 利 用 人 日 (人 日)	見込量	5,040	5,400	5,760
	実 績	4,548	4,961	
利 用 者 数 (人)	見込量	280	300	320
	実 績	290	341	
市内事業所数(か所)	見込量	17	17	17
	実 績	22	27	

◆就労移行支援

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延 利 用 人 日 (人 日)	見込量	16,240	17,600	18,960
	実 績	14,560	15,715	
利 用 者 数 (人)	見込量	1,015	1,100	1,185
	実 績	928	1,010	
市内事業所数(か所)	見込量	67	71	75
	実 績	74	81	

◆就労継続支援(A型)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延 利 用 人 日 (人 日)	見込量	41,700	42,000	42,300
	実 績	44,468	46,958	
利 用 者 数 (人)	見込量	2,085	2,100	2,115
	実 績	2,320	2,463	
市 内 事 業 所 数 (か 所)	見込量	112	115	118
	実 績	123	135	

◆就労継続支援(B型)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延 利 用 人 日 (人 日)	見込量	58,575	64,275	69,975
	実 績	64,516	74,187	
利 用 者 数 (人)	見込量	3,905	4,285	4,665
	実 績	4,033	4,736	
市 内 事 業 所 数 (か 所)	見込量	193	206	219
	実 績	230	279	

◆療養介護

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利 用 者 数 (人)	見込量	216	218	220
	実 績	216	215	

イ 現状(実績)

- 生活介護については、延利用人日の実績は見込量を下回っています。利用者数の実績はおおむね見込どおりに推移しています。市内事業所の実績はほぼ見込どおりとなっています。
- 自立訓練(機能訓練)については、延利用人日及び利用者数は実績が見込量を下回っています。自立訓練(生活訓練)については、延利用人日は実績が見込量を下回っていますが、利用者数及び市内事業所数は実績が見込量を上回っています。
- 就労移行支援については、延利用人日及び利用者数は実績が見込量を下回っていますが、市内事業所数は実績が見込量を上回っています。
- 就労継続支援(A型)については、市内事業所数の実績は見込量を上回っています。事業所数の増の影響もあり、延利用人日及び利用者数の実績が見込量を大幅に上回っています。
- 就労継続支援(B型)については、市内事業所数の実績は見込量を大きく上回っています。事業所数の増の影響もあり、延利用人日及び利用者数の実績が見込量を大幅に上回っています。
- 療養介護については、平成27(2015)年度より開設された本市の重症心身障害児者施設の入所見込みを踏まえた見込みとし、実績としてもほぼ見込どおりとなっています。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
生活介護	延利用見込人日(人日)	104,880	108,015	111,150
	利用見込者数(人)	5,520	5,685	5,850
	市内事業所見込数(か所)	227	236	245
自立訓練 (機能訓練)	延利用見込人日(人日)	750	800	850
	利用見込者数(人)	75	80	85
	市内事業所見込数(か所)	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	延利用見込人日(人日)	6,450	7,125	7,800
	利用見込者数(人)	430	475	520
	市内事業所見込数(か所)	38	43	49
就労移行支援	延利用見込人日(人日)	18,400	19,520	20,640
	利用見込者数(人)	1,150	1,220	1,290
	市内事業所見込数(か所)	96	104	111
就労継続支援 (A型)	延利用見込人日(人日)	55,100	58,000	60,900
	利用見込者数(人)	2,755	2,900	3,045
	市内事業所見込数(か所)	153	163	172
就労継続支援 (B型)	延利用見込人日(人日)	96,080	106,240	116,400
	利用見込者数(人)	6,005	6,640	7,275
	市内事業所見込数(か所)	366	409	453
療養介護	利用見込者数(人)	213	212	211

イ 見込量算定にあたっての考え方

- 各サービスの利用者数は、各サービスの利用実績における直近の伸びと同程度の傾向を見込みます。
- 各サービスの延利用人日は、令和4(2022)年度の実績を基に、一人当たりの月平均利用日数を勘案して見込みます。

ウ 確保方策

- 作業所型地域活動支援事業所及び重症心身障害児小規模通所援護事業所について、事業者の意向及び事業所の運営状況等に配慮しながら、障害福祉サービス事業所への移行を支援します。
- 重症心身障害者等の日中活動の場を拡充するため、通所サービスに係る重症心身障害者等受入補助制度を引き続き実施することにより、事業者の円滑な参入を促進します。
- 事業者指定において、事業者が円滑に参入できるよう懇切丁寧な指定相談を行います。事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施するほか、実地指導においては、現地で管理者等に対して運営に関するきめ細やかなヒアリングを実施することにより、指導と支援の観点からサービスの質の向上を図ります。
- 高齢・障害福祉職員研修を引き続き実施することにより、サービス提供に従事する職員の資質向上を図ります。
- 本市の重症心身障害児者施設において、利用者に対し質の高いサービスを適切に提供します。

(2)短期入所

短 期 入 所	自宅で介護する人が病気の場合等に、障害者等に短期間、夜間も含め施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
---------	---

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延 利 用 人 日 (人 日)	見 込 量	11,340	12,425	13,510
	実 績	8,120	8,470	
利 用 者 数 (人)	見 込 量	1,620	1,775	1,930
	実 績	1,183	1,257	
市 内 事 業 所 数 (か 所)	見 込 量	131	142	153
	実 績	140	149	

イ 現状(実績)

○延利用人日、利用者数ともに、実績は大幅に見込量を下回っており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による事業所の一時的な閉鎖や利用控えが考えられます。

○市内事業所数の実績は見込量を上回っています。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
延 利 用 見 込 人 日 (人 日)	9,835	10,360	10,885
利 用 見 込 者 数 (人)	1,405	1,480	1,555
市 内 事 業 所 見 込 数 (か 所)	175	187	200

イ 見込量算定にあたっての考え方

○利用者数は、利用実績における直近の伸びと同程度の傾向を見込みます。

○延利用人日は、令和4(2022)年度の実績を基に、一人当たりの月平均利用日数を勘案して見込みます。

ウ 確保方策

○地域における必要性を考慮しつつ、グループホームと短期入所を組み合わせた地域生活支援拠点事業所の整備を実施することにより、短期入所の事業所の設置を促進します。

○国庫補助の活用や民間助成の制度周知等により、強度行動障害を有する者や医療的ケア等を必要とする重度障害者が安心して利用できる短期入所の事業所の増加を図ります。

○障害者支援施設の改修等に併せて、短期入所の事業所の増加を図ります。

○障害者支援施設における空床利用を活用することにより、必要な短期入所の増加を図ります。

○重症心身障害児(者)短期入所事業補助制度を引き続き実施することにより、重症心身障害児(者)が利用可能な短期入所の事業所を確保します。

○障害児(者)緊急短期入所空床確保事業を引き続き実施することにより、緊急利用にも対応可能な短期入所の事業所を確保します。

○事業者指定において、事業者が円滑に参入できるよう懇切丁寧な指定相談を行います。事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施するほか、実地指導においては、現地で管理者等に対して運営に関するきめ細やかなヒアリングを実施することにより、指導と支援の観点からサービスの質の向上を図ります。

3 居住系サービス

居住系サービスとは、共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援をいいます。

(1) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日などに、共同生活を営む住居で、相談や必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行うサービスです。
---------------------	---

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績（月間）

区分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
利用者数 (人)	見込量	2,715	2,935	3,155
	実績	2,992	3,368	
市内 住居数 (か所)	見込量	648	715	782
	実績	701	794	
	(うち日中サービス支援型)	(19)	(23)	

イ 現状（実績）

○市内共同生活住居数の実績は見込量を上回っています。

○利用者数の実績は見込量を上回っており、増加傾向にあります。

○平成23(2011)年度に創設された家賃補助(補足給付)については、引き続き実施しています。

○グループホームは、障害者が地域における自立した社会生活を営む上で重要な役割を担う社会資源であるため、重度障害者等を受け入れる体制を整えるなど、充実を図る必要があります。

○日中サービス支援型は平成30(2018)年度に新設され、令和4(2022)年度には13か所開所しています。地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から評価会議(有識者等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議)を開催し、事業内容等について評価を受けることとしています。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利 用 見 込 者 数 (人)	4,150	4,540	4,930
市 内 住 居 見 込 数 (か 所)	963	1,033	1,103
(うち日中サービス支援型)	(35)	(41)	(47)

イ 見込量算定にあたっての考え方

○利用者数については、利用実績における直近の伸びを勘案して見込みます。

○市内住居数については、直近3か年度の平均的な増加数及び直近における指定相談の状況を勘案して見込みます。うち日中サービス支援型については、令和4(2022)年度の実績と令和5(2023)年度の指定相談状況を踏まえて見込みます。

ウ 確保方策

○国庫補助の活用や民間助成の制度周知等により、強度行動障害を有する者や医療的ケア等を必要とする重度障害者が安心して利用できるグループホームの増加を図ります。

○市の運営費等補助制度を引き続き実施することにより、事業所の安定的な運営を図ります。

○市の設置費補助制度により、重度障害者を受け入れるグループホームを開設する際の初度調弁費及び消防用設備費を補助し、設置促進を図ります。

○障害者の重度化・高齢化に対応するため、グループホームのバリアフリー化改修費用の一部補助を行い、地域における自立した社会生活が営めるよう支援します。

○事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施するほか、実地指導においては、現地で管理者等に対して運営に関するきめ細やかなヒアリングを実施することにより、指導と支援の観点からサービスの質の向上を図ります。

(2)施設入所支援

施設入所支援	施設に入所している障害者に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。
--------	--

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利用者数 (人)	見込量	1,086	1,082	1,078
	実績	1,051	1,028	
市内事業所数 (か所)	見込量	15	15	15
	実績	15	15	

イ 現状(実績)

○利用者数については、実績が見込量を下回っており、計画どおり利用者の減少が図られています。

○市内事業所数についても、実績は見込どおりに推移しています。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利 用 見 込 者 数 (人)	1,002	989	976
市内事業所見込数(か所)	15	15	15

イ 見込量算定にあたっての考え方

○利用者数については、第7期計画における地域生活移行に係る目標値及び入所待機者の状況を勘案するとともに、施設入所者数の減少に係る目標値として、令和4(2022)年度末から令和8(2026)年度末までの4か年度において、51名の減少を図ることを掲げているため、1か年度あたり13名の減少を見込みます。

○市内事業所数については、できるだけ地域において障害者の自立した社会生活を支援するという考え方に基づき、入所施設の新たな整備は想定せず、現行のか所数のまま推移するものと見込みます。

4 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者等を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画(案)の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、さらに一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行う(モニタリング)ことにより、障害者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図るサービスです。指定特定相談支援事業者が担います。	
地域相談支援	地域移行支援	施設入所者及び精神科病院の入院患者、矯正施設等の入所者を対象に、住居の確保やその他地域における生活に移行するための支援を行うサービスです。
	地域定着支援	一人暮らしの方等を対象に、いつでも連絡がとれる体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対応するサービスです。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

◆利用者数(単位:人)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
計画相談支援	見込量	3,695	4,025	4,355
	実績	4,320	4,613	
地域移行支援	見込量	42	46	50
	実績	33	44	
地域定着支援	見込量	54	60	66
	実績	55	63	

◆事業所数(単位:か所)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
特 定 相 談 支 援	見込量	175	179	183
	実 績	196	206	
一 般 相 談 支 援	見込量	106	113	120
	実 績	115	120	

イ 現状(実績)

○様々な問題に対する相談援助及びサービス事業者との連絡調整などの基本相談支援が行えるよう、相談支援事業所の充実が必要です。

○計画相談支援は、実績が見込量を上回っています。

○地域移行支援の実績は見込量を下回っており、地域定着支援の実績はほぼ見込どおりに推移しています。

○地域移行支援及び地域定着支援に当たる地域相談支援に従事する者を配置する事業所に対し、市独自で補助を行う等、地域相談支援の増加を図っています。事業所数の実績は見込量を上回っている状況です。今後も地域移行に向けて一層の取組が必要です。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用見込者数 (人)	計画相談支援	5,375	5,755	6,135
	地域移行支援	69	79	89
	地域定着支援	77	84	91
事業所見込数 (か所)	特定相談支援	231	243	256
	一般相談支援	137	146	155

イ 見込量算定にあたっての考え方

- 計画相談支援については、利用実績における直近の伸びを勘案して見込みます。
- 地域移行支援については、成果目標達成に向けて各年度の地域移行者数及び各年度の矯正施設等からの地域移行者数を勘案し、各年度の年間利用量を算出した上で各年度の平均月間利用量を見込みます。
- 地域定着支援については、利用実績における直近の伸びを勘案して見込みます。

ウ 確保方策

- 市独自の相談支援事業補助制度を活用することにより、一般相談支援事業（基本相談支援及び地域相談支援）や特定相談支援事業（基本相談支援及び計画相談支援）に十分対応できるよう、事業所数及び相談支援専門員数の増加を図ります。
- 相談支援事業所数の増加を図るため、相談支援従事者研修（初任者研修）の修了者が所属する法人に対して、相談支援事業所の指定申請の手続きについて案内する等の働きかけを行います。
- 障害者基幹相談支援センターにおいて、施設入所等からの地域生活への移行に向けた普及啓発を行うとともに、一般相談支援事業所に対して地域相談支援に係る適切な助言等を行います。
- 事業者指定において、事業者が円滑に参入できるよう懇切丁寧な指定相談を行います。事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施するほか、実地指導においては、現地で管理者等に対して運営に関するきめ細やかなヒアリングを実施することにより、指導と支援の観点からサービスの質の向上を図ります。

5 その他サービス

その他サービスとは、平成30(2018)年度に創設された就労定着支援・自立生活援助をいいます。

就 労 定 着 支 援	一般就労へ移行した障害者に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスです。
自 立 生 活 援 助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供するサービスです。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
就労定着支援	利 用 者 数 (人)	見込量	690	835	980
		実 績	558	555	
	市 内 事 業 所 数 (か所)	見込量	44	48	52
		実 績	40	47	
自立生活援助	利 用 者 数 (人)	見込量	30	40	50
		実 績	9	11	
	市 内 事 業 所 数 (か所)	見込量	4	5	6
		実 績	4	6	

イ 現状(実績)

○就労定着支援については、利用者数の実績が見込量を大幅に下回っており、令和4(2022)年度はほぼ横ばいで推移しました。

○自立生活援助については、利用者数の実績が見込量を大幅に下回っていますが、増加傾向にあります。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労定着支援	利 用 見 込 者 数 (人)	615	645	675
	市内事業所見込数(か所)	54	58	61
自立生活援助	利 用 見 込 者 数 (人)	15	17	19
	市内事業所見込数(か所)	8	9	10

イ 見込量算定にあたっての考え方

- 利用者数については、利用実績における直近の伸びを勘案して見込みます。
- 就労定着支援の市内事業所数については、就労移行支援の直近の伸びと同程度の傾向であると見込みます。
- 自立生活援助の市内事業所数については、直近の伸びを勘案して見込みます。

ウ 確保方策

- 利用者及び相談支援事業者等に対し、今後もサービスの周知徹底を行い、円滑な制度実施を図ります。
- 事業者指定において、事業者が円滑に参入できるよう懇切丁寧な指定相談を行います。事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施するほか、実地指導においては、現地で管理者等に対して運営に関するきめ細やかなヒアリングを実施することにより、指導と支援の観点からサービスの質の向上を図ります。

第2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加機関数、目標設定、評価の実施回数

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進という目標に向かっていくためには、その基盤となる保健、医療及び福祉関係者等による協議の場が継続的に開催されること、課題に応じた必要な構成員の招聘により参加機関数が拡充すること及び質の向上を図るために目標設定と評価が行われることが必要です。このため、開催回数、参加機関数、目標設定及び評価の実施回数を活動指標として測定します。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(年間)

区分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
支援地域ブロック 調整会議開催回数(回)	見込量	13	13	13
	実績	13	13	
参加数(延機関)	見込量	267	303	339
	実績	263	246	
目標設定	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	
評価の実施回数(回)	見込量	4	4	4
	実績	4	4	

イ 現状(実績)

○会議開催回数などは見込量のとおり実施していますが、参加機関数については見込量を下回っています。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(年間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
支援地域ブロック調整会議 開催見込回数(回)	13	13	13
参加見込数(実機関)	86	90	94
参加見込数(延機関)	284	297	310
目標設定	実施	実施	実施
評価の実施見込回数(回)	4	4	4

イ 見込量算定にあたっての考え方

○市内4地域毎に開催している支援地域ブロック調整会議において活動量を見込みます。参加見込数については、参加機関の拡充を分かりやすく測定するため、実機関数と延機関数で見込みます。

ウ 確保方策

○保健・医療・福祉関係者による協議の場を拡大して、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、本市における福祉部門、保健センター等に、高齢者支援関係者、居住支援関係者等を加えた関係者間の相互理解の促進や連携の強化に取り組みます。

2 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進が目標に向かうためには、精神科病院に入院しているか否かに関わらず精神障害者に対する地域生活支援の取組が活性化することが必要です。このため、入院している精神障害者に対する地域生活支援の取組の指標として地域移行支援の件数を、入院していない精神障害者に対する地域生活支援の取組の指標として地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の各件数を測定します。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
地域移行支援 利用者数(人)	見込量	33	37	41
	実績	29	39	
地域定着支援 利用者数(人)	見込量	17	19	21
	実績	20	28	
共同生活援助 利用者数(人)	見込量	715	792	869
	実績	912	1,106	
自立生活援助 利用者数(人)	見込量	15	20	25
	実績	5	5	

* 「第1 障害福祉サービス・相談支援」中「3 居住系サービス」、「4 計画相談支援・地域相談支援」及び「5 その他サービス」の各サービス利用者数から精神障害者分を再掲

イ 現状(実績)

○地域移行支援の実績は、おおむね見込どおりに推移しています。

○地域定着支援の実績は、見込量を上回っています。

○共同生活援助の実績は、見込量を大幅に上回っています。

○自立生活援助の実績は、見込量を大幅に下回っています。

■第7期障害福祉計画の見込量

(月間)

区分		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域移行支援	利用見込者数(人)	59	69	79
地域定着支援	利用見込者数(人)	38	43	48
共同生活援助	利用見込者数(人)	1,505	1,705	1,905
自立生活援助	利用見込者数(人)	7	8	9

* 「第1 障害福祉サービス・相談支援」中「3 居住系サービス」、「4 計画相談支援・地域相談支援」及び「5 その他サービス」の各サービス利用見込者数から精神障害者分を再掲

第3 障害児に対する支援

1 児童発達支援

児童発達支援	未就学の障害児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。
--------	---

■第2期障害児福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延利用人日(人日)	見込量	19,755	21,300	22,812
	実績	21,249	25,340	
利用児童数(人)	見込量	1,654	1,826	1,999
	実績	1,677	2,008	

イ 現状(実績)

○平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけて延利用人日の実績は、毎年平均15%程度伸びています。指定事業所の数が増加し、令和元(2019)年10月から幼児教育・保育無償化が開始されたことに加え、令和4(2022)年10月より0歳から3歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある児童についても無償化を開始したことにより、利用しやすい環境が整ってきていると考えられます。

■第3期障害児福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
延 利 用 見 込 人 日 (人 日)	33,777	38,843	44,670
利 用 見 込 児 童 数 (人)	2,686	3,089	3,552

イ 見込量算定にあたっての考え方

- 平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年の実績に基づき、延利用人日の伸びを勘案して平均月間利用量を見込みます。
- 令和6(2024)年4月に施行される児童福祉法の一部改正により、医療型児童発達支援が、児童発達支援に一元化されることに伴い、児童発達支援の見込量に医療型児童発達支援の見込量を加えて平均月間利用量を見込みます。

ウ 確保方策

- 児童発達支援センター及び児童発達支援指定事業所で見込量を確保します。
また、児童発達支援センターの安定的運営に必要な補助体制を維持するとともに、できる限り多く受け入れることができるよう、安全な施設運営が見込まれる範囲内で定員を柔軟に変更できるようにします。
- 「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」に基づき、既存施設の整備等により、児童発達支援センターの利用ニーズに応じた定員の増加について検討します。
- 児童発達支援の利用状況や児童発達支援指定事業所の設置状況等を公表することにより、事業所の適正配置を促進します。
- 事業者指定において、懇切丁寧な指定相談を行い、事業者の円滑な参入に資するとともに、事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施することや各事業所の事業内容等の情報を公表すること等により、サービスの質の向上を図ります。

2 放課後等デイサービス

放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	学校通学中の障害児に対して、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行うサービスです。
------------------------	---

■第2期障害児福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延利用人日(人日)	見 込 量	66,796	71,489	76,073
	実 績	66,458	72,219	
利用児童数(人)	見 込 量	4,624	5,010	5,391
	実 績	4,496	5,040	

イ 現状(実績)

○平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけて延利用人日の実績は毎年10%程度伸びています。指定事業所の数が増加し、利用しやすい環境が整備されるとともに、事業所のサービスの特色を選択して、ニーズにあった利用ができることも寄与していると考えられます。

■第3期障害児福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
延利用見込人日(人日)	85,803	93,526	101,943
利用見込児童数(人)	6,098	6,708	7,379

イ 見込量算定にあたっての考え方

○平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年の実績に基づき、延利用人日の伸びを勘案して平均月間利用量を見込みます。

ウ 確保方策

○放課後等デイサービスの利用状況や放課後等デイサービス指定事業所の設置状況等を公表することにより、事業所の適正配置を促進します。

○事業者指定において、懇切丁寧な指定相談を行い、事業者の円滑な参入に資するとともに、事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施することや各事業所の事業内容等の情報を公表すること等により、サービスの質の向上を図ります。

3 保育所等訪問支援

保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所、幼稚園、小学校等を利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児が、集団生活に適應するため、専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援事業所が保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、安定した利用のための支援をするサービスです。
--------------------	---

■第2期障害児福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延利用人日(人日)	見込量	47	56	67
	実績	72	161	
利用児童数(人)	見込量	34	42	53
	実績	44	94	

イ 現状(実績)

○保育所等訪問支援事業への事業者の参入が進んだことにより実績は大きく増加しており、見込量を大きく上回っています。

■第3期障害児福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
延利用見込人日(人日)	423	684	1,109
利用見込児童数(人)	226	350	543

イ 見込量算定にあたっての考え方

○平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年の実績に基づき、延利用人日の伸びを勘案して平均月間利用量を見込みます。

ウ 確保方策

○地域療育センターに地域支援・調整部門を設置することにより、幼稚園、保育所等に通う子どもの発達支援を進めるとともに、ニーズに応じて保育所等訪問支援を行えるようにします。

○事業者指定において、懇切丁寧な指定相談を行い、事業者の円滑な参入に資するとともに、事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施することや各事業所の事業内容等の情報を公表すること等により、サービスの質の向上を図ります。

○保育所、幼稚園、小学校等の関係機関に対する事業の周知を進めます。

4 障害児入所支援（福祉型、医療型）

障 害 児 入 所 支 援	福 祉 型	障害児入所施設に入所する障害児を保護し、日常生活の指導及び知識技能の付与を行うサービスです。
	医 療 型	障害児入所施設に入所、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に対して日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行うサービスです。

■第2期障害児福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績（月間）

◆利用児童数（人）

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
福 祉 型	見 込 量	100	100	100
	実 績	99	101	
医 療 型	見 込 量	50	50	50
	実 績	59	46	
合 計	見 込 量	150	150	150
	実 績	158	147	

* 受入先の施設には、市外の施設も含む

* 医療型には指定医療機関を含む

イ 現状（実績）

○第6期計画の期間を通じて安定的に推移しています。

■第3期障害児福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用見込児童数(人)	福祉型	100	100	100
	医療型	50	50	50
	合計	150	150	150

* 受入先の施設には、市外の施設も含む

* 医療型には指定医療機関を含む

イ 見込量算定にあたっての考え方

○平成30(2018)年度から令和4(2022)年度の実績を基に見込みます。

ウ 確保方策

○関係機関との連携を密にとり、入所施設の確保に努めます。

5 障害児相談支援

障害児相談支援	障害児通所支援又は障害福祉サービス等を利用する全ての障害児を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画(案)の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、さらに一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直し(モニタリング)を行うことにより、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス等の利用を図るサービスです。
---------	--

■第2期障害児福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利 用 児 童 数 (人)	見込量	386	430	474
	実 績	356	406	

イ 現状(実績)

○実績は伸びていますが、セルフプランによる計画作成の割合も多く見込量を下回っています。

■第3期障害児福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利 用 見 込 児 童 数 (人)	491	540	594

イ 見込量算定にあたっての考え方

○平成30(2018)年度から令和4(2022)年度の実績を基に平均月間利用量を見込みます。

ウ 確保方策

○「今後の名古屋市早期子ども発達支援に関する方針」に基づき、地域療育センターに地域支援・調整部門を設置し、複数の相談支援専門員を配置します。

○市独自の相談支援補助制度を活用することにより、障害児相談支援事業に十分対応できるよう、事業所数及び相談支援専門員数の増加を図ります。

○相談支援事業所の増加を図るため、相談支援従事者研修(初任者研修)の修了者が所属する法人に対して、相談支援事業所の指定申請の手続きについて案内する等の働きかけを行います。

○事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。

6 居宅訪問型児童発達支援

居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
--------------------------	--

■第2期障害児福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延利用人日(人日)	見 込 量	48	64	80
	実 績	6	5	
利用児童数(人)	見 込 量	6	8	10
	実 績	2	1	

イ 現状(実績)

○居宅訪問型児童発達支援事業への事業者の参入が進んでいない等の理由により実績は横ばいで推移しており、見込量を下回っています。

■第3期障害児福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
延利用見込人日(人日)	10	10	10
利用見込児童数(人)	2	2	2

イ 見込量算定にあたっての考え方

- 1事業所につき、2名の利用を見込み、一人の児童が月に5回利用すると仮定します。
- 令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までの利用実績を勘案し、平均月間利用量を見込みます。

ウ 確保方策

- 居宅訪問型児童発達支援の利用ニーズを把握するとともに、必要なサービス供給量を確保するための居宅訪問型児童発達支援事業所の配置を進める方策について検討します。

7 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等 コーディネーター	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるなどの役割を担います。
---------------------	--

■第3期障害児福祉計画の見込量

ア 見込量(年間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
配置人数(人)	173	207	241

イ 見込量算定にあたっての考え方

○令和元(2019)年度から令和4(2022)年度までの実績を基に見込みます。

ウ 確保方策

○医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を定期的、継続的に実施するほか、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者を対象とした現任研修を実施します。

8 子ども・子育て支援等

保 育 所 ・ 認 定 こ ど も 園 等	保育所等における障害児の成長・発達の促進をはかるため、 集団保育が可能な障害のある子どもの保育を行います。
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業	放課後に保護者が就労等により家庭にいない障害児(小学生) の健全育成のため、留守家庭児童健全育成事業(学童保育)、 トワイライトルームで受け入れます。

■第2期障害児福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(年間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
保育所・認定こども 園等利用児童数(人)	見 込 量	1,929	1,997	2,067
	実 績	2,112	2,295	
放課後児童健全育成 事業利用児童数(人)	見 込 量	169	175	181
	実 績	188	194	

* 保育所・認定こども園等を区分せず算定

* 放課後児童健全育成事業は、日々利用する児童のうち、身体障害者手帳又は愛護手帳を所持する児童、特別児童扶養手当の受給対象児童及び医師等からこれらと同等の障害を有する等と認められた児童数を算定

イ 現状(実績)

○保育所・認定こども園等利用児童数については、実績が見込量を上回っています。

○放課後児童健全育成事業利用児童数については、実績が見込量を上回っています。

■第3期障害児福祉計画の見込量

ア 見込量(年間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
保育所・認定こども園等 利用見込児童数(人)	2,569	2,710	2,819
放課後児童健全育成事業 利用見込児童数(人)	227	245	265

* 保育所・認定こども園等を区分せず算定

* 放課後児童健全育成事業は、日々利用する児童のうち、身体障害者手帳又は愛護手帳を所持する児童、特別児童扶養手当の受給対象児童及び医師等からこれらと同等の障害を有する等と認められた児童数を算定

イ 見込量算定にあたっての考え方

○保育所・認定こども園等については、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間の利用児童数の実績等に基づき、増加率を勘案して見込みます。

○放課後児童健全育成事業については、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間の利用児童数の実績に基づき、増加率を勘案して見込みます。

ウ 確保方策

○保育所・認定こども園等については、障害児対応職員体制の充実や職員研修の実施等により、必要な子どもが利用できる体制の支援を行います。

○放課後児童健全育成事業については、運営スタッフの追加配置や運営スタッフへの研修の実施等により、必要な子どもが利用できる体制の支援を行います。

第4 発達障害児者に対する支援

Ⅰ 発達障害者支援地域協議会の開催

地域における発達障害児者の課題について情報共有を図るとともに、市内の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証し、地域の実情に応じた体制整備を計画的に行うことを目的とした発達障害者支援地域協議会を設置します。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(年間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
開催回数(回)	見込量	2	2	2
	実績	2	2	

イ 現状(実績)

○発達障害者支援地域協議会として位置付けている名古屋市発達障害者支援体制整備検討委員会の委員について各ライフステージの課題に対応できるよう体制の充実を図った。

○名古屋市発達障害者支援体制整備検討委員会に部会を設置し、ライフステージごとに必要な支援策につき検討を行った。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(年間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
開催見込回数(回)	2	2	2

イ 見込量算定にあたっての考え方

○名古屋市発達障害者支援体制整備検討委員会のこれまでの開催回数と同程度の開催回数を見込みます。

ウ 確保方策

○発達障害者支援地域協議会に求められる役割を果たすため、名古屋市発達障害者支援体制整備検討委員会を引き続き実施していきます。

○乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援を実施するため、必要に応じて名古屋市発達障害者支援体制整備検討委員会に部会を設置し、各ライフステージの課題を把握するとともに、必要な支援の検討を行います。

2 発達障害者支援センターによる支援

自閉症を始め発達障害を有する障害者等に対する支援を総合的に行う拠点として、児童福祉センター内に発達障害者支援センターを設置し、相談支援、生涯を通して当事者及び家族、関係機関等を支援するネットワークづくりや必要な情報発信、支援者研修等の事業を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実施か所数(か所)	見込量	1	1	1
	実績	1	1	
相談件数(人)	見込量	126	126	126
	実績	103	105	
関係機関への 助言件数(件)	見込量	25	26	35
	実績	7	8	
関係機関や地域住民への 研修、啓発件数(件)	見込量	46	47	48
	実績	31	35	
ペアレントトレーニング等 支援者研修の受講者数(人)	見込量	10	10	10
	実績	0	23	

* 実施か所数、関係機関への助言件数、関係機関や地域住民への研修、啓発件数、ペアレントトレーニング等支援者研修の受講者数は「年間」の見込量及び実績

* 相談件数は「月間」の見込量及び実績

イ 現状(実績)

○相談件数や関係機関や地域住民への研修、啓発件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響のため減少しています。

○関係機関への助言(コンサルテーション)件数は関係機関からの依頼が減少したことにより見込数を下回っています。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実施見込か所数(か所)	1	1	1
相談見込件数(人)	120	120	120
関係機関への助言見込件数(件)	60	60	60
関係機関や地域住民への研修、 啓発見込件数(件)	36	36	36
ペアレントトレーニング等 支援者研修の受講者見込数(人)	20	20	20

* 実施見込か所数、関係機関への助言見込件数、関係機関や地域住民への研修、啓発見込件数、ペアレントトレーニング等支援者研修の受講者見込数は「年間」の見込量

* 相談見込件数は「月間」の見込量

イ 見込量算定にあたっての考え方

- 実施か所数、相談件数、関係機関や地域住民への研修、啓発件数については、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの実績を基に見込みます。
- 関係機関への助言件数については、令和5(2023)年度から配置された発達障害者地域支援マネジャーによる対応件数増加を考慮し見込みます。
- 子育てに難しさを感じる保護者が、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたペアレントトレーニング等支援者研修の受講者数は、令和元(2019)年度から令和4(2022)年度までの実績を踏まえて見込みます。

ウ 確保方策

- 相談者のニーズの傾向を見ながら、相談体制の充実に努めます。
- 障害福祉サービス事業所等への困難事例の対応能力向上等の支援を実施する発達障害者地域支援マネジャーを配置し、コンサルテーションの取組を強化します。
- すべてのライフステージにおける発達障害への理解の促進、支援の質の向上を図るため、従前より取り組んでいる研修の充実に努めます。
- 市民への発達障害の理解を広げるため、「世界自閉症啓発デー」や「発達障害啓発週間」等に合わせて映画上映会を開催するほか、広報なごや等の広報媒体への掲載を行います。また、市民向け講演会を充実させます。
- ペアレントトレーニング等支援者研修を、広く子育て支援者に対し実施することにより保護者支援体制を確保します。

3 ペアレントメンターによる発達障害児者の家族への支援

発達障害児の子育ての経験のある親がその経験を活かし、研修を受けたペアレントメンターとして、子どもの発達に不安のある親や子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに相談・助言を行うことにより、発達障害児者の家族への支援体制の構築を図ります。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(年間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
発達障害者支援体制 整備事業	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	
ペアレントメンターの 登録人数(人)	見込量	31	35	39
	実績	33	34	

イ 現状(実績)

○ペアレントメンターによる発達障害児者の家族への支援体制の構築を図りました。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(年間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
発達障害者支援 体制整備事業	実施	実施	実施
ペアレントメンターの 登録見込人数(人)	36	37	38

イ 見込量算定にあたっての考え方

○平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの実績を基に見込みます。

ウ 確保方策

○ペアレントメンターによる発達障害児者の家族への支援体制の構築を図ります。

○養成研修や相談業務の内容等の事例検討会を実施することにより、ペアレントメンターの登録人数の増加や質の確保・向上を図ります。

○ペアレントメンターコーディネーターを配置し、ペアレントメンターの活動状況の把握、情報提供などのサポートや、ペアレントメンターの派遣を希望する支援機関等とペアレントメンターを適切に結びつける等により、家族への適切な支援体制を確保します。

第5 地域生活支援事業

1 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修や啓発を行う事業です。

障害者施策を推進していくためには、市民に対して障害や障害者等に関する正しい理解を促進することが重要であるため、本市では、障害者団体等との連携による広報・啓発活動等を実施しています。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
見込量	実施	実施	実施
実績	実施	実施	

イ 現状(実績)

- 障害を理由とする差別の解消について市民の関心と理解を深めるため、講演会の開催等を通じて、広報・啓発活動に取り組んでいます。
- 障害者団体との連携により、「障害者週間記念のつどい」などを開催し、障害者が地域社会の一員であることの理解が深まるよう、障害のある人もない人も共に参加し、楽しみながら活動する機会の確保を図っています。
- 「障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック(こんなときどうする?)」を活用し、障害や障害者等に対する理解の促進を図っています。
- コミュニケーションをとることが困難な障害者等が必要な支援を求めやすくするためのヘルプカードや、外見からは分からない障害や疾患等のある方が周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマークの作成、配布をしています。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

2 相談支援事業

障害者総合支援法に基づく相談支援事業として、障害者基幹相談支援センターを設置し、地域の障害者等が生活する上で抱える諸問題につき、障害者等やその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行い、併せて、福祉サービス事業者等との連絡調整や、重層的支援体制整備事業と連携した包括的な相談支援を行っています。

また、困難ケースへの対応、サービス調整会議等におけるスーパーバイズ及び相談支援事業者等への指導、助言など高い専門性を必要とする業務も担っています。さらに、賃貸住宅への入居を希望している障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援(障害者賃貸住宅入居等サポート事業)を行っています。

障害者基幹相談支援センターを中心に、社会福祉事務所・保健センター等と連携し、相談支援事業を始めとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として「自立支援連絡協議会」を設置しています。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
障害者基幹相談支援 センター（か所）	見込量	16	16	16
	実績	16	16	
障害者賃貸住宅入居等 サポート事業（か所）	見込量	16	16	16
	実績	16	16	
自立支援連絡協議会 （か所）	見込量	16	16	16
	実績	16	16	

イ 現状(実績)

- 障害種別を問わず対応できる障害者基幹相談支援センターを16か所に設置し運営しています。
- 全ての障害者基幹相談支援センターにおいて、障害者賃貸住宅入居等サポート事業を実施しています。
- 各区において自立支援連絡協議会を開催し、それぞれの抱える課題を集約し、解決のための方策を協議する場として市自立支援連絡会を開催しています。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害者基幹相談支援センター(か所)	16	16	16
障害者賃貸住宅入居等 サポート事業（か所）	16	16	16
自立支援連絡協議会（か所）	16	16	16

イ 確保方策

- 障害者基幹相談支援センターを引き続き16か所に設置し運営します。
- 全ての障害者基幹相談支援センターにおいて、障害者賃貸住宅入居等サポート事業を引き続き実施します。
- 各区の自立支援連絡協議会を引き続き活用し、指定相談支援事業者等とのネットワークを構築して、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援を行います。
- 各区の自立支援連絡協議会において、相談支援事業所の参画による個別事例の検討を通じて、地域におけるサービス基盤の開発や改善に向けた取組を促進するとともに、ブロック連絡会並びに市自立支援連絡会においても必要な協議を進めます。

3 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者や精神障害者について、親族がいない等の理由がある場合には、市長による申立てを実施するとともに、低所得の方に対して、申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

また、社会福祉事務所や保健センター、成年後見あんしんセンター等において、成年後見制度に関する相談を実施しています。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(年間)

◆市長申立件数(単位:件)

区分		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
知的障害者	見込量	13	14	15
	実績	12	8	
精神障害者	見込量	13	14	15
	実績	8	6	
合計	見込量	26	28	30
	実績	20	14	

◆助成件数(単位:件)

区分		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
助成件数	見込量	181	206	231
	実績	155	178	

イ 現状(実績)

○名古屋市成年後見制度利用促進計画に基づき、必要な方が適切に成年後見制度を利用できるよう、中核機関として成年後見あんしんセンターを運営し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくり、地域課題の情報共有や支援策の検討を行う協議会の運営等を行いました。

○成年後見制度の利用を促進するため、制度に関する専門機関として成年後見あんしんセンターにおいて、社会福祉事務所や保健センター、障害者基幹相談支援センター等の職員に対して研修を実施することにより相談体制の充実と適切な制度運営の確保を図りました。

○市長申立件数は実績が見込量を下回っていますが、助成件数についてはほぼ見込どおりの増加となっています。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(年間)

区分		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
市長申立 見込件数(件)	知的障害者	9	9	9
	精神障害者	6	6	6
	合計	15	15	15
助成見込件数(件)		226	257	291

イ 見込量算定にあたっての考え方

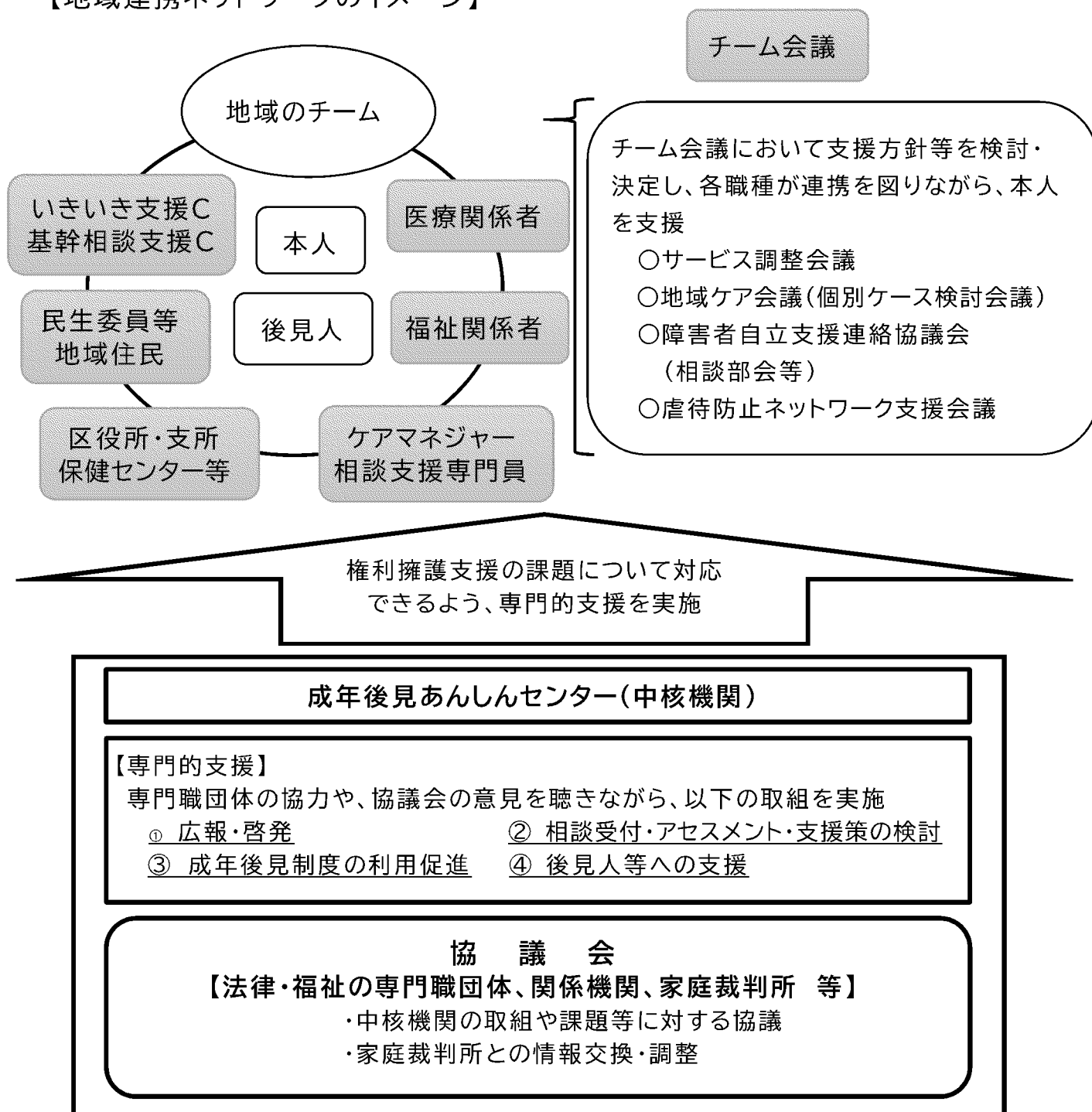
- 令和4(2022)年度の実績に基づき、過去3年間の件数の動向を勘案のうえ、各年度の件数を見込みます。

ウ 確保方策

- 名古屋市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、関係機関が連携し、地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。
- 成年後見制度の利用を促進するため、引き続き社会福祉事務所や保健センター、成年後見あんしんセンターにおいて制度に関する相談・支援を行うほか、関係機関の職員への研修を実施し、相談・支援体制の充実を図ります。
- 後見活動の担い手として、引き続き「市民後見人」を養成し、成年後見あんしんセンターによる支援・監督の下で、活動の定着を図ります。また、後見活動を適正に行うことができる法人の確保と支援に取り組みます。
- 自分らしい生活を実現するための制度として成年後見制度を利用できるよう、後見人や地域の関係者等が本人を中心とした地域のチームとして本人を支援し、地域のチームを成年後見あんしんセンターや専門職団体等が支援する権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めます。
- 低所得の方に対して成年後見制度の利用に必要な費用を助成する制度の普及を図ります。

<参 考>

【地域連携ネットワークのイメージ】



4 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
法人後見を行う 団体交流会	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	
後見活動を行う 支援員向け研修	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	
法人後見について の広報啓発	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

イ 現状(実績)

- 法人後見を担う団体の交流会を開催し、成年後見制度や後見活動に必要な制度の理解を深める学習の機会の提供や情報共有を通じて、質の高い後見活動の支援を行っています。
- 成年後見制度や福祉制度について学ぶ研修を実施し、法人後見活動の担い手の確保を図っています。
- 関係機関や一般市民に対して法人後見の広報啓発を行い、法人後見の普及促進を図っています。
- 成年後見あんしんセンターにおいて、家庭裁判所との協議を通じた受任しやすい環境の整備に取り組んでいます。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
法人後見を行う団体交流会	実施	実施	実施
後見活動を行う支援員向け研修	実施	実施	実施
法人後見についての広報啓発	実施	実施	実施

5 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、視覚、聴覚、言語機能、音声機能、知的障害、発達障害その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

令和4(2022)年5月に、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的として「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行されました。

本市としても、手話通訳者や要約筆記者等の養成・派遣に加えて、知的障害者や発達障害者等、意思疎通支援を必要とする障害者等や意思決定が困難な障害者等に対して支援者の養成を含め支援の方策についてより一層の検討に取り組めます。

区分	事業内容
手話奉仕員養成事業	手話で日常会話を行うのに必要な知識・技術を習得した手話奉仕員を養成するための講習会を開催します。
手話通訳者・要約筆記者養成事業	手話通訳や要約筆記に必要となる専門的知識・技術を習得した手話通訳者・要約筆記者を養成するための講習会を開催します。

手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者が、区役所・学校等の公的機関や医療機関を訪れる場合等に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
手話通訳者設置事業	市役所と身体障害者更生相談所に手話通訳者を配置し、意思疎通の円滑化を図ります。
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成事業	意思疎通や移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成するための講習会を開催します。
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	盲ろう者が公的機関や医療機関を訪問する場合等に、通訳・介助員を派遣し、意思疎通や移動の円滑化を図ります。
失語症者向け 意思疎通支援者 派遣事業	失語症者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション支援や外出同行を行う支援者の派遣を行います。
代筆・代読支援員 派遣事業	視覚障害者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な、代筆・代読を行う支援者の派遣を行います。
重度障害者入院時 コミュニケーション 支援事業	介護者のいない単身者等で意思疎通が困難な重度の障害者等が医療機関に入院する場合に、対象者との意思疎通に熟達している者を入院先へ派遣し、医療機関従事者との意思疎通の円滑化を図ります。
障害者通院時 コミュニケーション 支援事業	意思疎通が困難な障害者又は障害児が医療機関を通院して受診等を行う際、障害者等の意思を伝えることに慣れた者が支援を行います。
タブレット端末を活用 した遠隔手話通訳 対応等	区役所福祉課、支所区民福祉課の窓口にて、遠隔手話通訳及び音声認識機能による文字表示などの機能を備えたタブレット端末を設置し、窓口での円滑なコミュニケーションを支援します。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
手話奉仕員 養成事業	講習修了見込者数(人)	160	160	160
	講習修了者数(人)	70	97	
手話通訳者 養成事業	講習修了見込者数(人)	15	30	30
	講習修了者数(人)	7	13	
手話通訳者 派遣事業	利用見込者数(人)	350	360	370
	利用者数(人)	404	406	
手話通訳者 設置事業	設置見込者数(人)	2	2	2
	設置者数(人)	2	2	
要約筆記者 養成事業	講習修了見込者数(人)	20	20	20
	講習修了者数(人)	9	4	
要約筆記者 派遣事業	利用見込者数(人)	30	31	32
	利用者数(人)	14	21	
盲ろう者向け 通訳・介助員 養成事業	講習修了見込者数(人)	20	20	20
	講習修了者数(人)	6	8	
盲ろう者向け 通訳・介助員 派遣事業	利用見込者数(人)	148	150	152
	利用者数(人)	131	150	
失語症者向け 意思疎通支援者 派遣事業	利用見込者数(人)	20	20	20
	利用者数(人)	2	2	
代筆・代読支援員 派遣事業	利用見込者数(人)	308	308	308
	利用者数(人)	3	7	

重 度 障 害 者 入 院 時 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 支 援 事 業	延 利 用 見 込 時 間 数 (時 間)	20	20	20
	延 利 用 時 間 数 (時 間)	198	0	
	利 用 見 込 者 数 (人)	1	1	1
	利 用 者 数 (人)	2	0	
障 害 者 通 院 時 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 支 援 事 業	延 利 用 見 込 回 数 (回)	188	225	263
	延 利 用 回 数 (回)	39	61	
	利 用 見 込 者 数 (人)	75	90	105
	利 用 者 数 (人)	23	37	
タ ブ レ ッ ト 端 末 を 活 用 し た 遠 隔 手 話 通 訊 対 応 等	設 置 見 込 台 数 (台)	25	25	25
	設 置 台 数 (台)	25	25	

- * 手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業は広域派遣分を含む
- * 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業は愛知県と合同で実施
- * 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業、代筆・代読支援員派遣事業は令和2(2020)年度から実施
- * 各養成事業は「年間」の見込量及び実績
- * 令和3(2021)、4(2022)年度の養成事業は、一部感染症拡大防止のため実施を見送り

イ 現状(実績)

- 手話奉仕員養成事業を始めとする各種養成事業の実績は、見込量を下回っています。
- 手話通訳者派遣事業の利用者数は見込み量を上回っています。要約筆記者派遣事業の利用者数と盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の利用者数は、見込量を下回っています。
- 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の延利用時間数は、平成30(2018)年度に重度訪問介護で入院中のコミュニケーション支援が実施可能となったことから利用者数が減少していましたが、令和3(2021)年度に対象者の拡充を行い利用実績があったところです。

○障害者通院時コミュニケーション支援事業は、令和3(2021)年度より訪問系サービスにおいて通院時のコミュニケーション支援を実施可能としたことから、提供事業者が共同生活援助や計画相談支援等に限られたため、見込みを下回っています。

○障害者への合理的配慮を的確に行うための必要な環境整備(事前的改善措置)として、全ての区役所福祉課、支所区民福祉課の窓口に、遠隔手話通訳及び音声認識機能による文字表示などのコミュニケーション支援機能を備えたタブレット端末を設置していますが、区によって使用回数には偏りがある状況です。タブレット端末は手話通訳者のいる健康福祉局障害企画課、身体障害者更生相談所、名身連聴覚言語障害者情報文化センターを含め計25台設置しています。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
手話奉仕員養成事業	講習修了見込者数(人)	160	160	160
手話通訳者養成事業	講習修了見込者数(人)	30	30	30
手話通訳者派遣事業	利用見込者数(人)	410	415	420
手話通訳者設置事業	設置見込者数(人)	2	2	2
要約筆記者養成事業	講習修了見込者数(人)	20	20	20
要約筆記者派遣事業	利用見込者数(人)	23	24	25
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成事業	講習修了見込者数(人)	20	20	20
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	利用見込者数(人)	152	153	154

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	利用見込者数(人)	2	2	2
代筆・代読支援員派遣事業	利用見込者数(人)	9	10	11
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	延利用見込時間数(時間)	160	160	160
	利用見込者数(人)	1	1	1
障害者通院時コミュニケーション支援事業	延利用見込回数(回)	105	127	149
	利用見込者数(人)	65	80	95
タブレット端末を活用した遠隔手話通訳対応等	設置見込台数(台)	25	25	25

* 手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業は広域派遣分を含む

* 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業は愛知県と合同で実施

* 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業、代筆・代読支援員派遣事業は令和2(2020)年度から実施

* 各養成事業は「年間」の見込量

イ 見込量算定にあたっての考え方

○手話奉仕員養成事業を始めとする各種養成事業については、「講習修了見込者数」を指標とした上で、各講習の受講定員を見込量としました。

○手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、「利用見込者数」を指標とした上で、令和4(2022)年度までの実績等を勘案して見込量を算定しました。

- 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業、代筆・代読支援員派遣事業については、「利用見込者数」を指標とした上で、令和4(2022)年度までの実績等を勘案して見込量を算定しました。
- 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業については、平成30(2018)年度から重度訪問介護で入院中のコミュニケーション支援を実施していることを踏まえ、重度訪問介護で入院中のコミュニケーション支援の対象外となる方を一定数見込みます。
- 障害者通院時コミュニケーション支援事業については、利用実績における直近の伸びと同程度の傾向を見込みます。

ウ 確保方策

- 手話奉仕員養成事業を実施し、手話の普及に向けた取組を進めます。
- 意思疎通に関して、障害特性に応じた適切な支援ができるように、手話通訳者養成事業、要約筆記者養成事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業を実施し、意思疎通支援の担い手を養成します。
- 手話通訳者派遣事業を始めとする各種派遣事業やタブレット端末を活用した遠隔手話通訳等に関する周知を図ることにより、意思疎通支援を必要とする障害者等が適切に支援を受けられることができる環境を整備します。

6 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障害者等の日常生活を容易にするための用具の給付や住宅の改修等を行う事業です。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護・訓練支援用具 ※27(件)	見込量	40	40	40
	実績	41	42	
自立生活支援用具 ※28(件)	見込量	60	60	60
	実績	57	51	
在宅療養支援用具 ※29(件)	見込量	60	60	60
	実績	58	52	
情報・意思疎通支援用具 ※30(件)	見込量	70	70	70
	実績	81	76	
排泄管理支援用具 ※31(件)	見込量	4,320	4,450	4,580
	実績	4,221	4,223	
住宅改修費 ※32(件)	見込量	25	25	25
	実績	17	16	
合計(件)	見込量	4,575	4,705	4,835
	実績	4,475	4,460	

イ 現状(実績)

○実績は介護・訓練支援用具及び排泄管理支援用具において増加しており、その他についてはおおむね横ばいとなっています。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護・訓練支援用具(件)	45	45	45
自立生活支援用具(件)	60	60	60
在宅療養支援用具(件)	60	60	60
情報・意思疎通支援用具(件)	80	80	80
排泄管理支援用具(件)	4,300	4,300	4,300
住宅改修費(件)	20	20	20
合計(件)	4,565	4,565	4,565

イ 見込量算定にあたっての考え方

○各用具について、令和4(2022)年度までの実績を勘案して見込量を算定しました。

ウ 確保方策

○引き続き、事業を実施するとともに、事業周知を図ります。

7 移動支援事業

移動支援事業は、一人で外出することが困難な障害者等が外出する場合に、ヘルパーが付き添い移動の支援を行うサービスです。

通所、通学時の移動の支援も含めた「社会生活上必要不可欠な外出」については、必要時間数の利用を可能とし、「余暇活動等の社会参加のための外出」については、一定時間数の範囲内で利用を可能としています。

また、複数の障害者等への同時支援を可能とするなど柔軟な対応を実施しています。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延利用時間数 (時間)	見 込 量	67,020	67,430	67,920
	実 績	56,040	55,944	
利用者数(人)	見 込 量	3,520	3,530	3,540
	実 績	3,129	3,218	

イ 現状(実績)

○延利用時間数、利用者数ともに実績が見込を大幅に下回っています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、利用実績が減少し、流行前の水準に戻っていませんが、利用者数については増加の傾向が見られます。

○事業所数は着実に増加しており、サービス提供基盤の充実が図られていますが、事業者においては、早朝・夕方の時間帯を中心にヘルパー確保に苦慮している状況があります。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
延利用見込時間数(時間)	56,080	56,310	56,600
利用見込者数(人)	3,430	3,550	3,690

イ 見込量算定にあたっての考え方

- 令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度の実績に基づき、身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児ごとにサービスごとの月間利用量の伸びを勘案し、各年度各月の月間利用量を算出した上で各年度の平均月間利用量を見込みます。

ウ 確保方策

- ヘルパー確保のための取組として、介護職のイメージアップを継続して実施するほか、関係機関と連携し、障害福祉の仕事フェア等の人材の掘り起こしやヘルパー研修の充実など資質の向上に向けた方策を実施します。
- 名古屋市移動支援従業者養成事業者登録制度を継続することにより、移動支援の従業者を養成し、その人数の増加を図ります。
- 福祉人材育成支援事業、外国人技能実習生(介護職種)受入支援事業、令和5(2023)年度より新たに開始した介護・障害福祉職員奨学金返済支援事業等を引き続き実施することにより、事業所の人材確保・職員定着を図ります。
- 事業者指定において、事業者が円滑に参入できるよう懇切丁寧な指定相談を行います。事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施するほか、実地指導においては、現地で管理者等に対して運営に関するきめ細やかなヒアリングを実施することにより、指導と支援の観点からサービスの質の向上を図ります。

8 地域活動支援事業

地域活動支援事業は、在宅の障害者が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受け、社会との交流促進等を行う事業です。

本市では、地域活動支援センターについて、国の示すⅠ型～Ⅲ型を踏まえ、独自に地域活動支援事業として、地域生活支援事業の中に位置づけます。地域活動支援事業を、次表のように3つに分類します。

区分	事業内容
精神障害者 地域活動支援事業	創作的活動の提供や自主的活動を支援するとともに、医療や福祉等社会基盤との連携や地域との交流促進を図る等の事業を相談支援事業と併せて実施する事業です。
デイサービス型 地域活動支援事業	機能訓練や社会適応訓練、創作的活動等を提供する事業です。
作業所型 地域活動支援事業	創作的活動や生産活動等を提供する事業です。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

◆精神障害者地域活動支援事業

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利用者数(人)	見込量	320	320	320
	実績	132	138	
市内事業所数(か所)	見込量	16	16	16
	実績	16	16	

◆デイサービス型地域活動支援事業

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利 用 者 数 (人)	見込量	945	945	945
	実 績	736	735	
市内事業所数(か所)	見込量	25	25	25
	実 績	25	26	

◆作業所型地域活動支援事業

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利 用 者 数 (人)	見込量	370	370	370
	実 績	271	268	
市内事業所数(か所)	見込量	28	28	28
	実 績	25	24	

イ 現状(実績)

○精神障害者地域活動支援事業については、平成26(2014)年度以降は、障害者基幹相談支援センターに併設され、令和4(2022)年度末現在、16か所で事業を実施しています。

○デイサービス型地域活動支援事業については、新規の事業所の登録が令和3(2021)年度に2か所、令和4(2022)年度に2か所ありました。また、障害福祉サービスへの移行や事業所の廃止が令和3(2021)年度に3か所、令和4(2022)年度に2か所ありました。

○作業所型地域活動支援事業については、新規の事業所登録及び障害福祉サービス事業へ移行した事業所はありませんでした。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
精 神 障 害 者 地域活動支援事業	利用見込者数(人)	320	320	320
	市内事業所見込数 (か所)	16	16	16
デ イ サ ー ビ ス 型 地域活動支援事業	利用見込者数(人)	735	735	735
	市内事業所見込数 (か所)	26	26	26
作 業 所 型 地域活動支援事業	利用見込者数(人)	240	240	240
	市内事業所見込数 (か所)	21	21	21

イ 見込量算定にあたっての考え方

- 精神障害者地域活動支援事業の利用者数は、本事業の実施要領に定める1事業所あたりの想定利用者数である20名にか所数である16をかけることにより見込みます。市内事業所数については、16区での実施を見込みます。
- デイサービス型地域活動支援事業における利用者数は、利用実績における直近の伸びと同程度の傾向を見込みます。市内事業所数については、毎年度2か所の事業所が障害福祉サービス事業へ移行するとともに、新規事業所が2か所開設すると見込みます。
- 作業所型地域活動支援事業における利用者数は、1か所あたりの平均利用者数を算出し、それにか所数をかけることにより見込みます。市内事業所数については、毎年度、1か所の事業所が障害福祉サービス事業へ移行するとともに、新規事業所が1か所開設すると見込みます。

ウ 確保方策

- 精神障害者地域活動支援事業については、地域において居場所を必要とする障害のある方のニーズを把握しつつ、専門性が発揮でき、16区で安定して事業が実施できる体制の確保に努めます。
- デイサービス型及び作業所型地域活動支援事業については、事業者の意向及び事業所の運営状況等に配慮しながら、障害福祉サービスへの移行や新規事業所の開設の相談についても支援します。
- 事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施するほか、実地指導においては、現地で管理者等に対して運営に関するきめ細やかなヒアリングを実施することにより、指導と支援の観点からサービスの質の向上を図ります。

9 障害児等療育支援事業

在宅の障害児等に対する訪問による療育指導、外来による療育指導及び療育機関に対する支援を実施します。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
市内事業所数(か所)	見込量	6	6	6
	実績	6	6	

イ 現状(実績)

- 引き続き、中央・西部・北部・南部・東部の各地域療育センター、あけぼの学園で実施しました。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
市内事業所見込数(か所)	6	6	6

イ 確保方策

○引き続き6か所で障害児等療育支援事業を実施します。

10 日常生活支援事業（任意事業）

(1)福祉ホーム

福祉ホームは、住居を求めている障害者が自立した日常生活や社会生活を営むために利用し、日常生活に必要な便宜を供与するサービスです。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利用者数(人)	見込量	129	129	129
	実績	128	128	
市内実施箇所数 (か所)	見込量	8	8	8
	実績	8	8	

イ 現状(実績)

○利用者数及び市内実施箇所数は、ほぼ見込どおりに推移しています。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度
利 用 見 込 者 数 (人)	128	128	128
市内実施見込箇所数(か所)	8	8	8

イ 見込量算定にあたっての考え方

○福祉ホームについては、令和 5(2023)年度の状況が継続すると見込み、利用者数 128 人、実施箇所数 8 か所とします。

(2)重度障害者移動入浴事業

重度障害者移動入浴事業は、地域における身体障害者(児)の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業です。

■第 6 期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
延利用者数(人)	見込量	1,270	1,310	1,350
	実 績	1,207	1,229	

イ 現状(実績)

○ 延利用者数は見込量を下回っており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による利用控えが考えられます。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度
延 利 用 見 込 者 数 (人)	1,370	1,390	1,410

イ 見込量算定にあたっての考え方

○令和4(2022)年度の延利用者数及び令和4(2022)年度までの実利用者数の推移及び令和5(2023)年度からの年間上限回数の増量を勘案して見込量を算定しました。

(3)生活訓練等

障害者等の生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的に、引き続き、次の各事業を実施します。

区分	事業内容
視覚障害青年等社会講座	社会生活に必要な知識の習得や体験交流を図ります。
視覚障害女性社会講座	家庭内で日常生活上必要とされることについて訓練・指導し、生活文化の向上を図ります。
中途失明者 緊急生活訓練事業	社会参加に必要な助言・指導や感覚訓練、点字指導等を行い、社会復帰の促進を図ります。
聴覚障害者 社会教育事業	社会生活上必要な知識を吸収し、意見・情報等を交換するための場として、社会教養講座を開講します。

視 覚 障 害 者 援 護 促 進 事 業	視覚障害者向けに日常生活訓練教室を開催するとともに、視覚障害者に対する支援の普及を目的とした講習会等を開催します。
ふ れ あ い 教 室	在宅の概ね 15 歳以上の知的障害者を対象に、社会参加と余暇活動の充実を図るため料理教室、スポーツ、野外活動等を実施します。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 実績(年間)

区分		令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度
視 覚 障 害 青 年 等 社 会 講 座	延参加者数(人)	613	803
視 覚 障 害 女 性 社 会 講 座	延参加者数(人)	213	217
中途失明者緊急生活訓練事業	延参加者数(人)	236	357
聴 覚 障 害 者 社 会 教 育 事 業	延参加者数(人)	81	96
視 覚 障 害 者 援 護 促 進 事 業	延参加者数(人)	137	118
ふ れ あ い 教 室	開 催 回 数 (回)	17	36
	延参加者数(人)	331	835

イ 現状(実績)

○各事業を実施し、障害者等の日常生活を支援しています。

■第7期障害福祉計画の見込量

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
生 活 訓 練 等	実施	実施	実施

(4)日中一時受入事業

日中一時受入事業は、障害者等が保護者の病気等により、昼間に一時的に支援を必要とする場合に、障害福祉サービス事業所や病院において見守り等を行うサービスです。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延利用人日(人日)	見込量	230	230	230
	実績	271	243	

イ 現状(実績)

○利用実績は、見込量を若干上回っています。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(月間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
延利用見込人日(人日)	250	250	250

イ 見込量算定にあたっての考え方

○直近の実績並みの利用をベースに算定しました。

(5)障害児保育巡回指導事業

障害児の保育に必要な専門的知識と経験を有する者を統合保育スーパーバイザーとして委嘱し、市内の保育所等を巡回して個々のケースに応じて保育者・保護者への助言・指導を行うことで、障害児の発達を促し、障害児保育の充実を図っています。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 実績(年間)

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
障害児保育巡回指導(人)	731	748	

イ 現状(実績)

○需要は増えていると見込まれます。

■第7期障害福祉計画の見込量

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害児保育巡回指導事業	実施	実施	実施

11 社会参加支援事業（任意事業）

障害者等の社会参加を支援することを目的に、引き続き、次の各事業を実施します。

区分	事業内容
地域スポーツ教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、障害者スポーツの普及を図るため、各種教室や大会を開催します。
市 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会	
地 域 活 動 (芸術文化講座開催等事業)	障害者等の文化・芸術活動を振興するため、障害者等の作品展や音楽会など文化・芸術活動の発表の場を設けるとともに、障害者等の創作意欲を一層高めるための環境の整備や必要な支援を行います。
「 福 祉 の し お り 」 点 字 版 ・ 音 声 版 ・ わかりやすい版の作成	文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、点訳、音訳により、本市の障害者施策や事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活をする上で必要度の高い情報等を提供します。 また、知的障害者等のために、簡単な言葉で制度を説明した「福祉のしおり」のわかりやすい版を配布します。
点 字 録 音 情 報 誌 発 行	
点 訳 奉 仕 員 養 成 事 業	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成するための講習会を開催します。
朗 読 奉 仕 員 養 成 事 業	

身体障害者自動車運転免許 取得補助・改造補助事業	身体障害者を対象に、普通自動車運転免許の取得に必要な費用の一部を補助します。 また、就労等に必要とする自動車の改造に必要な経費を補助します。
介護ロボット等活用推進事業 (訪問相談)	作業療法士又は理学療法士、リハビリテーション工学技士、看護師又は保健師、ソーシャルワーカー等が訪問し、住環境等を踏まえた用具の提案を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 実績(年間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
地域スポーツ教室開催等事業	延参加者数(人)	66	175
市障害者スポーツ大会	延参加者数(人)	615	711
地域活動(芸術文化講座開催等事業)		実施	実施
「福祉のしおり」 点字版・音声版・ わかりやすい版の作成	点字版作成部数(冊)	80	80
	音声版作成部数(本)	100	100
	わかりやすい版 作成部数(冊)	2,800	3,000
点字録音情報誌発刊	発刊回数(回)	6	6
点訳奉仕員養成講習会	延参加者数(人)	235	40
朗読奉仕員養成講習会	延参加者数(人)	337	453
身体障害者自動車運転免許取得補助金・自動車改造補助金	延補助件数(件)	84	59
介護ロボット等活用推進事業 (訪問相談)	延訪問件数(件)	46	68

* 介護ロボット等活用推進事業(訪問相談)については、令和元(2019)年12月から実施

イ 現状(実績)

○各種事業を実施し、障害者等の社会参加を支援しています。

■第7期障害福祉計画の見込量

区分	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
社会参加支援事業	実施	実施	実施

12 精神障害関係従事者養成研修事業

(サービス相談員、指導者育成事業)

専門的な能力の向上及び人材育成を進めることを目的とし、本市では以下の事業を実施しています。

区分	事業内容
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	かかりつけの医師や医療関係者に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等を習得するための研修を実施しています。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(年間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
開催回数(回)	見込量	4	4	4
	実績	1	3	
受講者数(人)	実績	51	194	

イ 現状(実績)

○かかりつけの医師や医療関係者を対象に、うつ病等の精神疾患に関する知識、技術、専門家との連携方法及び当事者・家族との接し方等を習得する研修を行いました。

■第7期障害福祉計画の見込量

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
見込量	実施	実施	実施

第6 地域生活支援促進事業

Ⅰ 障害者虐待相談支援事業

養護者や施設従事者等からの虐待に関する相談に応じ、必要な対応・支援を行います。

併せて、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者虐待の防止及び早期発見を図るため、関係機関への研修・啓発等を実施する事業です。

区分	事業内容
障害者虐待相談センターの運営事業	・相談事業（電話相談、面接相談、法律相談等） ・保健福祉医療従事者に対する技能向上のための研修 ・障害者虐待に関する知識等の普及のための啓発事業 ・障害者虐待に関する調査研究及び情報収集等
障害者虐待休日・夜間電話相談事業	土日・祝日・夜間の電話等による相談を実施し、24時間365日の相談体制を確保
障害者短期入所ベッド確保等事業	家族等からの虐待により、緊急に保護する必要性が生じた場合に備え、予め短期入所用ベッドを1床確保

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 実績(年間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
障 害 者 虐 待 相 談 セ ン タ ー の 運 営 事 業	相談件数(件)	235	289
障 害 者 虐 待 休 日 ・ 夜 間 電 話 相 談 事 業			
障 害 者 短 期 入 所 ベ ッ ド 確 保 等 事 業		実施	実施

イ 現状(実績)

○障害者虐待相談センターに専門性の高い職員を配置し、各種相談事業(電話相談、面接相談、法律相談等)や保健福祉医療従事者に対する技能向上のための研修等を実施しました。

○障害者虐待休日・夜間電話相談窓口を設置し、土日・祝日・夜間の電話相談を実施しました。

○養護者等からの虐待により、緊急に保護する必要が生じた場合に備え、予め緊急避難用のベッドを1床確保する障害者短期入所ベッド確保等事業を実施しました。

■第7期障害福祉計画の見込量

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害者虐待相談支援事業	実施	実施	実施

2 成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う事業です。

本市では、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方が成年後見制度を的確に利用できるよう支援するとともに、市民が後見活動の新たな担い手として適切に活動できるよう支援することで、成年後見制度の一層の利用促進を図ることを目的に設置した成年後見あんしんセンターの運営事業の一部として実施しています。

成年後見あんしんセンターでは主に以下の事業を実施しています。

区分	事業内容
成年後見制度に関する 専門相談・申立支援	センター職員や弁護士・司法書士による相談を実施します。
成年後見制度に関する 広報・啓発	各種メディアを活用した情報発信及び講演会等のイベントを開催します。
市民後見人候補者養成研修	一般市民を成年後見人として養成するための研修を実施します。
市民後見人候補者 バンクの設置・運営	市民後見人候補者養成研修修了者のバンク登録及びバンク登録者へのフォローアップを実施します。
市民後見人の受任調整	家庭裁判所からの依頼に基づいて市民後見人候補者を推薦します。
市民後見人の後見活動への 支援及び監督	後見活動を行う市民後見人に対する支援や監督を実施します。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(月間)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
成年後見制度普及啓発事業	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

イ 現状(実績)

○成年後見制度について理解を深めるパンフレットの作成や講演会の開催を通じて成年後見制度の普及啓発を行っています。

■第7期障害福祉計画の見込量

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
成年後見制度普及啓発事業	実施	実施	実施

3 依存症に関する取組

精神保健福祉センターこころばを依存症相談拠点として、相談、集団指導、普及啓発、相談機関等に対する研修及び関係機関との連携に取り組むとともに、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を選定し依存症の医療提供体制を整備しています。

また、依存症問題の改善に取り組む民間団体に対する支援を行っています。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

ア 見込量と実績(年間)

区分			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
依存症治療拠点 機 関 (か 所)	見 込 量		2	2	2
	実 績		2	2	
依存症専門医療 機 関 (か 所)	見 込 量	アルコール	6	7	8
		薬物	3	4	4
		ギャンブル	2	3	4
	実 績	アルコール	4	4	
		薬物	2	2	
		ギャンブル	1	1	
依存症関連問題 支 援 事 業 補 助	見 込 量		実施	実施	実施
	実 績		実施	実施	実施

イ 現状(実績)

○アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症患者が地域で適切な医療を受けられるよう依存症治療拠点機関及び依存症専門医療機関を選定しています。依存症治療拠点機関選定の実績は見込どおりとなっていますが、依存症専門医療機関選定の実績は見込量を下回っています。

○アルコール健康障害、薬物依存症又はギャンブル等依存症のある当事者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症問題の改善に取り組む民間団体の活動経費に対する補助を行っています。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(年間)

区分		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
依存症治療拠点機関(か所)		2	2	2
依存症専門医療機関	アルコール	6	7	8
	薬物	3	4	4
(か所)	ギャンブル	2	3	4
依存症関連問題支援事業補助		実施	実施	実施

イ 見込量算定にあたっての考え方

○依存症治療拠点機関による研修等を通して選定を受けた依存症専門医療機関の拡大を図ります。

○令和6(2024)年度以降も継続して依存症関連問題支援事業補助を実施します。

ウ 確保方策

○研修等を実施する依存症治療拠点機関の機能を強化します。

○より使いやすい制度への改善を図ります。

4 障害者ICTサポート推進事業

視覚障害者のパソコンやスマートフォンなどの情報通信技術の活用能力の向上を図るため、自宅等へ支援員の派遣を行います。

また、支援員のサポート活動を行うICTボランティアを養成します。

■第7期障害福祉計画の見込量

ア 見込量(年間)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利 用 見 込 者 数 (人)	150	150	150
ICTボランティア養成講習修了 見 込 者 数 (人)	20	20	20

* 障害者ICTサポート推進事業は令和5(2023)年8月から実施

イ 見込量算定にあたっての考え方

○「利用見込者数」を指標としました。

○ICTボランティア養成講習については、「講習修了見込者数」を指標とした上で、受講定員を見込量としました。

ウ 確保方策

○事業に関する周知を図ることにより、ICTサポートを必要とする障害者が適切に支援を受けることができる環境を整備します。

第 7 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施

1 身近な相談窓口

- 障害の種別にかかわらず、1つの窓口で福祉制度利用申請ができるよう、障害福祉窓口を再編しました。引き続き、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい窓口として相談に応じていきます。
- 保健センターの窓口においては、障害福祉窓口との連携を図りつつ、精神保健福祉相談等に応じていきます。
- 全ての障害者等やご家族の方の身近な相談窓口として、各区に障害者基幹相談支援センターを設置し、障害福祉サービスの利用を始め、障害者施策に関する総合的な相談に応じていきます。

2 市民への広報・情報提供の推進

- 各種パンフレットやチラシ等の作成のほか、「広報なごや」や「民生名古屋」等の広報誌、区役所・支所の窓口、各区の障害者基幹相談支援センターや地域療育センターを通じて、障害福祉サービス及び障害児通所支援等についての情報提供に努めます。
- 市公式ウェブサイトのほか、障害福祉に関するウェブサイト「ウェルネットなごや」により、引き続き、事業者情報等サービス利用に役立つ情報を提供していきます。
- 制度の改正に合わせて分かりやすい情報提供に努めます。

3 障害を理由とする差別の解消

- 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて、市民・事業者への啓発を進めるとともに、障害者差別に関する相談及び紛争解決等の取組を進めます。
- 福祉分野の事業者へは、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮等について適切に対応するよう求めます。

4 サービスの質の向上

- 高齢・障害福祉職員研修等の事業所等職員向け研修の実施や、福祉人材育成支援事業による資格取得支援、また県等が実施している各種研修受講の促進を通じて、職員の資質の向上を図ります。
- 事業者向けの指定の手引き等による丁寧な基準等の説明、障害福祉サービス及び障害児通所支援の新規参入者向けの研修による障害特性の理解促進、指定後の事業所の運営におけるガイダンスの実施等を継続して行います。
- 障害福祉サービス等情報公表制度について利用者への積極的な周知と事業者への公表手続きの勧奨を行うことで、利用者個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上を図ります。
- 事業者への定期的な調査、実地指導及び集団指導を実施することで、サービスの向上に努めます。

5 人材の確保・定着

- 障害福祉現場について、大学生や専門学校生、高校生等の若い世代にも知ってもらうためのイメージアップを図るとともに、様々な広報媒体やイベント等を活用することによって、情報を広く発信するように努めます。
- 外国人技能実習生(介護職種)受入支援事業、介護・障害福祉職員奨学金返済支援事業等により事業所の人材の確保・定着を図れるように努めます。
- 就労関係機関と連携しながら、障害福祉に係る各種サービスにおける人材の掘り起こしに努めます。

6 障害者等に対する虐待の防止

- 障害者虐待防止法において、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は通報しなければならないとされています。
- 虐待の早期発見のため、虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めます。また、通報者保護の観点から、通報者に対する秘密保持を守ります。
- サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員等障害者虐待を発見しやすい立場にある者に対し、常に虐待防止に関する高い意識を持つことを求めます。
- 障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を促す等、指導助言を継続的に行います。
- 障害者虐待に関する知識等の普及啓発のため、市民等を対象とした幅広い広報及び啓発を行います。
- 障害児入所支援について、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止のため、従業者に対する研修等を実施します。
- 成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行い、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図ります。

7 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

○地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるべく、事業所が平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を行うことで、発災時における利用者の安全確保に向けた取組を進めるため、必要な支援を行います。

○サービスを利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等による職場環境の改善の推進を事業所に働きかけます。

巻末資料

第1 名古屋市施策推進協議会等の設置・開催状況

1 名古屋市障害者施策推進協議会

(1)設置目的

- ・障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視
- ・障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議

(2)名古屋市障害者施策推進協議会委員

※◎は会長。○は臨時委員。

【学識経験者】	
◎愛知淑徳大学教授	瀧 誠
日本福祉大学准教授	柏原 正尚
大同大学准教授	樋口 恵一
金城学院大学准教授	鍛冶 智子
弁護士	高森 裕司
○椙山女学園大学教授	手嶋 雅史
【障害者福祉事業従事者等】	
名古屋市身体障害者福祉連合会会長	橋井 正喜
名古屋手をつなぐ育成会副理事長	濱田 智恵実
名古屋市精神障害者家族会連合会会長	池山 豊子
愛知県重症心身障害児(者)を守る会会長	高嶋 みえ
愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長	岡田 ひろみ
わっぱの会理事長	斎藤 縣三
愛知県難病団体連合会事務局長	牛田 正美
名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会会長	北村 榮章
愛知県精神障がい者福祉協会会長	王子田 剛
名古屋市特別支援教育研究協議会会長	白木 則和
愛知県重度障害者団体連絡協議会事務局長	入谷 忠宏
名古屋市視覚障害者協会副会長	新井 美千代
名身連聴覚言語障害者情報文化センター所長	笹川 純子
名古屋手をつなぐ育成会青年の会役員	菊池 博明
患者会「雑草」会長	土田 正彦

(3)開催状況

開催時期	内 容
第1回 令和4(2022)年 11月18日	○第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績について ○障害者基本計画(第5次)の策定について ・総論素案 ・重点的に取り組むべき施策(事項)素案
第2回 令和5(2023)年 3月24日	○名古屋市障害者基本計画(第4次)の進捗状況について ○名古屋市障害者基本計画(第5次)の策定について ・障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間及び一体的な策定 ・重点的に取り組むべき施策素案 ・分野別施策の基本的方向(事項)素案 ○第7期名古屋市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について ・総論素案
第3回 令和5(2023)年 6月16日	○次期障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について ・障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画一体的策定した場合の構成イメージ ・総論素案(一体的策定) ・次期障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の総称について
第4回 令和5(2023)年 11月17日	○次期障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について ・次期障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画(素案) ・次期障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の総称について
第5回 令和6(2024)年 月 日	○

2 名古屋市障害者施策推進協議会専門部会

(1)設置目的

専門部会は、名古屋市障害者基本計画(第5次)及び第7期名古屋市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に関し、協議会が必要と認めた事項を調査・審議

(2)名古屋市障害者基本計画(第5次)専門部会委員

※◎は会長。

【学識経験者】	
◎日本福祉大学准教授	柏原 正尚
大同大学准教授	樋口 恵一
【障害者福祉事業従事者等】	
名古屋市身体障害者福祉連合会事務局長	谷川 陽美
名古屋手をつなぐ育成会副理事長	濱田 智恵実
名古屋市精神障害者家族会連合会副会長	大橋 幸子
愛知県重症心身障害児(者)を守る会会長	高嶋 みえ
愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長	岡田 ひろみ
わっぱの会理事長	斎藤 縣三
愛知県難病団体連合会事務局長	牛田 正美
名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会研修委員	小川 伸
愛知県精神障がい者福祉協会事務局長	荒川 浩平
愛知県重度障害者団体連絡協議会事務局長	入谷 忠宏
名古屋市視覚障害者協会副会長	新井 美千代
名身連聴覚言語障害者情報文化センター所長	笹川 純子
名古屋手をつなぐ育成会青年の会	松岡 延昌
患者会「雑草」会長	土田 正彦
名古屋市社会福祉協議会権利擁護推進部次長	山田 規貴
名古屋市児童発達支援センター施設長会	加藤 淳
愛知県社会福祉士会	子安 由美子
愛知県精神保健福祉士協会	田野 慶太
名古屋市自立支援連絡会	渡邊 理恵子

(3)第7期名古屋市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画専門部会委員

※◎は会長。

【学識経験者】	
◎椋山女学園大学教授	手嶋 雅史
金城学院大学准教授	鍛冶 智子
小児科医師	浅井 朋子
【障害者福祉事業従事者等】	
名古屋市身体障害者福祉連合会事務局長	谷川 陽美
名古屋手をつなぐ育成会副理事長	濱田 智恵実
名古屋市精神障害者家族会連合会副会長	大橋 幸子
愛知県重症心身障害児(者)を守る会会長	高嶋 みえ
愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長	岡田 ひろみ
わっぱの会事務局次長	荻野 直人
愛知県難病団体連合会事務局長	牛田 正美
名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会研修委員	小川 伸
愛知県精神障がい者福祉協会事務局長	荒川 浩平
愛知県重度障害者団体連絡協議会事務局長	入谷 忠宏
名古屋市視覚障害者協会副会長	新井 美千代
名身連聴覚言語障害者情報文化センター所長	笹川 純子
名古屋手をつなぐ育成会青年の会	松岡 延昌
患者会「雑草」会長	土田 正彦
名古屋市社会福祉協議会権利擁護推進部次長	山田 規貴
名古屋市児童発達支援センター施設長会	加藤 淳
愛知県社会福祉士会	子安 由美子
愛知県精神保健福祉士協会	田野 慶太
名古屋市自立支援連絡会	渡邊 理恵子

(4)開催状況

ア 障害者基本計画策定部会

開催時期	内 容
第1回 令和5(2023)年 5月8日	○分野別施策の基本的方向 ・安心・安全な生活環境の整備 ・情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実 ・差別の解消、虐待防止及び権利擁護の推進
第2回 令和5(2023)年 7月4日	○分野別施策の基本的方向 ・保健・医療の推進 ・雇用・就業の支援 ・防災・防犯などの推進 ・差別の解消、虐待防止及び権利擁護の推進
第3回 令和5(2023)年 8月21日	○分野別施策の基本的方向 ・自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ・教育・発達支援の充実 ○全体のまとめ

イ 障害福祉計画・障害児福祉計画策定部会

開催時期	内 容
第1回 令和5(2023)年 6月1日	○成果目標
第2回 令和5(2023)年 7月31日	○成果目標及び活動指標等
第3回 令和5(2023)年 9月25日	○活動指標等及び全体まとめ

3 名古屋市障害者施策推進協議会幹事会

(1) 幹事会構成員

事務局	健康福祉局障害企画課長	幹事	子ども青少年局子ども福祉課長
事務局	健康福祉局障害企画課主幹 (障害者差別解消・バリアフリーの推進)	幹事	子ども青少年局子ども福祉課主幹 (障害児・発達支援)
事務局	健康福祉局障害企画課主幹 (総合リハビリテーションに係る企画調整)	幹事	子ども青少年局保育運営課長
事務局	健康福祉局障害者支援課長	幹事	総務局人事課長
事務局	健康福祉局障害者支援課主幹 (事業者指導・就労支援の推進)	幹事	総務局アジア・アジアパラ競技大会推進室長 (アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整)
幹事	健康福祉局地域ケア推進課長	幹事	スポーツ市民局人権施策推進室長
幹事	健康福祉局保健医療課長	幹事	スポーツ市民局地域安全推進課長
幹事	健康福祉局健康増進課長	幹事	スポーツ市民局消費生活課長
幹事	健康福祉局健康増進課主幹 (精神保健・いのちの支援)	幹事	スポーツ市民局スポーツ振興室長
幹事	知的障害者更生相談所長	幹事	住宅都市局建築審査課長
幹事	身体障害者更生相談所長	幹事	住宅都市局住宅管理課長
幹事	精神保健福祉センター所長	幹事	交通局経営企画課主幹 (企画調整・外郭団体)
幹事	防災危機管理局地域防災室長	幹事	教育委員会指導室主幹 (特別支援教育)
幹事	選挙管理委員会事務局次長	幹事	教育委員会生涯学習課長
幹事	愛知県福祉局障害福祉課長	幹事	愛知県労働局就業促進課長

(2)開催状況

開催時期	内 容
第1回 令和4(2022)年 9月8日	○「次期名古屋市障害者基本計画」の策定について
第2回 令和5(2023)年 4月21日	○「次期名古屋市障害者基本計画及び名古屋市障害福祉計画・名古屋市障害児福祉計画」の策定について ○令和5(2023)年度 障害者基本計画策定部会及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定部会における準備について
第3回 令和5(2023)年 11月10日	○「次期名古屋市障害者基本計画及び名古屋市障害福祉計画・名古屋市障害児福祉計画」の策定について
第4回 令和6(2024)年 月 日	○

第2 各調査の概要

1 名古屋市障害者基礎調査

(1)調査の目的

今後の本市障害福祉施策や「第7期名古屋市障害福祉計画・第3期名古屋市障害児福祉計画」及び「名古屋市障害者基本計画(第5次)」の策定に関わる基礎的な資料とすることを目的として、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病等の方を対象に、生活実態や現行施策の評価、サービスの利用状況、今後のサービスの利用意向、施策ニーズ、障害福祉に係わる意向等について調査を実施。

(2)調査期間

令和4(2022)年10月3日～10月28日

(調査基準日:令和4(2022)年10月3日)

(3)調査対象者及び調査方法(18歳以上)

対 象	調 査 方 法
身体障害者	身体障害者手帳所持者から7,839人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収またはwebフォームによる回答。
知的障害者	愛護手帳所持者から1,400人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収またはwebフォームによる回答。
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所持者から2,909人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収またはwebフォームによる回答。
発達障害者	診断書にて障害福祉サービス及び障害児通所支援サービスの申請された、発達障害者等の方から200人を無作為抽出し、調査票を郵送法により配付、回収またはwebフォームによる回答。
高次脳機能障害者	名古屋市総合リハビリテーションセンターを利用している方、397人に対し調査票を郵送法により配付、回収又はwebフォームによる回答。
難病等の方	特定医療費助成制度受給者から1,998人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収またはwebフォームによる回答。

(4)配付・回収状況

対象	配付数(人) A	回収数(人) B	回収率(%) B/A	有効回答数(人) C	有効回答率(%) C/A
身体障害者	7,839	4,140	52.8	4,131	52.7
知的障害者	1,400	667	47.6	661	47.2
精神障害者	2,909	1,328	45.7	1,318	45.3
発達障害者	200	69	34.5	69	34.5
高次脳機能障害者	397	211	53.1	211	53.1
難病等の方	1,998	1,133	56.7	1,132	56.7
計	14,743	7,548	51.2	7,522	51.0

* 基本属性(性別、年齢)のいずれにも回答がない場合、無効回答とした。

(5)調査対象者及び調査方法(18歳未満)

対 象	調 査 方 法
身 体 障 害 者	身体障害者手帳所持者から160人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収またはwebフォームによる回答。
知的障害者	愛護手帳所持者から600人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収またはwebフォームによる回答。
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所持者から90人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収またはwebフォームによる回答。
発達障害者	診断書にて障害福祉サービス及び障害児通所支援サービスの申請された、発達障害者等の方から200人を無作為抽出し、調査票を郵送法により配付、回収またはwebフォームによる回答。
高次脳機能障害者	名古屋市総合リハビリテーションセンターを利用している18歳未満の方3人に対し調査票を郵送法により配付、回収又はwebフォームによる回答。
難病等の方	18歳未満の特定医療費助成制度受給者2人に対し、調査票を郵送法により配付、回収またはwebフォームによる回答。

(6)配付・回収状況

配付数(人) A	回収数(人) B	回収率(%) B/A	有効回答数(人) C	有効回答率(%) C/A
1,055	511	48.4	496	47.0

* 基本属性(性別、年齢)のいずれにも回答がない場合または18歳以上の場合、無効回答とした。

(7)調査内容

○基本属性	○災害対策について
○お住いについて	○障害や障害者への理解などについて
○収入について	○文化芸術活動・スポーツについて
○障害福祉サービスの利用状況について	○外出の状況について
○就労について	○障害者の表し方や呼び方について
○余暇の過ごし方について	○区役所・支所の窓口について
○ICT機器の利用について	○新型コロナウイルス感染症について

* 調査結果の詳細については、ウエルネットなごやに掲載しています。

2 名古屋市障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査

(1)調査の目的

今後の本市障害福祉施策や「第7期名古屋市障害福祉計画・第3期名古屋市障害児福祉計画」策定に関わる基礎的な資料とすることを目的として、障害福祉サービス等の利用者を対象に、サービスの利用実態、サービスに対する満足度、今後のサービスの利用意向等について調査を実施。

(2)調査期間

令和4(2022)年10月3日～10月28日

(調査基準日:令和4(2022)年10月3日)

(3)調査対象者及び調査方法

①在宅サービス利用者	市内に在住し、在宅の福祉サービス利用者の中から、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児から各200人、合計800人を無作為抽出し、調査票を対象者に郵送し、同封の封筒で郵送またはwebフォームによる回答を回収。
②通所施設	市内の入所施設、生活介護等の日中活動系サービス事業所、作業所型地域活動支援事業所から54施設(定員1,201人)を無作為抽出し、その施設等の利用者のうち、市内在住の障害者を対象。調査票を施設等より対象者に手渡し、同封の封筒で個別に郵送またはwebフォームによる回答を回収。

(4) 配付・回収状況

対象	配付数(人) A	回収数(人) B	回収率(%) B/A	有効回答数 (人) C	有効回答率 (%) C/A
在宅サービス利用者	800	346	43.3	341	42.6
通所施設利用者	714	497	69.6	461	64.6
計	1,514	843	55.7	802	53.0

* 基本属性(性別、年齢)のいずれにも回答がない場合、無効回答とした。

(5) 調査項目

【在宅サービス利用者】調査	【通所施設利用者】調査
○基本属性	○基本属性
○住まいや暮らしの状況	○住まいや暮らしの状況
○事業者の選択	○事業者の選択
○相談支援事業	○相談支援事業
○計画相談支援	○計画相談支援
○訪問系サービス	○訪問系サービス
○移動支援	○移動支援
○ショートステイ	○ショートステイ
○日中活動系サービス	○日中活動系サービス
○利用者負担	○利用者負担
○日常生活支援サービス	○日常生活支援サービス
○名古屋市に求める取り組み	○名古屋市に求める取り組み
○自由意見・その他記入のまとめ	○自由意見・その他記入のまとめ

* 調査結果の詳細については、ウエルネットなごやに掲載しています。

3 福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査

(1)調査の趣旨・目的

福祉施設に入所している方のニーズやその方を取り巻く状況の把握を通じて、地域生活への移行に関する課題の整理や今後の取組施策の検討、さらには、今年度策定する第7期障害福祉計画における成果目標の設定の際の参考資料とする。

(2)実施主体

愛知県、名古屋市

(3)調査対象

県内の障害者支援施設73 施設のうち、対象外施設(*)を除く70 施設

(*)対象外施設:公立施設(名古屋市あけぼの学園、名古屋市総合リハビリテーションセンター)及び米山寮盲児部

(4)調査対象者

調査基準日に対象施設に入所している方であって、県内の市町村で支給決定を受けている方【全数調査】

愛知県全体 3,674人

うち、名古屋市分 925人(市内14施設547人、市外49施設378人)

(5)調査基準日等

調査基準日:令和5(2023)年3月1日

調査期間:令和5(2023)年3月～4月

(提出期限:令和5(2023)年5月19日)

(6)調査方法

対象施設(70か所)に対し調査票等を郵送及びメールで送付の上、施設職員等が入所者一人一人の状況について回答を行った。なお、「ご本人のニーズ等」については、施設職員等がご本人に聴き取りの上行うこととしたが、施設職員の負担を勘案し、ご本人の意思表示を読み取ることが可能な場合のみ、回答を求めた。

(7)調査票回収状況

100%

(8)調査内容

○基本属性
○地域生活移行に関する状況
○ご家族等の意向
○ご本人のニーズ等

* 調査結果の詳細については、ウエルネットなごやに掲載しています。

第3 用語解説・参考資料

	用語	解説
※1	インクルーシブな社会	誰もが、障害の有無に関わらず、ひとしく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。
※2	SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。国際社会全体がめざすべき17の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、平成27(2015)年9月の国連サミットにて全会一致で採択。
※3	障害者総合支援法の趣旨	障害者総合支援法の目的(第1条抜粋) この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

※4	デジタルトランス フォーメーション (DX)	将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。企業が外部エコシステム(顧客、市場)の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム(組織、文化、従業員)の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム(クラウド、モビリティ、ビッグデータ／アナリティクス、ソーシャル技術)を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること。 出典:「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和2(2020)年7月17日閣議決定)
※5	社会的障壁	障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
※6	障害者基本法 (第11条第3項)	(障害者基本計画等) 第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。 《第2項 省略》 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

※7	障害者総合支援法 (第88条)	(市町村障害福祉計画) 第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 - 一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 - 二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項 《第4項及び第5項 略》 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
----	----------------------------	--

※8	児童福祉法 (第33条の20)	(市町村障害児福祉計画) 第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 - 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 - 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項 《第4項及び第5項 略》 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
※9	社会モデル	障害者が日常生活又は社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁(社会的障壁)と相対することによって生ずるものという考え方。
※10	アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度などの利用しやすさのこと。
※11	地域生活支援拠点等	障害の重度化・障害者の高齢化や「親亡き後」に備えるため、「緊急時の受け入れ・対応」及び「体験の機会・場」の強化を目的とし、グループホームに短期入所を組み合わせたものが地域生活支援拠点事業所です。これと障害者基幹相談支援センター等が連携する体制を確保すること(面的整備)により、障害者の地域生活を支援するものを含みます。
※12	ICT	情報通信技術。単なる情報技術ではなく、多様で自由かつ便利な「コミュニケーション」が実現するという、情報通信技術におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確に示したもの。 (Information and Communication Technologyの略)

※13	ヘルプカード	外見からは分かりにくい障害・疾患のある方や、コミュニケーションをとることが困難な障害者などが、周囲に自己の障害・疾患への理解や必要な支援を求めることができるよう、障害特性や希望する支援内容を記載するもの。
※14	合理的配慮の提供	障害のある人から何らかの配慮を求められたときに、お金や労力など負担になりすぎない範囲で、その人のこまっていること(社会的障壁)を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと。
※15	ヘルプマーク	外見からは分かりにくい障害・疾患のある方が、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。
※16	依存症対策	国際疾病分類の第11回改訂版(ICD-11)において新たにゲーム症が追加され、令和元(2019)年5月の世界保健機関(WHO)の総会で採択されています。今後見込まれるICD-11の国内適用とゲーム症を含む依存症問題に関する施策の動向を注視していきます。
※17	指定難病	発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない、希少な疾病であって長期の療養を必要とするもののうち、患者数が一定の人数に達しておらず、客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が確立している疾病として国が指定したもの。
※18	ピアサポート	同じような経験がある人によるサポート
※19	精神保健・医療施策の推進	ここでいう施策の推進の対象となる精神障害者は、精神保健福祉法第5条に規定する、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、その他の精神疾患を有する者をいう。その他には発達障害やてんかん、身体的疾患が起因する症状性精神病などが含まれる。
※20	インフォームド・コンセント	医療行為や治験などの対象者が、治療や臨床試験・治験の内容についてよく説明を受け十分理解した上で、対象者が自らの自由意思に基づいて医療従事者と方針において合意すること。
※21	ペアレントメンター	発達障害児者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者。
※22	要配慮者	災害対策基本法第8条において、高齢者、障害者、乳幼児者その他の特に配慮を要する者を要配慮者と定義されています。
※23	DPAT	自然災害や事故などの集団災害の後に、被災地に入り精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチームであり、精神科医師、看護師、業務調整員を含めた数名で構成されます。 (Disaster Psychiatric Assistance Team の略)
※24	地域生活支援拠点等の5つの機能	①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり

※25	第8次医療計画	第8期医療計画策定にあたり、国は、精神疾患の医療体制の構築について、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築と多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築を目指すべき方向性としています。国は、その前段で以下の多様な精神疾患等の現状・課題を概観しています。統合失調症、うつ病・
※26	多様な精神疾患等	躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症（アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症）、外傷後ストレス障害、高次脳機能障害、摂食障害、てんかん、精神科救急、身体合併症、自殺対策、災害精神医療、医療観察法における対象者への医療（法務省が行う医療）
※27	介護・訓練支援用具	特殊マットや移動用リフトなど、障害者の身体介護を支援する用具
※28	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴・食事・移動等の自立生活を支援する用具
※29	在宅療養支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用音声体温計など、障害者の在宅療養を支援する用具
※30	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害者の情報収集・情報伝達・意思疎通を支援する用具
※31	排泄管理支援用具	ストーマ用装具や紙おむつなど、障害者の排泄管理を支援する用具及び衛生用品
※32	住宅改修費	障害者の居宅生活動作を円滑にするための住宅改修費

名古屋市障害者基本計画（第５次）（案）、第７期名古屋市障害福祉計画（案）、 第３期名古屋市障害児福祉計画（案）ご意見の提出方法等

<計画案の配布場所等>

市民情報センター（市役所西庁舎１階）、各区役所・支所、各保健センター、各障害者基幹相談支援センター、などで配布しています。また、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしていただけます（<http://www.city.nagoya.jp/>）。

点字版、音声変換用テキストファイルをご希望の方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

<意見募集期間>

令和５年１２月２７日（水曜日）～ 令和６年１月２５日（木曜日）（必着）

<提出方法>

意見提出用紙（裏表紙）又は任意の用紙に、住所、氏名をご記入の上、下記まで郵送・ファックス・電子メールでご提出いただくか、ご持参ください。任意の用紙による場合は、名古屋市障害者基本計画（第５次）（案）、第７期名古屋市障害福祉計画（案）、第３期名古屋市障害児福祉計画（案）に対する意見であることを明記してください。

- ・電話や来庁による口頭でのご意見は受付できませんので、ご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。ご意見を取りまとめの上、本市の考え方とあわせて公表します。
- ・個人情報は、名古屋市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。

<提出・問い合わせ先>

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課（電話番号：052-972-2585）

- ・郵 送 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
- ・ファックス 052-951-3999
- ・電子メール a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※ ファックスの場合は、この用紙に記入の上、このまま送信してください。

ファックス送信先：（０５２）９５１－３９９９

（あて先）名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

（ご意見記入用紙）

「名古屋市障害者基本計画（第５次）（案）、第７期名古屋市障害福祉計画（案）、第３期名古屋市障害児福祉計画（案）」についてみなさまのご意見をお寄せください。

住 所	
氏 名	
区 分 ※任意記入	障害のある方 ・ 障害のある方の家族 ・ 障害福祉サービス従事者 その他（ ）

■提出期限 令和６年１月２５日（木曜日）（必着）

■提出先 健康福祉局障害福祉部障害企画課

（郵 送） 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号

（ファックス） （052）951-3999

（電子メール） a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp